

# 沖縄振興計画等総点検報告書

— 沖縄振興の現状と課題及び展望 —

平成22年4月

沖 縄 県

# 目 次

## 第 1 章 総説

1 沖縄振興計画の総括	1
2 今後の沖縄振興の方向性	7
(1) 希望と活力にあふれる豊かな島	8
(2) 世界に開かれた交流と共生の島	11
(3) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島	12
(4) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	13
(5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島	14
(6) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編	15
(7) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築	16
3 圏域別振興・離島振興の方向性	18
(1) 各圏域別振興の方向性	18
(2) 離島振興の方向性	19
別表－主要な検討課題	21

## 第 2 章 沖縄振興の現状と課題

1 沖縄を取り巻く経済社会の動向	36
(1) 我が国経済社会の動向	36
(2) 本県経済社会の動向	38
2 沖縄振興の現状と課題	41
(1) 民間主導の自立型経済の構築	41
(2) アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成	51
(3) 世界的水準の知的クラスターの形成－大学院大学を中心として－	53
(4) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現	54
(5) 持続的発展のための人づくりと基盤づくり	62
(6) 県土の均衡ある発展と基地問題への対応	67

3 県土利用の基本方向	75
(1) 県土の適正な利用	75
(2) 海洋の保全・利用	82
(3) 駐留軍用地跡地の有効利用	87
4 人口及び社会経済の動向	92
(1) 人口の動向	97
(2) 労働力の動向	101
(3) 主要な経済指標の動向	105

### 第3章 振興施策の現状と課題及び対策

1 自立型経済の構築に向けた産業の振興	113
(1) 質の高い観光・リゾート地の形成	113
(2) 情報通信関連産業の集積	127
(3) 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興	133
(4) 創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出	156
(5) 地域を支える産業の活性化	168
(6) 販路拡大と物流対策	183
(7) 中小企業の成長発展	186
(8) 産業振興を支援する金融機能の充実	189
2 雇用の安定と職業能力の開発	193
(1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援	200
(2) 若年労働者の雇用促進	207
(3) 職業能力の開発	210
(4) 働きやすい環境づくり	220
(5) 駐留軍等労働者の雇用対策の推進	223
3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進	225
(1) 大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成	225
(2) 国際交流・協力の推進	229
(3) 国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備	234

4	環境共生型社会と高度情報通信社会の形成	237
(1)	循環型社会の構築	237
(2)	自然環境の保全・活用	243
(3)	生活環境基盤の整備	255
(4)	都市・農山漁村の総合的整備	261
(5)	高度情報通信ネットワーク社会の実現	266
(6)	災害に強い県土づくり	269
5	健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保	272
(1)	健やかで安心できる暮らしの確保	272
(2)	保健医療の充実	285
(3)	ともに支え合う社会の構築	290
(4)	安全・安心な生活の確保	294
6	多様な人材の育成と文化の振興	302
(1)	初等中等教育の充実	302
(2)	高等教育の推進	316
(3)	産業や地域社会を担う人づくり	318
(4)	潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成	324
(5)	スポーツの振興と青少年の健全育成	328
(6)	豊かな感性を育む文化の振興	331
7	持続的発展を支える基盤づくり	335
(1)	交通体系の整備	335
(2)	情報通信基盤の整備	348
(3)	安定した水資源とエネルギーの確保	350
8	離島・過疎地域の活性化による地域づくり	353
(1)	産業の振興	355
(2)	交通、情報通信基盤の整備	362
(3)	生活環境基盤の整備	370
(4)	保健医療の確保と福祉の向上	375
(5)	教育及び地域文化の振興	377
(6)	自然環境及び県土の保全	381
9	駐留軍用地跡地の利用の促進	384
(1)	調整機関の設置	384
(2)	駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組	385

## 第4章 圏域別振興の方向

1 北部圏域	394
(1) 産業の振興	399
(2) 産業振興のための基盤整備	411
(3) 定住条件の整備	413
(4) 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興	418
(5) 駐留軍用地跡地利用の促進	418
2 中部圏域	420
(1) 産業の振興	427
(2) 普天間飛行場等駐留軍用地跡地の利用促進	434
(3) 産業振興のための基盤整備	436
(4) 都市機能の再編・再整備	438
(5) 生活環境基盤等の整備	439
3 南部圏域	443
(1) 都市機能の再編・整備	449
(2) 産業の振興	452
(3) 総合的な交通基盤の整備	459
(4) 国際交流等の推進	466
(5) 生活環境基盤等の整備	466
4 宮古圏域	472
(1) 資源循環型の社会システムの構築	477
(2) 産業の振興	480
(3) 産業・生活環境基盤等の整備	484
(4) 職業能力開発機会の確保	488
(5) 保健医療・福祉関連基盤の整備	488
5 八重山圏域	490
(1) 産業の振興	495
(2) 総合的な交通基盤の整備	502
(3) 保健医療・福祉関連基盤の整備	504
(4) 職業能力開発機会の確保	505
(5) 産業・生活環境基盤等の整備	506

# 第1章 総説

## 1 沖縄振興計画の総括

沖縄振興開発計画は、祖国復帰を果たした1972年にスタートした。

沖縄返還にあたっての政府声明（1972年5月）は「沖縄を平和の島とし、我が国とアジア大陸、東南アジア、さらに広く、太平洋諸国との経済的・文化的交流の新たな舞台とすることこそ、この地に尊い命を捧げられた多くの方々の霊を慰める道であり、我々国民の誓いでなければならないと信じる」と発表され、いわば沖縄振興のスタート時の理念が示されている。一方、2010年に策定した、初めての長期構想となる沖縄21世紀ビジョンの基本理念においては、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。」としている。同ビジョンは、県民意見を基に2030年の沖縄のあるべき姿を描いたもので県政運営の指針となるものである。沖縄振興計画の点検に際して、復帰からの状況と同ビジョンの視点も取り入れ、作業を行ったところである。

さて、沖縄が祖国復帰を果たした時期は、日本本土において、高度成長が終わる時期と重なる。高度成長期には鉄道、道路、港湾等の産業基盤が整備される一方、地方に関しては、新産業都市建設促進法（1962年）及び工業整備特別地域整備促進法（1964年）による整備促進や補助負担率のかさ上げ等の制度が策定され、高度成長と地域間格差の是正が図られた。

本県は、過酷な地上戦を経て、我が国施政権から分離され、米軍施設の建設・拡大など、他の都道府県と異なる事情を抱える中で、県民の努力と創意工夫を重ね戦後の復興を遂げていった。しかしながら、我が国経済が大きく発展した高度成長期に米軍施政権下にあったため、経済社会の発展のための十分な資金投下がなく、また、日本政府の産業政策が及ばないなど、社会生活基盤、産業基盤整備の絶対的な遅れと、物的生産力が弱いままで日本の都道府県の一つとなることを余儀なくされた。復帰時の本県経済社会の状況は、生活基盤、産業基盤、経済力など多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。

沖縄振興開発計画は、こうした沖縄の置かれた現状を踏まえ、「本土との格差是正」、「自立的発展の基礎条件の整備」を目標に掲げスタートした。

第一次振興開発計画が1972年から1981年まで、第二次振興開発計画が1982年から1991年まで、第三次振興開発計画が1992年から2001年まで、そして開発の文言を除き、今後の沖縄の発展に向けた総合的な取組みを推進する現行の沖縄振興計画が2002年から2011年までとなっている。

本土との格差是正に関しては、補助事業や国の直轄事業に関する補助負担率のかさ上げが制度化され、各分野の補助事業や国直轄事業が展開されていった。病院施設、空港、港湾、道路などの補助事業等を計画の施策と対応させ、内閣府一括計上方式として予算化する仕組みの下、本土との格差は縮小し県民の利便性は大きく向上した。

反面、画一的な社会資本整備等は、本県の自然環境に大きな負荷をかけ、赤土流失等による海域環境の悪化などの問題も起こっている。本県の大きな財産である自然環境を

毀損することがないように適切に配慮することや自然再生の公共事業が求められている。

自立的発展の基礎条件の整備に関しては、産業経済を支援する制度として、「工業等開発地区」「自由貿易地域」という二つの制度でスタートし、日本本土と同様に工業を重視した発展を志向していた。しかしながら、市場の狭隘性や、高い物流コストなど沖縄が持つ島嶼経済の不利性を超えて他地域に優越する産業基盤や制度を持ちえなかったことなどから、工業の立地は厳しい状況にある。次いで、第三次振興開発計画の途中から沖縄の地域特性を踏まえ観光振興地域制度などが追加され、さらに、現行の振興計画において、金融業務特別地区、情報通信産業特別地区など地域指定制度の分野の拡大が図られており、自立的発展のエンジンを模索する動きにつながった。

地域指定制度は、産業展開の可能性を広げ効果を挙げているものの、適用要件の緩和が必要である旨の指摘や、変化していくビジネスモデルや経済情勢の変動に応じた柔軟な適応が必要である旨の指摘がある。経済情勢の厳しさとも相まって、企業の集積は進んでいない状況にあり、人口増加が大きい本県にとって、雇用の場の拡大という、根本的な課題は解決していない状況にある。

さらに、第三次沖縄振興開発計画からは、「本土との格差是正」、「自立的発展の基礎条件の整備」に加えて「広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図る」という新たな目標が掲げられた。現行の沖縄振興計画においては、「我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備を図る」こととしている。これは、それまでの本土並という一元的な施策のみでは経済的自立は困難であるとの認識に立って、本土の他地域にはない沖縄の独自性・特性を活かす施策を加えることによって、社会経済活動の範囲を拡大し、自立的発展の基礎条件の整備を促進しようとしたものである。グローバル経済の進展、アジア諸国の経済発展など、本県の地理的特性などを活かせる環境変化の速度を踏まえ、特色ある地域としてのさらなる整備の促進が求められる。

以上、これまでの計画の策定の背景、計画目標を概観してきたが、次に現行の振興計画の計画目標に沿って、成果と課題を総括し、新たな沖縄振興計画の策定に向けて県の考え方を示したい。

#### <自立的発展の基礎条件の整備>

自立的発展の基礎条件の整備については、1972年から始まる第一次振興開発計画から、現行の沖縄振興計画にいたるまで、一貫した目標として掲げられている。道路や教育施設など基盤整備は、県民の利便性を大きく向上させるとともに、景気浮揚効果をもたらすなど需要を下支えし経済成長の一因となった。一方、経済成長のエンジンを組み込んだ供給構造に向かう効果については概ね間接的なものにとどまっており、各種地域指定制度の運用の状況についても民間主導の自立型経済の構築へ後押しする効果は限られたものになっている。

ここで、改めて自立的発展の基礎条件の整備について、我が国及び本県の経済社会構造の変遷を踏まえ、「自立的発展」の姿を描き、この姿に向かう基礎条件の整備のあり方を考え、政策課題として帰結させることとする。

### （産業構造と社会構造の変遷）

前述したように、戦後27年間米国施政権下に置かれ、我が国の高度成長政策に乗り遅れた本県は、1972年の復帰後、本土各県のあとを懸命に追った。社会生活基盤、産業基盤が絶対的に遅れている状況にあって、本県産業振興のモデルとなったのは、高度成長時代に本土各県が辿った工業立地の道であった。交通、教育、医療、上下水道など基本的な生活基盤を整備するとともに、沖縄本島北部にダムを建設し、工業用水の確保を図り、中城湾港新港地区の埋め立てを開始し、工業団地の確保に努めた。しかしながら、1971年のニクソンショック、74年の原油高騰などの世界的な経済環境の変化の中で、我が国の高度成長も終わりを告げ、その後80年代中盤には為替相場の大幅な切り上げなどに伴い製造業の空洞化が生じるに至った。本県の工業立地の基盤である工業用水道の整備が進み、工業団地の整備がようやく形をなすのはそのような時期であり、その時点では我が国の経済構造は大きく変化し、地方における工業化モデルも変化した。

また、復帰後の集中的な社会資本の整備に伴い、産業・経済構造は大きく公的投資に依存する経済構造に変化した。第1次産業、製造業が逡減し、建設業とサービス産業が急激に比重を高めた。

一方、80年代末までには、本県では空港、港湾道路などの交通基盤の整備が進み、航空ネットワークも拡充されるなど交流基盤が大幅に改善され、我が国の、国民のゆとりと潤いを求める価値観の定着と相まって、観光リゾート産業が本県の地域特性を生かす新産業として大きく成長してきた。さらに、その後90年代中盤の情報通信技術の進展は、遠隔地にあることによる競争条件の不利性を低減させる効果を持ち、県による通信費補助、コールセンター等の施設整備や豊富な若年労働力の存在と相まって情報通信産業が観光産業に続くリーディング産業として大きな伸びを示した。

90年代のバブル経済崩壊後の経済状況を経て、2000年代に入ると構造改革政策を背景に公共事業費の大幅な削減が行われ、また、人口減少と急速な少子高齢化、経済成長力の鈍化、国と地方のあり方の見直しなど変革の時代を迎えた。本県においても建設業の経済に占める比重も全国並みに近づきつつあるなど、民間主導の自立型経済に向けての環境整備を進め自立的発展に大きく踏み出していくことが求められる。

### （自立的発展の姿）

次に、自立的発展の姿については、どのように見据えるべきなのか。これまでのように、第1次産業、第2次産業、第3次産業という産業構造をベースに、各産業のウエイトやそのあり方を言及する見方だけでよいのか。自立的発展に重要な役割を果たす成長のエンジンをどのように位置づければよいのか。こうした点を踏まえ、移出産業と域内産業に分けた地域経済成長の考えを導入し、自立的発展の姿を捉えることで政策課題を浮かび上がらせることとする。

地域経済は、域内産業と移出産業から構成されていると捉えることができる。ここで域内産業とは、地域内に農産物を供給する農業や、小売業やサービス業など主として住民の生活に必要な商品やサービスを生産し販売するもので、住民の日々の生活を支え、豊かにする活動である。このため、経済を安定軌道に保つ翼に例えられる。移出産業とは、主として域外から収入を得て域内の経済に資金を注入する活動である。このため、地域経済成長の動因として機能し、経済成長のエンジンに例えることができる。地域経済は、移出産業の拡大成長が、域内産業に波及して、地域全体の雇用や所得の一層の拡大をもたらす乗数的な効果が働く構造的特性を持っていることが知られている。

こうした地域経済の特性を踏まえると、自立的発展の姿とは、まず、しっかりとした



移出産業が複数育っている状況にあることである。複数あることで、経済発展の動因をより力強くし、日本経済、世界経済の情勢変動に対する耐性を確保するとともに安定した地域経済の運営を支えることが可能となる。次に、域内産業については、住民に選好される商品の生産消費や移出産業を支える活動が活性化している状況にあることである。資金の域外漏失を少なくするとともに、移出産業の原材料などを供給することにより経済効果を高めることが可能となる。このように成長のエンジンである移出産業がしっかりと育ち、成長の翼である域内産業が活性化し、両者が連携、補完している状況が自立的発展の姿であり、民間主導の自立型経済のひとつの姿といえる。こうした民間主導の自立型経済の中で、雇用の場の拡大を図り失業率についても解決されていくことが期待される。

同様な趣旨で、「沖縄経済振興21世紀プラン」（平成12年8月）において、「経済の自立」とは、経済発展の動力、いわゆる成長のエンジンを自らの経済構造の中に組み込むことで持続可能な発展を実現することである旨示している。

こうした点を踏まえると、今後の本県の自立的発展の姿は、移出産業（自立的発展のエンジン）としての観光産業、情報産業が一層の成長を遂げ、これに続く産業が複数現れ、成長していることである。同時に、域内産業に関しては、農業における地産地消の取組みや観光産業との連携、移入・輸入品に打ち勝つ県民に選ばれる県産品を作る製造業など様々な分野の産業が活性化していることである。もちろん、農業や製造業についても競争力をつけその一部については移出産業として展開していくことが望まれる。

#### （自立的発展の基礎条件の整備）

このような、自立的発展の姿からみると、格差是正を目標とする社会基盤整備や経済産業を支援するこれまでの工業等開発地区から始まる地域指定制度は、自立的発展の基礎条件の整備の大きな構成要素ではあるが、結果として、それだけでは自立的発展に押し上げるには限りがある。

社会基盤の格差是正が進み、全国が人口減少に向かう中で人口が増加傾向にあるなど発展の素地が整いつつある今日、自立型経済の構築にとって、大きな隘路として正面に据えるべき課題の一つは、特に移出産業（自立的発展のエンジン）の成長を促進する競争条件の不利性の克服である。

もちろん、自立的発展の実現を担うのは、民間経済の力である。しかしながら、民間経済だけでは克服できない島嶼経済が抱える不利性を有するのも事実である。観光産業においては、航空運賃の低減化支援措置をひとつの契機として競争力を獲得して発展し、また、情報通信産業においては、通信費補助などの措置により距離の不利性を克服し、大きく成長したところである。

ここで、競争条件の不利性については、海を隔てかつ遠隔であるため物流・交流コストが高いこと、域内市場規模が小さいため生産規模の拡大が平均費用の低下をもたらす「規模の経済」が働きにくいこと、労働やその他の経営資源の規模が小さいこと、近接した大規模市場がないため移出産業が育ちにくいこと、本土における経済政策の効果が遮断されたり逆の効果が懸念されること、などが挙げられる。このように経済活動コストを押し上げ、付加価値を小さくする構造的な要因を持っているため、経済活動の前提条件や経済発展の道筋も本土の各県とは異なる。一方で、これらの不利性を克服する手立てがこれまで十分には措置されていない状況にある。

このように、自立的発展の基礎条件の整備においては、産業活動を支える基盤整備とともに、不利な競争条件を同等にするまで引き上げる制度など島嶼経済が抱える不利性を克服する施策・制度や政策的課題に対応する政策金融機能の充実が必要である。

<我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備>

アジア・太平洋諸国に近接した地理的特性、亜熱帯・海洋性などの自然的特性、国際性豊かな歴史的特性など沖縄が持つ地域特性を生かし、アジア・太平洋地域における各種の結節機能を育成強化するため、那覇空港の滑走路増設など交流基盤の整備や、交流事業の推進、などに取り組んできた。また、国際航空物流拠点の形成に向けて新貨物ターミナルが建設され沖縄における新たなビジネスが開始されたところであり、これを活用した新たなビジネスモデルの展開も期待される。

一方、世界が、グローバル化の加速的な進展により、「ヒト、モノ、カネ」などの生産要素の移動が国境を越えて地球規模で盛んになり、情報通信技術の発展と活用とも相まって競争の激化と政治的・経済的・文化的な境界線、障壁がボーダレス化する状況になり、国際的な地域間競争が起こっている状況にある。こうした中、空港、港湾など戦略的な基盤整備については、その迅速化を図り、競争水準や優位性を確保することが課題である。

また、沖縄がアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展において、どのような役割を果たし、貢献していくかを見定め、戦略的に整備を図る必要がある。

基本的な社会資本整備が進んだ現状においては、今後はアジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けた整備に重点を移すことが、沖縄振興開発スタート時の理念及び沖縄21世紀ビジョンとも符合する。

<今後の本県振興の基本的考え方及び新たな沖縄振興計画策定の必要性>

3次にわたる沖縄振興開発計画、2002年度からスタートした沖縄振興計画によって、基本的な社会資本整備は着実に進み本土との格差は縮小し、県民の利便性は大きく向上したが、産業経済面では、島嶼経済の不利性の克服には至っていないことなどから、県民所得は最下位であり、失業率が高水準で推移するなど、自立的発展に向けての歩みについては道半ばである。

他方、島嶼経済の不利性の克服や自立型経済の構築などに課題があるなか、アジアと近接している地理的特性や文化的親和性、全国が人口減少に向かうなかでの人口増加、地域特性を活かした観光産業の成長などその発展可能性を活かすことにより、交流と共生を通じてアジアと世界につながり、わが国の一翼を担い、世界へ貢献し発展していく素地は整いつつある。

このような現在の立ち位置を踏まえ、発展可能性を活かし、今後の自立的発展を見据えた戦略的基盤整備を進めるとともに島嶼経済の不利性を克服する、制度の創設・充実を図る必要がある。

また、克服すべき課題の一つとして、沖縄の基地の存在がある。太平洋戦争終結から60数年の歳月を経た今なお、沖縄は、陸域、海域、空域とも駐留米軍の制約を大きく受けている。特に沖縄本島の中南部都市地域は、狭隘な土地に嘉手納飛行場や普天間飛行場など広大な基地が集中する一方、政令指定都市に匹敵する人口100万人以上の過密な都市圏を形成している。経済活動により大きな所得を生み出す都市地域が基地に制約され、沖縄の新たな発展にとって重大な阻害要因となっているという現実には直視されなければならない。また、軍用地として長期間使用された上で返還された、基地跡地の適切な利用は、日米安全保障条約に基づく基地提供義務と対をなす国の責務であり、返還ならびに跡利用に係る全過程における適切な国の措置が不可欠であり、基地返還に伴う環境浄

化、地権者対策など諸問題の解決と跡利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図る必要がある。

加えて、克服すべき課題の一つとして、離島振興の問題がある。離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的経済水域（ＥＥＺ）の確保並びに航空機や船舶の安全な航行に重要な役割を果たしている。また、広大な海域に賦存する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を秘めている。沖縄の離島は、それぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有しており、魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。地域資源を持続的に活用する仕組みをどう構築し、地域の担い手をどのように育成するか。また、離島の交通問題にどう対応するか。広大な海域を有する沖縄の離島の重要性をどう位置づけ、新たな政策導入を含む有効な振興策等を如何に展開していくかが課題である。

一方、2006年12月の地方分権改革推進法の制定により、第2次分権改革が本格的にスタートし、国と地方の役割分担の徹底的な見直し、国から都道府県へ、都道府県から市町村への権限移譲の推進、地方税財政制度の整備等の地方分権改革が進められている。

さらに、これまでの地方分権改革から国と地方の関係を、より抜本的に転換する地域主権の取り組みが加速している。地方の役割を重視する改革は、時代の潮流となっており、新たな沖縄振興の枠組みの設計に際しても、自由度の高い一括交付金など地域主権の思想を十分反映させる必要がある。また、2010年に策定した沖縄21世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想であり、これからの県政運営の基本的な指針となるものである。

このようなことを踏まえ、今後の本県の振興については、「民間主導の自立型経済の構築」「アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成」、「安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現」「県土の均衡ある発展と基地問題への対応」などのいずれにおいても課題が残っており、その解決を図りつつ、沖縄21世紀ビジョンで描く5つの将来像の実現に向けて今後検討する必要がある。

そのためには、沖縄振興計画終了後においても、沖縄のもつ特殊事情を踏まえ、沖縄の発展可能性を開花させ我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与するため、国による計画に基づく的確な支援及び新たな沖縄振興の制度の創設が必要である。特に、条件不利地域である沖縄の自立的発展の基礎条件の整備にかかる産業振興の支援措置の充実や創設、沖縄の離島にかかる支援措置の充実や創設、各分野の基盤整備の推進及び総合政策金融機関としての沖縄振興開発金融公庫活用など沖縄振興計画の点検で浮き彫りにされた課題の解決を促進する支援や措置が必要である。さらに、国の責務により、基地返還にかかる諸問題を解決する新たな制度の創設が必要である。

また、今後、ひも付き補助金を廃止し、いわゆる一括交付金などの地域主権改革が予定されており、総額の確保された自由度の高い真に地方自治を裏打ちする行財政制度などの実現が期待される。このような地域主権改革を踏まえた新たな沖縄振興の枠組みを検討する必要がある。

## 2 今後の沖縄振興の方向性

本土復帰以降、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、各種施策が総合的に講じられたことにより、社会基盤等については、本土との格差が次第に縮小するなど、本県の経済社会は着実に発展してきている。

一方、産業面においては、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果は上がっているものの、若年者を中心とした雇用情勢は依然として厳しく、また、島嶼経済の抱える不利性を十分に克服できず、民間主導の自立型経済の構築は道半ばの状況にある。

我が国経済社会は、人口減少と急速な少子・高齢化の進展、経済成長力の鈍化など、大きな転換期を迎えている。また、国際的には、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の台頭、地球規模での環境問題の深刻化などの情勢変化がある。

こうしたなか、我が国には、労働力人口が減少する中でも活力を維持できる経済社会、高齢者が安心して暮らせる社会保障の確立等が緊急な課題となっており、また、国際的には、世界経済の安定的な発展と地球規模の環境問題対策に対する貢献がこれまで以上に求められている。

このような変化の激しい時こそ、長期的な視点で将来を展望する必要があるため、本県では、2030年のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性等を明らかにする基本構想として、沖縄21世紀ビジョンを策定した。

今後の沖縄振興の方向性としては、総点検結果を踏まえつつ、県民意見をもとに描いた5つの将来像の実現に向けて検討していく必要がある。

このため、希望と活力にあふれる豊かな島の柱となる産業の振興については、農林水産業や製造業等の地域産業の振興はもとより、観光・リゾート産業や情報通信関連産業に続く第3、第4の産業として、国際物流関連産業や沖縄科学技術大学院大学を核とする「知的クラスター」の形成など新たな産業分野の展開を図る。

また、交流と共生を通じて、我が国の国際貢献の一翼を担い、かつ本県の振興を図る観点から、アジア・太平洋地域との交流や世界各地とのネットワークづくり等を通じた、本県独自の国際的な発展を可能とする取り組みを進めていく。

併せて、本県の宝である生物多様性に富んだ豊かな自然環境や、沖縄らしい風景等を守り、創造していくとともに、健康・長寿の復活や個性豊かな地域づくり等を通して、安全・安心な暮らしを実現する。

さらに、島嶼県である本県が、今後発展していく上で最も重要な柱となるのは人材育成と教育であり、人間形成や個性を育む教育、地域社会をはじめ国内外で活躍する人材の育成を進める。

また、克服すべき沖縄の固有課題とその対応方向として、県土構造の再編にもつながるインパクトを持つ大規模な基地返還跡地の有効活用と、広大な海域に散在する多くの離島で構成される本県の持続的な発展を支える新たな交通ネットワークの構築を図る。

以上の観点を踏まえ、ビジョンで描く5つの将来像及び総点検結果等に基づき、今後の沖縄振興の方向性を示す。

## (1) 希望と活力にあふれる豊かな島

### <21世紀の「万国津梁」の実現>

琉球王朝時代の先人達の歴史に学び、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、沖縄が我が国、アジア・太平洋地域等とともに発展していくために必要な条件を整備することが重要である。

また、経済、文化、情報、科学技術などアジア・太平洋地域等との多角的な交流をどのように進めていくか。また、その実現に向けて、国際航空ネットワーク等の交通体系をどう構築すべきかが課題である。

そのため、アジア地域との人・モノ・情報等の交流ネットワーク機能の強化、様々な分野の高度人材等の交流促進、交流を通じた産業競争力と地域力の強化など、アジア・ゲートウェイの主要な拠点形成に取り組む。

また、那覇空港及び那覇港を基軸とする国際物流拠点の形成を促進することにより、国際物流関連企業の集積に取り組む。

さらに、国際情報通信ハブ機能の強化に向け、我が国とアジアとのブリッジ機能の一翼を担うべく、「沖縄IT津梁パーク」及び沖縄GIXの整備・拡充に取り組む。

### <地域に根ざした産業の振興>

沖縄が持続的に発展していくためには、農林水産業や製造業等の地域産業を支え、それぞれの地域特性を踏まえつつ、振興していくことが重要である。

また、グローバル化により競争が激化する中、県内企業が持続的に発展していくためには、経営の高度化など経営体質の改善、技術やマーケティング力の強化を図っていくことが大きな課題である。

我が国唯一の亜熱帯性気候を活かした農林水産業の振興に向け、おきなわブランドの確立を図るとともに、食品加工、流通・販売、観光等が連携・融合した新たな付加価値の創出を図る。

また、生産性や品質の向上及び商品開発力の向上、販路拡大やマーケット戦略の見直し等を行うとともに、経営基盤の強化や経営革新など総合的な中小企業対策を推進する。

### <沖縄を牽引する産業の育成>

沖縄の強み・潜在力である豊富な若年労働力をさらに活かしていくため、観光関連産業及び情報通信関連産業の量的拡大と付加価値の増大、高度人材の育成、雇用の安定など魅力ある産業としての一層の高度化を図っていくことは、自立型経済の構築にとって極めて重要である。

那覇空港を拠点とする国際物流ハブ機能は、農林水産業や製造業等の地域産業に新たな活路を開くとともに、新たな産業の振興にもつながるものであり、物流ネットワークを積極的に活用していくことが求められる。

また、特別自由貿易地域制度や、情報通信産業振興特別区制度等の現状を踏まえて、より有効に機能するよう制度の抜本的な改善を図っていく必要がある。

さらに、沖縄科学技術大学院大学をはじめ研究機関等との積極的な連携を図るとともに、科学技術系研究基盤の強化に努めるほか、ベンチャー企業の育成と国内外から高度

な研究機関の誘致を図ることが重要である。

自然環境の保全を重視する地域とのゾーニングを明確にしつつ、本島西海岸エリアを、沖縄科学技術大学院大学と連携したリサーチ&ヘルス・リゾートや、都市型オーシャンフロント・リゾートとして整備・利用を進める。

情報通信関連産業のさらなる集積促進に向け、現行制度の抜本的な拡充・強化に取り組むとともに、通信コストの低減化を図る。また、金融関連業務のさらなる集積促進に向け、金融知識を有する人材の育成、情報通信基盤の整備など情報通信機能との一体化を図るとともに、現行制度の抜本的な拡充・強化に取り組む。

さらに、クラウドコンピューティング関連ビジネス及びそれを支える高機能データセンタービジネス、バックアップセンター等を沖縄の特性に適した新しい情報産業として振興する。

また、那覇空港における国際貨物ハブの機能強化に向けて、那覇空港における沖合への滑走路増設など空港整備を促進するとともに、公租公課の軽減など国際競争力のある空港機能の拡充・強化を図る。

現行の自由貿易地域や特別自由貿易地域について、近隣アジア諸国の自由貿易地域や経済特区等との競争力を確保するため、制度の抜本的な拡充・強化に取り組む。

さらに、沖縄科学技術大学院大学等を中核とし、国内外の研究機関、企業等を取り込んだ「知的クラスター」の形成の推進により、ライフサイエンス、医療・健康分野の最先端科学技術を応用した新たな産業創出を図る。

### <雇用の創出と人材の確保>

本県の完全失業率は就業者は増えているものの高止まりで推移し、依然として若年者の失業率が極めて高い状況にある。雇用の場のさらなる確保や働きやすい職場環境の整備等が課題である。

産業振興策の拡充・強化や新たな産業の立地を促進するなど、雇用の場の創出を図るとともに、人材育成・確保や有用な産業人材の誘致、就業環境の改善促進など、雇用のミスマッチ解消、若年者の就業意識の改善等を図る必要がある。

働きたい人が働きたい職につける多様な雇用の場の確保、就業支援、多様な生き方が選択・実現できる職場環境の整備により、労働者が安心して働ける「雇用セーフティネット」の確立を図る。

このため、産業界や教育界と連携しながら、社会や時代のニーズに対応する職業訓練の拡充・強化を図る。また、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境など官民協働による普及を促進する。

### <離島力の発揮>

沖縄には、広大な海域に多くの有人離島が散在し、それぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有しており、この多様性は沖縄観光の大きな魅力となっている。また、食料の供給地としても重要な地域となっており、環境と調和した持続性のある農林水産業の振興を図るとともに、観光産業等と連携した取り組みが求められる。

沖縄の振興を図る上で、それぞれの離島が持つ多様な力を発揮していくことが重要であり、本島・離島間、あるいは離島間の交流を通して、県民全体でその魅力を再認識し、

評価することが重要である。

多くの離島において、少子高齢化や人口減少が深刻化しており、地域資源を持続的に活用する仕組みをどう構築し、地域の担い手をどのように育成するかが課題である。

離島の「暮らしと時間」を観光価値として再認識した、癒しやスローライフ等のニーズに着目した各離島独自の観光戦略を構築する。

また、農業、農村の持つ多面的機能を生かし、都市と離島との交流を推進することで、離島における新たなビジネスを創出し、離島地域の活性化を図る。

さらに、離島の生活条件向上、地場産業・観光等の基礎条件の改善のための、低料金の航空網構築等による移動・輸送コストの低減化を図るとともに、情報通信基盤を活用した離島力の発信と潜在能力の顕在化を促進する。

### <基地返還跡地の活用>

沖縄における米軍基地の返還は進んでおらず、過重な負担が続いている。米軍基地の存在は長期にわたり望ましい都市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興開発を図る上で大きな障害となっており、得べかりし県民生活上の利益を失い続けてきている。

嘉手納飛行場より南の相当規模の基地の返還が予定されており、県全体の発展のために基地返還跡地をどのように活用すべきか、また、計画的かつ円滑な跡地利用をどう進めるかが課題である。

戦後、米軍基地に県土の枢要部分を占有されたことにより、生活環境、交通インフラ等様々な面で歪んだ都市構造を余儀なくされてきたことから、都市再生の視点から跡地利用を推進し、人と自然が調和する良質な生活空間を回復する。

返還跡地の利用に関しては、アジア・太平洋地域の経済発展やグローバル化の進展に対応した産業振興、潤いのある居住・都市空間の確保、沖縄を拠点とする新たな国際貢献等の推進に活用する。

また、返還跡地の整備においては、連携と協働に配慮した広域的な構想・計画の立案とともに、円滑な事業実施を可能とする新たな跡地整備の仕組みや、法制度等の創設を図る。

### <資金の確保>

今後の産業の振興を図るため、県内各産業分野に必要十分かつ良質な資金を円滑に供給することが必要である。

産業振興の担い手である企業への支援強化や新規産業の育成及び離島地域の活性化に加え、産業の持続的発展を支える交通・都市基盤等のインフラ整備のための大型プロジェクト、エネルギーや環境分野への対応、さらには基地跡地の計画的再開発など、今後見込まれる多額の資金需要に対応し、民間投資を一段と促進するため、沖縄振興策と一体となった政策金融を担う沖縄振興開発金融公庫など、金融機能の充実・強化が重要である。

## (2) 世界に開かれた交流と共生の島

### <外交における沖縄の役割発揮>

今後の国際情勢を見据え、アジア・太平洋社会に対する貢献の拡大を図り、加えて、我が国の一員として、新時代の沖縄の振興に向け、どのような国際戦略を構築し、展開を図るか等が課題である

そのため、地理的・歴史的特性を活かしつつ、我が国の国際貢献の一翼を担い、アジア・太平洋地域との交流や世界各地とのネットワークづくり等を通じた取り組みを行う。

### <国際交流と共生のネットワークづくり>

日本本土、中国大陸、東南アジア諸国を結ぶ中心部にある沖縄の地理的優位性を活かし、アジア・太平洋諸国との人・モノ・情報等の交流ネットワークを形成していくことが重要である。

世界各地で「ウチナーネットワーク」を展開し活躍しており、この人的ネットワークをどのように活用していくかも重要な課題である。

アジア・太平洋地域との多元的なネットワーク構築により、ビジネス・新産業創出など新たな沖縄振興を先導する交流拠点の形成を図る。

また、南米諸国など世界各地に展開している「ウチナーネットワーク」等の国際的な人的ネットワークの活用と連携強化を図る。

### <科学の振興と世界への協力・貢献>

科学は、21世紀における沖縄の社会経済を発展させる大きな原動力となるものである。地域の活性化や様々な社会環境の変化への対応、さらには、多くの課題に直面する国際社会への貢献等に向けて、自然科学・社会科学など様々な科学分野における研究・集積や技術の振興は重要である。

アジア・太平洋地域の島しょ国等における国際的な課題の解決に向け、沖縄が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を活かし、環境、エネルギー、医療・防災等の分野で積極的に協力・貢献していくことが課題である。

県内大学等における沖縄の自然と歴史、伝統文化など自然科学や社会科学分野の研究体制を強化するとともに、アジア歴史・文化拠点の形成に取り組むなど、「学問・研究の沖縄」を目指す。

また、沖縄と共通する自然環境の保全・修復・再生等の問題に直面している国外の島しょ地域に対し、沖縄における取り組みの成果・ノウハウを提供するなど、国際協力・貢献を行う。

### <平和の発信と世界平和への貢献>

第二次世界大戦後60年余が経過し、沖縄が焦土と化した悲惨な体験の記憶も年々薄らいできている。命どう宝という平和を希求する「沖縄の心」をどのように継承し、発信・活用していくかを考えていく必要がある。

沖縄として、世界平和と国際社会の安定に向け、どのように関与し、貢献していくか



を検討することは重要である。

「平和の礎」、「平和祈念資料館」及び「沖縄平和賞」を通して、平和を希求する「沖縄の心」を内外に発信し、世界の平和構築に貢献する。

また、東アジアにおける経済圏・共同体の形成など、多国間協力の枠組みづくり等に寄与する外交・国際会議の拠点づくりを行い、世界平和に貢献する。

### (3) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島

#### <自然環境の保全と再生・創造>

本県の豊かな自然環境は世界に誇れる宝であり、本土復帰後の急速な社会資本の整備をはじめとする様々な開発に伴い失われつつある沖縄独特の自然や風景等を、県民全体で取り戻し、次の世代に引き継いでいく取り組みが求められている。

また、島しょ地域という狭隘で環境負荷に脆弱な沖縄において、環境保全と経済活動とのバランスをとりながら、持続的発展が可能な循環型社会を形成していくことが重要である。

これらの状況を踏まえ、自然環境の持続的な利活用に向けて、環境容量等の考え方に基づくルールや仕組みづくりを行うとともに、外来生物等対策、自然再生や環境創造等を目的とした自然環境再生型公共事業等の積極的な導入を図る。

また、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指し、自然環境の保全と経済社会の発展との好循環を構築して行くとともに、リサイクル技術の革新及び廃棄物資源の地域循環システムを確立する。

一方、世界では、地球温暖化をはじめ森林破壊、大気・海洋汚染など地球規模での環境問題が深刻化している。特に、地球温暖化については、海水面の上昇や台風の大型化、サンゴの白化など島しょ地域における影響が懸念される。

本県は、大規模な水力等の利用ができないため、電力の大半を化石燃料に頼らざるを得ないことや、車社会であることなどから、一人当たりの二酸化炭素の排出量は増加傾向にある。

このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス等）の導入拡大、燃料電池等の分散型電源の普及などによる「資源・エネルギー地産地消」を推進し、エコ・アイランド沖縄を目指す。

特に、離島においては、再生可能エネルギー（太陽光等）の拡充、次世代送電網の実用化、エコカーの普及促進等による、「低炭素島しょ社会」を先導する離島モデルを構築する。

#### <独特の歴史、伝統、文化の復興と創造>

沖縄の歴史、伝統、文化は連綿と受け継がれ、人々の生活の中に息づいているが、後継者不足で継承が懸念されるものもあり、特に、人口減少・高齢化が著しい離島においては危機的な状況にある。

歴史・伝統文化等をどう守り、適切に継承・活用していくか。大切にすべき県民性を

どのように守り活かしていくか。また、新たな文化をどう創造していくかなどが課題である。

このため、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全やネットワークの形成、歴史・伝統文化等の掘り起こしや再評価を含め、地域資源として保全しつつ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。

また、ユイマールやイチャリバチョーデーなど、県内外から沖縄の良さと認識される精神文化を保全・継承しつつ、普遍的な価値観として発信するとともに、国際交流をはじめ様々な分野で活かしていく。

### ＜沖縄らしい風景・景観とまちづくり＞

急激な都市化の進展等により、多くの地域で豊かな自然や歴史に培われた沖縄らしい風景や景観が失われつつある。

こうした現状を直視しながら、伝統文化に育まれた沖縄らしい風景や景観を資源として再認識し、県民の豊かな生活を確保しながら、県民全体でどう守り、創り、活かしていくかが課題である。

沖縄固有の風土、歴史・伝統等の背景を踏まえつつ、県民が心の豊かさを受益し、来訪者も魅力を感じる「沖縄らしい風景」を将来に向けて保全・創造していく。

そのため、人づくりや連携・協働による風景づくりの施策を展開し、快適性や安全性、地域の活性化等の観点も含め、時間とともに風景や景観の価値が高まるようなまちづくりを進める。

## (4) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島

### ＜健康・長寿の復活＞

本県においては、近年ライフスタイルや食生活の変化に伴うメタボリックシンドロームや生活習慣病の増加等により、沖縄男性の平均寿命が全国上位でなくなるなど、長寿県としての地位は揺らいでおり、「健康・長寿おきなわ」の復活が求められている。

健康・長寿の復活に向けては、県民と地域、学校、医療現場、大学や研究機関、行政等の連携が重要である。

県民が健康長寿を維持・継承し、生きがいに満ちた豊かな人生が送れるよう健康づくりと生活習慣病の予防対策等を推進する。

また、「健康・長寿おきなわ」にふさわしい医療・福祉産業を振興するとともに、健康・長寿イメージを世界に発信する。

### ＜安全・安心な暮らしの実現＞

核家族化の進展に伴う世帯の小規模化や高齢者世帯の増加、人間関係の希薄化等により、子育てや、保健・医療、老後の生活等に対する不安が高まっており、子育てしやすい仕組みづくりや健康・介護・医療体制の充実等をどう図っていくかが課題である。

また、県民だれもが、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、あらゆる分

野の活動に参加する機会が与えられるような社会づくりも重要である。

健康づくり・予防医療・生きがいくくり等の保健・医療・福祉の密接な連携体制やサービスの充実を図るとともに、医療従事者等の育成に取り組む。

また、沖縄が持つユイマール等の精神文化を効果的に活かしつつ、育児相談など地域子育て支援、多様な保育サービスの充実等を図り、地域社会全体で子育てを支援する体制を構築する。

さらに、年齢や障害の有無を問わず、誰もが自立し、安心して暮らし、活動できる環境を整備する。

### ＜個性豊かな地域社会づくり＞

人口構成や価値観の多様化等に伴い、地域社会における人間関係が希薄化し、これまで地域コミュニティが担ってきた役割が変化している。地域に暮らす一人ひとりが地域から必要とされ、男女がともに参画し、地域に貢献していることが実感できるような社会づくりが求められる。

全ての県民が、それぞれの地域でその特性に応じて生き生きと暮らせるよう保健医療や教育など社会環境の整備を図る必要がある。

地域社会の再生は、暮らしの満足度を高める上でも重要である。このため、地域社会をどのように再生していくか、また、住民と行政との連携をどう構築していくかが課題である。

地域の人材の有効活用や住民の協働による地域づくりを通して世代間の交流を深めるとともに、ユイマールや地域の伝統行事の継承など人々の絆を強化し、コミュニティの再生を図る。

異なる環境を持つ県内の各地域が同等の条件を確保できるよう、地域特性に応じて産業、環境、教育、保健医療、交通、行政サービス、生活基盤の充実・強化を推進する。

また、水やエネルギーをはじめとするライフラインや情報通信システム等の生活基盤の整備およびサービスの格差是正をどう図っていくか検討する必要がある。

さらに、地域資源の掘り起こしや磨き上げによって、それらを地域の宝・財産として共有するとともに、地域社会を構成する住民や自治会、NPO、行政等の連携により「共助・共創型のまちづくり」を進める。

## (5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

### ＜人間形成を重視する教育＞

家庭や学校等において、けじめや躰、道徳心、教養を持ち、自立心と誇りを備えた人間形成をどのように図っていくかが課題である。

また、核家族化の進行や単身高齢世帯の増加など人間関係が希薄化しており、人間形成を図っていく上で、地域社会の役割を高めていくことも課題である。

地域コミュニティの再生を図り、世代間交流など地域全体で子ども達を教育する仕組みを構築するなど地域における教育力を高める。

また、子ども達に広大な海域に散在する郷土の特性を体験させるとともに、国内他地

域及び近隣アジアなど諸外国との交流を体験させること等により互いを理解し、尊重し、共感する力を育てる。

### <個性を育む教育>

確かな学力や豊かな心、健やかな体など子ども達の「生きる力」を育むためには、家庭や学校、地域社会における教育はどうあるべきか。また、離島をはじめとする沖縄全域での学校教育の充実をいかに図るかが重要である。

また、島しょ圏 沖縄の子ども達が、地域を知り、世界を知り、より大きな視野を持つ人間形成の仕組みづくりが重要である。

さらに、グローバル化や情報化等が進展する中、高い国際性と専門性が求められており、国際社会で活躍できる人材をどう育成していくか、高等教育の充実をいかに図っていくかが課題である。

幼児児童生徒一人ひとりが、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び考える力など、豊かな人間性・健康と体力・確かな学力からなる「生きる力」の育成を図る。

また、理解力や柔軟な判断力に加え、環境や歴史、伝統、文化など沖縄の良さを守り創造する人間力を高める「沖縄スタンダード」の教育システムを構築する。

さらに、アジアなど海外の小中学校、高校・大学とのネットワークの構築を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学と県内各大学や国立高等専門学校等の連携強化を図り、世界に通用する高度な教育を行う。

### <沖縄の活力を生む人材の育成>

資源に乏しい島しょ地域においては、人材の育成が重要であり、沖縄の将来を担う各分野の人材をどう育成し、活用していくかが課題である。

個々人が多様な能力を開発し、社会貢献できる人材として自らを高める意識をどう醸成していくか。時代のニーズに対応した人材育成をどう進めるか等も重要な課題である。

個性や比較優位性を備えた多様な地域資源を活かし、農林水産業や製造業、建設業、医療・福祉・介護など地域産業及び地域社会を支える専門人材育成の充実・強化を図る。

また、沖縄の基幹産業や今後の有望産業を担う「産業人材」、地域社会づくりを先導する「地域リーダー人材」を、県内の知的資源やアジアとのネットワーク等を活用して、育成する。

## (6) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

沖縄における米軍基地については、戦後60年余を経た今日においても、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄に、全国の在日米軍専用施設の約74%が集中し、県土面積の10.2%、沖縄本島においては18.4%を占める状況が続いている。

狭小な沖縄に広大な米軍基地が存在し続けており、本県は我が国の安全保障の負担の大半を担い続けてきた。しかし、その負担のあり方は、我が国全体の大きな課題であり、

負担の公平は図られなければならない。さらに、「住民の安全・安心」確保のための条件整備を徹底すべく、日米地位協定の見直しなど必要な協議・措置の実施は、原則として国の責任において解決が図られるべきである。

また、本県は戦後、米軍基地に県土の枢要部分を占有されたことにより、生活環境、交通インフラなど様々な面で歪んだ都市構造を余儀なくされてきた。このことを踏まえ、今後の大規模な基地返還跡地については、日米両政府の責任の下において、跡利用が適切に進められなければならない。

嘉手納飛行場や普天間飛行場など広大な基地が存在する中南部都市圏は狭小な地域の中に、政令指定都市に匹敵する人口100万人以上の過密な都市圏を形成している。今後、生ずる大規模な基地返還跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っている。

跡利用については、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、全島緑化や海洋環境の保全・再生など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、それにより県内各圏域がそれぞれの特性を活かしながら多様な機能を発揮し、相互の連携により、沖縄全体の発展に資するものでなければならない。

このことを踏まえ、基地返還に伴う環境浄化、地権者対策など諸問題の解決と大規模な跡利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図る。

さらに、在日米軍再編協議での合意に基づく大規模な基地返還が実現した後も広大な米軍基地が残るため、引き続き、米軍基地の整理・縮小を着実に進める必要がある。

## (7) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

### <交通体系の整備>

本県は、広大な海域に散在する島々を結ぶ交通手段が海路・空路に限られ、そのコストが人的・物的な移動の大きな障害となっており、航路・航空路の運賃の低減化を図る新たな仕組みの構築等が必要である。

### <陸上交通>

人・物・情報等が円滑に流れ、活力に満ち、かつ、ゆとりのある社会を形成することを目指し、空港・港湾等の物流・交流拠点間を規格の高い道路で連結するとともに、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路ネットワークを構築する。

また、今後の道路整備にあたっては、地域の活性化および住民生活の利便性の向上を図るとともに、景観、自然、歴史、文化など地域特性や自転車利用に配慮し、魅力ある観光地の形成を意識した取り組みを引き続き推進する。

公共交通の骨格となる中南部都市圏を縦貫し、北部圏域に至る軌道系を含む新たな公共交通システムの導入を図る。

併せて、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道との結節およびパークアンド

ライドの推進を図る。

新たな公共交通システムの導入や交通結節点の整備を進め、バス網の再編による基幹バスシステムの導入を推進するとともに、地域内で買い物、通院、通学等の日常的な移動が円滑に行えるコミュニティバス等の交通システムを充実する。

全国に先駆けた電気自動車や燃料電池車等のエコカー導入に向け、先行的に公用車及び郵便集配車、レンタカーへの導入を進め、段階的に県内すべての車両への拡大を図ることにより、低炭素化に向けた取り組みを進める。

### <海上交通>

那覇港は沖縄の中心的な拠点港湾として機能充実を図るとともに、北米・欧州向け貨物を取り扱う「国際トランシップ構想」の推進や、国際貨物ハブ空港である那覇空港と連携した物流の多様化など新たな展開を図る。

中城湾港については、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）など港湾サービス機能の充実により「産業支援港湾」としての機能を強化するとともに、那覇港と結ぶ物流軸の整備により有機的な連携を図る。

また、主要な観光拠点としてのマリーナの整備等、国際的に質の高い海洋レジャー環境を創出する。

離島航路の持続的確保のため、航路事業者の経営統合、船舶の共同利用など経営合理化によるコストの削減等を図るとともに、運賃の低減化を図る新たな仕組みを構築する。これにより、離島住民の移動や物流コストの低減化を図る。

また、島々を周遊する航路等の創設により、交流人口の増加や、滞在日数の増加による観光振興を図る。

### <航空>

那覇空港については、沖合への滑走路増設、国際線ターミナルの移設・拡充、国内線ターミナルの増設など国際航空ネットワーク等の拡充にも対応した施設の整備を図る。

また、国内地方空港及びアジア諸都市をはじめとした世界の諸都市との新規路線の開設などグローバルな国際航空ネットワークの拡充により、アジア地域と我が国のゲートウェイとして、競争力のある国際空港を目指す。

沖縄圏域に存在する6本の2,000m以上の滑走路（那覇空港2本（増設滑走路含む）、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、与那国空港）を機能分担して有機的に連携させることで、「アジア圏内の交流拠点」として結節機能の強化を図る。

新石垣空港と宮古空港については、国際線受け入れの機能を整備するとともに、東アジアの特に富裕層の観光客を誘客し、周辺離島での周遊も含めて観光振興を図る。併せて、伊良部架橋により連結が図られる下地島空港の活用を推進する。

これらのインフラは、大規模災害が起きた国や地域で支援活動に携わる国際的な医療機関やNGO等とのネットワークの形成により、ロジ機能など国際救急援助の活動拠点として重要な役割を果たすほか、国連機関など国際的に重要な機能を有する拠点を目指す。

一方、島しょ圏 沖縄の島々が大規模な災害により被災した場合、迅速な救急救命のた

め、国内外からの救急援助を円滑に受け入れられるよう、緊急輸送の拠点施設としての機能の充実と強化を図る。

離島振興を図るため、離島航空路線の維持・拡充に向けて取り組むとともに、運賃の低減化を図る新たな仕組みを構築し、離島住民の移動や物流コストの低減化を図る。併せて、島々を周遊する航空路等の創設と交流人口の増加など観光の振興を図る。

### 3 圏域別振興・離島振興の方向性

大規模な基地返還が予定されている中南部都市圏をはじめ、北部圏域、宮古圏域、八重山圏域がそれぞれの特性を活かしつつ、相互の連携を図るとともに、アジア諸国との活発な国際交流・貢献を通して、持続可能な発展を目指す。

特に、宮古圏域と八重山圏域においては、両圏域の魅力をより高めるため、相互の連携を強化し、国内外からの交流人口の増大を図るための戦略的な取り組みを進める。

#### (1) 各圏域別振興の方向性

##### <中南部都市圏>

本島中南部は、沖縄の中心都市圏として100万人を超える人口が集中し、市街地が連たんしている。教育、医療、産業、情報、交通など高次都市機能の整備を進めるとともに、歴史、伝統、文化等を活用した魅力ある広域観光都市圏の形成を目指す。

また、アジア・ゲートウェイ機能の一翼を担うため、国際的に競争力のある空港や港湾の整備・拡充を図るとともに、国際物流拠点を形成し、観光拠点の拡充など新たな産業振興を図る。

##### <北部圏域>

「やんばるの森」は、貴重な動植物の宝庫であり、国立公園化や世界自然遺産登録等を推進するなど自然環境を保全するとともに、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的クラスターの形成と圏域内のリゾート地域・施設との連携による国際的な学術研究・リゾート地の構築を図る。

##### <本島周辺離島>

沖縄本島周辺離島においては、美しい海洋環境をはじめ、守るべき地域の自然や伝統文化、ライフスタイル等を保全・継承するとともに、それぞれの地域特性を活かし、交流人口の増大を図る。

##### <宮古圏域>

固有の自然や文化等の風土に根ざし、美しい海や白い砂浜、周辺離島を含めた風景・景観を活かすとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した整備や厳しい自然環境を踏まえた全域での電線地中化に努める。また、太陽光発電や風力発電、バイオエタノール等のクリーンエネルギーを積極的に導入し、花と緑あふれるエコアイランドを構

築する。

### ＜八重山圏域＞

貴重な動植物が多く生息・生育する世界に誇れる自然環境について、世界自然遺産への登録を促進するため、自然環境の保全に取り組む。また、再生可能エネルギー等の導入により環境負荷の低減を図るとともに、厳しい自然環境を踏まえ全域での電線地中化に努める。

島々の固有の生活文化、伝統芸能、工芸等を継承・発展させるとともに、エコツーリズムなど体験・滞在型交流の推進を図る。

また、隣接する台湾等との国境を結ぶ地域間交流のフロンティアとして、多元的な交流を推進する。

## (2) 離島振興の方向性

沖縄の外洋離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的経済水域の確保など、重要な役割を果たしている。また、広大な海域に賦存する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を秘めている。さらに、沖縄の離島は、それぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有しており、離島の多様性は沖縄観光の大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

その一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々なシマチャビ（離島苦）を生み、雇用機会も少ないこと等から人口流出や高齢化の要因となっている。

こうした現状を踏まえ、離島の暮らしをどう守り発展させていくか。地域資源を持続的に活用する仕組みをどう構築し、地域の担い手をどのように育成するか。また、広大な海域を有する沖縄の離島の重要性をどう位置づけ、新たな政策導入を含む有効な振興策等を如何に展開していくかが課題である。

### ＜生活基盤の充実強化＞

教育、保健・医療、交通、情報通信、水の確保や廃棄物の処理など各種生活基盤の充実強化はもとより、安心して子どもを生み育て、教育を受けさせることができ、かつ、割高な生活コストの低減など、離島に住み続けることができる条件を抜本的に整える。

行政サービスの高コスト構造は、結果として離島住民の負担となっており、安定的なサービスの維持・確保が大きな課題となっている。このため、「ユイマール精神」に基づき、県民全体で支え合う新たな仕組みを構築していく。

また、医療環境の向上による安全・安心の確保は、観光振興の重要な基盤でもあり、情報通信基盤を活用した遠隔医療の先進地域として、積極的に整備を進める。

### ＜離島の持つ総合力の発揮＞

航路・航空路の運賃の低減化に向けた新たな仕組みを構築するとともに、東アジア地域等との国際航空・海上ネットワークの形成を進める。



また、農林水産業の振興を図るとともに、観光産業との連携強化、情報通信技術等を活用した「離島の魅力」の発信等に取り組み、交流人口を増大させ、産業の振興や雇用の場の創出を図るとともに、農林水産業の担い手など人材の育成を推進する。

離島の観光戦略として、‘暮らしと時間’そのものが価値であることを再認識し、エコ、グリーン、ブルー等のツーリズム振興はもとより、癒しやスローライフ等のニーズに着目した各離島独自の取り組みを進める。さらに、守るべき生活文化や自然環境など「離島の魅力」の保全を図るとともに、良質な離島観光と地元が潤う仕組みづくりに取り組む。その際、特に小規模離島については、脆弱な自然環境に配慮する。

### ＜重要性を増す離島の新たな位置付け＞

我が国の広大な海域の多くは、沖縄の国境離島をはじめとする外洋離島の存在によって確保されている。我が国の領海及び排他的経済水域（ＥＥＺ）等の確保や貴重な海洋資源の存在等を踏まえ、国土に準ずる重要な地域として、その保全・管理・振興に対する新たな枠組みの導入を図る。

特に有人国境離島については、国土・海域の保全、近隣地域との友好関係など我が国の国益にとって重要な存在であることを踏まえ、定住支援はもとより、近隣諸国との文化・経済交流等を強化し、圏域全体の発展に繋げていく。

以上、第１章では、３次にわたる沖縄振興開発計画及び現行沖縄振興計画を総括するとともに、総点検結果を踏まえつつ、沖縄２１世紀ビジョンの実現に向けて、今後の沖縄振興の方向性、圏域別振興・離島振興の方向性を整理した。

第２章においては、沖縄振興計画の６つの基本方向に基づく取り組みの現状と課題を明らかにし、今後の対策の方向性を示す。

※ 別表－主要な検討課題

1 今後の沖縄振興の方向性

(1) 希望と活力にあふれる豊かな島

【 21世紀の「万国津梁」の実現 】

- 那覇空港の滑走路増設について早期建設の実現に向けて取り組む
- 新国際線ターミナルの早期整備及び国内線ターミナルの拡充に向けて取り組む
- 那覇空港の魅力の向上と観光地としての国際競争力の強化
- 国際線の着陸料を国内線並みの6分の1に軽減
- 那覇港の税関、検疫等、利用者の多様なニーズへの対応可能な旅客ターミナルの整備の推進
- アジア地域との人・モノ・情報等の交流ネットワーク機能の強化、様々な分野の高度人材等の交流促進、交流を通じた産業競争力と地域力の強化

【 地域に根ざした産業の振興 】

(農林水産業)

[ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化]

- 園芸作物など戦略品目の生産量の確保並びに品質の向上
- 園芸作物などの安定生産に向けたハウス等の施設の整備
- 高品質な肉用牛の安定供給及び低コスト生産
- 肥育技術の向上、良質な飼料確保及び輸送コストの低減化による肥育牛の生産拡大及びブランド化の進展
- 種苗の供給、魚病等による新たな養殖魚介類の拠点産地形成
- さとうきびの安定生産と農家経営の安定
- 養豚における経営規模の拡大や生産コストの低減、畜舎等の整備や環境対策
- 本県の気候に適した特産物の栽培技術の確立や施設整備

[イ 流通・販売・加工対策の強化]

- 生鮮農産物の鮮度保持及び輸送コスト低減
- 水産物卸売市場の取扱量拡大のための取り組みの推進と効率的な流通体制の確保
- 高品質で付加価値の高い沖縄県産品のアジア地域での販路開拓
- 産地・消費者情報の受発信機能の強化による県内外における市場競争力の強化
- 食品表示に対する監視・指導の強化と表示制度の理解及び適正化等の推進
- 地産・地消等に関する安定供給体制の構築と付加価値の付与等の新たな取り組み
- 地場農産物等を利用した加工品の新たな販路開拓や多種多様な高付加価値商品の開発
- 製糖企業の経営の合理化・低コスト化の推進

[ウ 担い手の育成と農林水産技術の開発・普及]

- 農業の担い手不足の解消
- 新規就農者の掘り起こしの強化と市町村、農業委員会との連携による農地の確保
- 意欲のある就農希望者の長期的な育成
- 認定農業者の確保と農業所得目標等の達成に向けた支援の強化
- モズク漁家等、漁業担い手経営の安定化
- 女性農業者の積極的経営参画、シニア農業者の能力を生かした地域活性化や地域リ

#### 一ダの育成

- 農地情報の共有及び提供、集積斡旋等や耕作放棄地の活用等、担い手に対する農用地の利用集積
- グリーンツーリズム実践者等の人材育成と関連施設整備
- 農業協同組合と関係機関との連携による事業改革等を通じた経営基盤強化等の促進
- 漁業協同組合の組織・機能の再編整備と経営基盤の拡充・強化等の促進
- 共済制度に対する農家等の意識啓発と掛金の引き下げ等、加入しやすい環境づくり
- 普及部門と試験研究機関との連携強化

#### 〔エ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備〕

- 地下ダム等による農業用水の確保など地域特性に応じたかんがい施設の計画的な整備
- 農地防風林の整備
- 魚礁の設置や養殖場の整備の推進と防波堤等など漁港と漁場の一体的な整備の促進
- 漁港の多面的な役割に配慮した整備の推進

#### 〔オ 環境と調和した農林水産業の推進〕

- エコファーマーの取り組みの支援と有機農業の支援体制・技術確立
- 農業用廃プラスチックの効率的な回収体制の確立
- 天敵利用技術の普及拡大に向けた農業者等に対する指導體制の強化
- 特殊病害虫の早期根絶のための防除技術等の確立と対策の強化
- 水はけの悪い場所での地下水路設置による排水等安価な工法の導入
- 営農対策による赤土流出量削減のための、適正な評価基準の設定と評価に対する支援方策の検討
- 森林の適正な管理・保全・整備の推進
- 持続可能な漁業の確保に向けた漁業集落等を主体としたサンゴ礁等の保全

#### (製造業)

- ものづくり技術の底上げによる県内製造業の競争力強化
- 中核的企業となる製造業の立地の推進と周辺企業の高度化及び地域活性化
- 科学的評価に基づく商品の創出と、安全・安心で高品質な製品が製造できる健康食品関係企業の育成、県外及び海外への販路拡大
- 泡盛やかりゆしウェアの伸び悩みの原因分析と県外マーケットの再調査による販路拡大
- 飲料・食料品のデザインによる差別化、競争力の強化に向けた研修などの展開
- 中国など大消費地への販路展開に向けた大量生産を可能とする体制の整備
- 「農商工連携」に対する取り組みの一層の強化
- 古酒の差別化に向けた事業者の共同による本土でのマーケティングや共同販売、長期共同貯蔵施設の建設等の促進
- 産業基盤の適切な更新及び維持
- 中国など大消費地への販路展開に向け、大量生産を可能とする体制の整備
- 工芸産業における魅力ある製品開発の促進と人材の育成

(建設業)

- 企業間連携や経営統合等による経営基盤の強化
- 経営の多角化や業種転換、新分野進出等の促進
- 公共事業に係る地元中小建設業者の受注機会の確保

(鉱業)

- 琉球石灰岩について代替を可能とする廃材の利用促進
- 水溶性天然ガスの事業化に向けた十分な検討

(商業)

- 農林水産業など地域を支える産業との連携
- 商店街と地域住民が密接に連携した主体的な取り組みの促進
- 商店街一丸となった総合的な生活支援サービスなど、大型店舗との差別化

(販路拡大と物流対策)

- 継続的なメディアからの取り上げ促進とインターネットを活用した販路拡大
- 外国で受け入れられる嗜好や価格帯、デザイン等を反映させた県産品の開発
- コンビニエンスストアの店舗ネットワークを活用した販路開拓
- 物流コストの低減
- 国際物流拠点の形成に向けた制度創設等による競争力の向上

(中小企業の育成)

- 中小企業の経営合理化、近代化に資する組織化・協業化等の一層の促進
- 情報通信技術の活用による経営の合理化・省力化や情報収集力の強化促進
- 商工会議所・商工会等における専門的知識や経験の蓄積
- 県融資制度の活用促進

**【 沖縄を牽引する産業の育成 】**

(質の高い観光・リゾート地の形成)

- 県内消費額の向上と滞在日数の増加に寄与する新たな観光商品の開発
- 海外からの修学旅行誘致
- 官民一体となった情報発信やプロモーションの一層の強化
- 季節に左右されない観光メニューの確立など一層のオフシーズン対策
- カジノ・エンターテイメント施設の導入推進
- シニア層など新たなマーケットの開拓
- 外国人観光客誘致の強化
- 海外誘客プロモーションの強化と航空路線網の拡充・増便
- 海外富裕層の誘客に必要なマーケット調査
- 観光交通を支える交通インフラの整備
- 海浜公園やマリーナ等の観光リゾート地にふさわしい施設整備の推進
- 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全とネットワーク化
- 自然環境や「沖縄らしい」風景・景観の保全・再生
- 国際会議等の開催推進
- スポーツコンベンションの推進
- 沖縄コンベンションセンターの機能の充実・改善

- 観光関連産業従事者への語学教育
- 農林水産業や製造業との一層の連携強化

(情報通信関連産業の集積)

- コールセンター業における業務の高度化促進
- ソフトウェア開発やコンテンツ制作業におけるオフショア開発の拠点化
- 独自の技術やアイデアをもとに県外市場を開拓する企業の創出
- 活用実績のない情報通信産業特別地区のあり方の検討
- 注目の技術動向の的確な把握による、今後の方向性の展望
- 情報通信関連産業の先導的な集積と高度な事業モデル確立
- 高度なIT人材の専門的かつ継続的な輩出
- IT単科大学等の高等教育機関の設置に向けた検討
- 小中学校のIT環境の整備促進とIT教育センターのシステムの一層の活用
- 通信コスト低減化支援策の継続
- 沖縄GIXの構築を目指した新たなサービス事業の展開促進
- 超高速ブロードバンドの基盤整備
- 農業や製造業などにおける情報通信技術の活用

(新規事業展開の促進と創業支援体制の整備)

- 研究機関の研究開発レベルの向上と市場ニーズを見据えた新製品の開発
- 産学官連携による効果的・効率的な新商品の開発
- 沖縄科学技術大学院大学を核とした、研究開発・産業振興拠点の形成
- 琉球大学の産学官連携拠点としての機能充実
- 我が国及びアジア地域を市場とする臨空型産業の創出
- 産業振興に多様な可能性を秘める環境エネルギー産業等の創出
- 研究開発型ベンチャーの段階的な資金調達支援
- 経営人材等の育成強化と中小・零細企業の実情に即した育成支援方法の検討

(特別自由貿易地域制度及び産業高度化地域制度等の活用)

- 素形材産業(金型)の集積促進
- 製造分野での中核的企業の立地と周辺企業の高度化・活性化
- 自由貿易地域制度における税制優遇措置等の改善
- 産業高度化地域制度における税制優遇措置等の改善

(金融業務の集積)

- 継続的な金融人材の育成
- 金融業務特別地区を活用したビジネスモデルの構築及び事業化
- 金融業務特別地区における税制優遇措置等の改善

(沖縄科学技術大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成)

- 沖縄科学技術大学院大学を核とした知的クラスターの形成
- 大学等や公的研究機関等の研究基盤の充実・強化
- 県立試験研究機関における連携研究と研究成果の企業等への還元
- 産学官連携による研究開発支援の一層の充実
- 国際的研究交流の場や仕組みづくり

## 【 雇用の創出と人材の確保 】

(雇用機会の創出・拡大と求職者支援)

- 「みんなでグッジョブ運動」の展開により、産業振興や、企業誘致による雇用の創出、国際物流や環境関連産業等の新たな成長産業の育成、農業や医療・福祉、ソーシャルビジネス等の分野における人材確保や雇用吸収力を高める施策を総合的に推進
- 求人と求職のミスマッチの解消に向け、雇用創出の推進や職業別の求職、求人の乖離の状況等を踏まえ、産業政策に連動した職業能力の開発と人材育成とともに、変化の激しい民間ビジネスに対応した企業や民間教育訓練機関による職業訓練を拡充
- 離島の定住人口維持のための雇用創出の取り組みや、県内各圏域の地域内での雇用創出の取り組み、公共職業安定所と関係機関の連携を強化し、職業紹介や職業相談・指導を充実

(若年労働者の雇用促進)

- 小中学校、高校、大学、専修学校等でのキャリア教育の推進

(職業能力の開発)

- 派遣労働者や、建設関係労働者等が今後の成長産業分野に参入し、沖縄県の発展に寄与できるような職業訓練の実施
- 公的職業訓練における、社会的弱者の就労支援等のセーフティネットとしての総合支援機能の強化
- 民間の組織やノウハウを活用した一般労働者の職業能力の開発や就職支援

(働きやすい環境づくり)

- ワーク・ライフ・バランスの促進やファミリー・サポート・センター設置の促進
- 非正規労働者、母子家庭、父子家庭、要介護者のいる家庭の労働者、高齢者、障がい者等の労働、生活環境の改善
- 労働者や家族の個性が発揮できる豊かで働きやすい社会の構築

(駐留軍等労働者の雇用対策の推進)

- 大規模な基地返還に伴い予測される駐留軍従業員の解雇について、現在の制度による措置を実施しつつ、必要に応じた制度の拡充・強化策など国の責務による対応が必要

## 【 離島力の発揮 】

(産業の振興)

[ア 農林水産業]

- さとうきびの生産体制の強化
- 農畜産物の高品質化及び生産量の安定確保、効率的な輸送体制の確立、離島子牛輸送補助の維持など輸送コストの低減
- 未利用・低利用資源の活用による飼料自給率の向上
- 新規就農者、中途参入者の掘り起こしに向けた就農促進及びサポート活動の強化
- 市町村等関係団体との連携による共済制度への加入促進及び農家等が加入しやすい環境づくり
- 海域の特性に合った魚礁の設置や養殖場の整備、防波堤等の施設整備の促進

〔イ 観光・リゾート産業〕

- 離島・過疎地域が持つ優位性ある観光資源の活用
- チャーター便やクルーズ船の誘致
- 誘客イベントやスポーツキャンプへの支援
- 離島・過疎地域におけるロケ地観光やリゾートウェディングの促進
- 持続可能な観光地づくりに向けた、自然環境など観光資源の適正な保全及び活用
- エコツーリズムの推進と優良なツアープログラムの開発普及の促進
- 体験・滞在型の観光メニューの開発促進及び健康保養型観光の推進
- 地域ガイドや体験滞在プログラムのインストラクターなど、多様な人材の育成確保と活用促進
- 施設内表記等の多言語化対応による外国人観光客の受入体制強化

〔ウ 製造業〕

- 農商工連携による土産品等の商品開発の促進
- 市場で受け入れられる商品開発とメディアの取り上げ促進

〔エ 工芸産業〕

- 後継者の育成及び従事者の技術支援
- 産地組合による共同購買及び共同販売事業の強化

（交通、情報通信基盤の整備）

〔ア 航空〕

- 依然として高額な航空運賃の逡減化を図る新たな仕組みの構築
- 現行の運航費補助制度に燃料費を加える等の制度拡充を図る

〔イ 海上交通〕

- 就航船舶の大型化に対応した係留施設の整備や観光リゾートにふさわしい施設整備
- 現行の補助制度の維持・拡充及び行政と事業者が一体となった経営健全化
- 離島の交通・物流の課題を解消していく方策の多面的な検討

〔ウ 道路〕

- 生活に密着した緊急度の高い路線の優先的整備の推進

〔エ 情報通信基盤の整備拡充〕

- ブロードバンド環境の整備について、維持管理費用が地元財政を圧迫しないよう検討
- 地デジ移行後に放送を受信できなくなる視聴者が生じないよう国が実施する難視聴対策の利用検討

（生活環境基盤の整備）

〔ア 水源の確保〕

- 水の安定供給対策の検討
- 水道料金の負担軽減に向けた取り組みと小規模水道事業の運営基盤の強化
- 施設の老朽化対策や耐震化の整備の推進

〔イ 下水道等〕

- 離島部における未普及地域の解消
- 単独浄化槽の合併浄化槽への転換の促進及び法定検査の受検など適正な維持管理の促進

〔ウ 廃棄物対策〕

- 一般廃棄物の排出量の抑制に向けた県民の啓発や計画的な処理体制の整備
- 処理施設の集約化や運搬ルートの合理化等による効率的なごみ処理体制の構築
- 国の長期的な支援による、海岸漂着ゴミの適正処理
- 一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の併せ処理実施可能性についての検討
- 不法投棄に対する市町村等との連携の推進及び事業者の適正処理意識等の向上
- 離島におけるリサイクル市場の拡大、環境関連ビジネスの創出
- 再生資源の積極的利用、再生利用が可能な製品及び寿命の長い製品の開発等の推進

〔エ エネルギー〕

- 新エネルギーが系統に与える影響を把握し、離島における小規模エネルギーネットワークの構築に向けた先導的な取り組みの検討
- 太陽光発電など新エネルギーの普及拡大の推進

（保健医療の確保と福祉の向上）

- 医療情報システムにおける通信環境の整備状況や接続適正等を考慮した改善の推進
- 県全体の取り組みの中での離島・へき地勤務者の確保
- 市町村立離島診療所の施設に対する老朽化への対応
- 離島・過疎地域における専門医の確保
- 福祉サービスの充実に向けた支援や関係機関、地域社会との協力体制の整備

（教育及び地域文化の振興）

- 小規模校、少人数学級における幼児児童生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成
- 生涯学習に対する適切な施設整備と既存施設の有効活用による学習機会の拡大
- 少子化の進行を視野に入れた学校の再編整備の検討
- 情報システムの利用に関する地域間格差の解消
- 高校がない小規模離島の生徒が高校に進学する際の費用負担等の課題を解消する方策の多面的な検討

（自然環境及び県土の保全）

〔ア 自然環境〕

- 豊かな自然環境、優れた自然景観の保護とその適正な利用の推進に一層取り組む
- 西表野生動物保護センターを拠点に貴重種の保護増殖に取り組む
- サンゴ礁の移植・再生に対する取り組みのより一層の強化
- 農地等からの流出抑制に向けた赤土等流出防止対策基本計画に基づく対策、流域協議会等の取り組みの促進、流出防止技術の研究、開発による実効性のある対策等の推進

〔イ 県土保全〕

- 治山事業としての保安林の造成・維持に対する県民理解を深める広報等の展開



- 沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりの推進
- ゲリラ豪雨に伴う急な増水に対応する迅速かつ的確な情報収集及び伝達体制の整備
- 自然景観や環境等に配慮した海岸保全施設の整備推進による高潮・波浪被害防止

### 【 基地返還跡地の活用 】

(調整機関の設置)

- 国の責任による新たな制度の創設及び協議の場として国、県、関係市町村の意見調整機関の設置。

(駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組)

- 嘉手納飛行場より南の大規模な施設・区域の返還に関し、跡地における事業実施について、財源及び実施体制の確保
- 返還跡地を本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点としての整備
- 給付金制度、大規模な跡地の整備を円滑に行うための組織の設立、資金の確保など新たな制度の創設も含め、国の責務としての取り組みが必要

### 【 資金の確保 】

- 沖縄振興の政策的な課題に対応した、沖縄公庫の融資制度の創設・拡充
- 中小企業向け融資、県内企業の高度化、基盤強化に資する資金の安定供給、セーフティネット機能の継続的な確保。
- 商工会議所等の関係機関と連携した迅速・適切な融資対応、制度の積極的な活用
- ベンチャー企業の育成支援及びコンサルティング機能を発揮した事業再生等
- 平成24年度以降における、現行の組織形態維持及び政策金融機能の拡充

## (2) 世界に開かれた交流と共生の島

### 【 外交における沖縄の役割発揮 】

- 平和学習拠点のネットワーク化等による効果的な平和発信拠点の形成
- 平和に関する国際会議等の開催などによる沖縄の発信力の強化
- 国際機関等の誘致に向けた環境整備
- 地理的・歴史的特性を活かしつつ、我が国の国際貢献の一翼を担い、アジア・太平洋地域との交流や世界各地とのネットワークづくり等を通じた取り組み

### 【 国際交流と共生のネットワークづくり 】

- 留学生派遣事業の安定的な継続に向けた関係機関との連携強化
- 沖縄県国際交流・人材育成財団による在住外国人施策
- 世界のウチナンチュ大会開催等による持続的な交流と次世代ネットワーク形成
- 県系人関連のネットワークと他のアジア・太平洋地域諸国との交流・協力の強化
- アジア・太平洋地域との多元的なネットワーク構築により、ビジネス・新産業創出など新たな沖縄振興を先導する交流拠点の形成

### 【 科学の振興と世界への協力・貢献 】

- 沖縄科学技術大学院大学を核とした知的クラスターの形成に向けた研究者の確保
- 大学等や公的研究機関等の研究基盤の充実・強化
- 県立試験研究機関における連携研究と研究成果の企業等への還元

- 産学官連携による研究開発支援の一層の充実
- 国際的研究交流の場や仕組みづくり
- アジア・太平洋地域の島しょ国等における国際的な課題の解決に向けた、環境、エネルギー、医療・防災等の分野での積極的な協力・貢献

#### 【 平和の発信と世界平和への貢献 】

- 平和学習拠点のネットワーク化等による効果的な平和発信拠点の形成
- 平和に関する国際会議等の開催などによる沖縄の発信力の強化
- 東アジアにおける経済圏・共同体の形成など、多国間協力の枠組みづくり等に寄与する外交・国際会議の拠点づくりによる世界平和への貢献

### (3) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

#### 【 自然環境の保全と再生・創造 】

(循環型社会の構築)

- 処理施設の集約化や運搬ルートの合理化による効率的なごみ処理体制の構築
- 産業廃棄物管理型最終処分場について公共が関与した処分場の整備を含めた取組みの強化
- 不法投棄等に対する市町村等との連携の推進及び事業者の適正処理意識等の向上
- 自然環境再生型公共事業等の導入
- 国の長期的な支援による、海岸漂着ゴミの適正処理
- リサイクル市場の拡大、環境関連ビジネスの創出、再生利用可能な製品の開発推進
- 再生可能エネルギーの導入拡大、燃料電池等の分散型電源の普及など「資源・エネルギー地産地消」の推進によるエコ・アイランド沖縄の形成

(自然環境の保全・活用)

- 貴重な生物種の保護に向けた保護区の設定や保護増殖事業の強化、保護条例の制定
- 生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するため、生物多様性地域戦略の策定
- 外来種による生態系への被害防止に向けた関係機関との連携による対策の強化
- 基本計画の策定や流域協議会等の取組みによる赤土等流出防止と技術研究の強化
- オニヒトデ対策や陸域からの環境負荷対策等によるサンゴ礁の保全
- 天敵昆虫による防除技術等の早期確立による松くい虫対策
- 環境影響評価制度に関する条例の見直し及び戦略的環境影響評価（SEA）制度等の導入検討
- 基地排水及び基地周辺の水質の監視と、事故の際に十分な調査が実施できるよう、米軍側に求める
- 日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置を順守するよう米軍等関係機関に対して強く求める
- 「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の見直し
- 部門別の排出削減目標を設定し目標達成に向けた進行管理を行う
- 環境保全に関する啓発活動の継続と、家庭、地域と一体となった取組みの推進
- 体験型環境教育の充実を図るための、モデル校の指定や環境教育プログラムの普及

#### 【 独特の歴史、伝統、文化の復興と創造 】

(豊かな感性を育む文化の振興)

〔ア 芸術・文化の振興〕

- 沖縄の伝統文化の本来の価値の認識と復元・伝承するなど沖縄伝統文化の再評価
- 県内の芸術家や団体が活躍できる機会の確保と長期的な戦略の下での継承者の育成
- 沖縄独自の文化の保存・継承と芸術文化創造活動を支える基盤の充実
- 芸術文化創造活動を支える仕組みづくりと産業振興に生かす取り組みの戦略的な展開
- 地域ごとの言葉や伝統行事の児童生徒への継承と地域の様々な主体が連携した取り組み強化
- ユイマールやイチャリパチョーデーなど、県内外から沖縄の良さと認識される精神文化を保全・継承しつつ、普遍的な価値観として発信するとともに、国際交流をはじめ様々な分野で活かしていく

#### 〔イ 文化財の保護と活用〕

- 関係機関のより一層の連携による文化財の指定
- 琉球王国のグスク及び関連遺産群の保存と観光資源としての活用
- 新沖縄県史と歴代宝案に関する編集活動の推進と県民の啓発、歴史教育への活用
- 基地内埋蔵文化財に関する調査に向けた埋蔵文化財センターの体制強化
- 戦災文化財の計画的な復元整備の推進

### 【 沖縄らしい風景・景観とまちづくり 】

#### （生活環境基盤の整備）

##### 〔ア 上水道の整備〕

- 老朽化した上水道施設の更新、耐震化及び自家発電設備の整備の促進
- 水源水質の悪化への対応
- 小規模簡易事業の広域化による運営基盤の強化
- 離島地域の海水淡水化施設や海底送水管の整備

##### 〔イ 下水道等の整備〕

- 水質保全に対する県民意識の向上を図り、下水道等への接続を促進
- 下水処理水や消化ガス等下水道資源の有効利用推進
- 浄化槽の法定検査の受検など適正な維持管理の促進と、単独浄化槽の合併浄化槽への転換の促進

##### 〔ウ 公園・緑地の整備〕

- 那覇及び中部広域圏における更なる都市公園の整備の推進
- 宮古圏域における広域公園の整備の検討
- 行政及び地域住民、企業等との連携による緑化推進

##### 〔エ 住宅の整備〕

- 公営住宅等の整備による最低居住面積水準未達世帯の解消
- 建て替え時期を迎えている老朽化した公営住宅の計画的な建て替え
- 民間事業者の支援による高齢者向け優良賃貸住宅の計画的な整備の促進
- 住宅・建築物について耐震性の低いピロティ建築物の重点的な耐震化の促進

#### （都市・農山漁村の総合的整備）

##### 〔ア 市街地の効率的な整備・民間主導による都市の再開発〕

- 土地区画整理、市街地再開発事業による道路、公園、住宅等の一体的な整備の促進  
〔イ 民間主導による都市の再開発〕
- 民間のノウハウや資金力を活用した再開発等による中心市街地の活性化

〔ウ 多面的機能を活かした農山漁村の振興〕

- 持続可能な沖縄型グリーン・ツーリズムの確立、子ども農業体験等における学校・地域等との連携強化
- 地域特産物を活用した商品開発等、農林水産物の高付加価値化
- 農産物直売所を拠点とした販売やインターネットを活用した情報発信・販路の拡大

（災害に強い県土づくり）

- 河川の諸条件の悪化を踏まえた都市部における重点的な整備
- 沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりの推進
- 老朽化した海岸保全施設の自然再生型施設への更新
- 中南部地域における土砂災害危険箇所の発生源対策、宅地等の開発抑制及び警戒避難体制の整備の推進
- 中城湾周辺の斜面地におけるより詳細な大規模地滑り調査の実施
- 沖縄固有の風土、歴史・伝統等の背景を踏まえつつ、県民が心の豊かさを受益し、来訪者も魅力を感じる「沖縄らしい風景」を将来に向けて保全・創造していく

**(4) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島**

**【健康・長寿の復活】**

（健康づくりと保健衛生の推進）

- 県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動できるための取り組みを中長期的に計画し継続する
- 県域を越えた健康被害の発生や、初期対応時に原因が不明の健康被害が想定されることなどへの対応策の検討、関係機関との連携の維持、拡充
- 難病患者に対する離島地域の支援体制及び患者の就労に関する支援相談体制の整備
- 自殺防止に対する関係機関の取組の強化
- 有毒生物被害の未然防止のための啓発活動の強化と治療薬の十分な配備

（保健医療体制の整備）

- 圏域や診療科における医師等の偏在の解消、病院勤務医の過重労働、女性医師・看護師の離職防止
- 離職者の再就労支援、就業者が働き続けることのできる職場づくりなどの支援強化
- 離島・へき地における医療体制として県全体で医療従事者の養成・確保
- 「健康・長寿おきなわ」にふさわしい医療・福祉産業を振興するとともに、健康・長寿イメージを世界に発信する

**【安全・安心な暮らしの実現】**

（健やかで安心できる暮らしの確保）

〔ア 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり〕

- 福祉、保健、労働、教育など子育て支援の施策を総合的に推進
- 保育所入所待機児童の解消対策に集中的に取り組む
- 保育所等の運営に対する支援策の検討

- 児童虐待対応に関する市町村を含めた関係機関の連携促進
- 児童相談所の専門性の強化等体制の充実

〔イ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり〕

- 高齢者向け住まいと見守りサービスの体制整備
- 介護職従事者の確保
- 介護予防事業の効果的実施への支援
- 高齢者入所施設の計画的な改築及び新設整備

〔ウ 障害のある人が活動できる環境づくり〕

- 県と障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携強化及び支援体制の充実
- 障害福祉に関する新体系サービスの提供に向けた事業所の円滑な移行
- 障害者の地域移行等に関する関係機関及び地域社会の共通理解と協力体制の整備
- 障害者の就労支援のため、障害者就労支援施設の計画的な整備促進
- 就労する障害者の工賃アップのための事業所の意識改革と安定的な施設運営

(交通安全対策の推進)

- 飲酒運転の根絶・交通事故抑止に向けた取組の継続的な推進

(地域安全対策の推進)

- 社会の変化に的確に対応する治安対策などの継続的な推進

(防災体制の整備と消費生活の安定)

- 不発弾処理対策の継続的な取り組み
- 消費生活の安定に向けた相談機能の充実と各市町村における窓口の設置促進

【 個性豊かな地域社会づくり 】

(ともに支え合う社会の構築)

〔ア 男女共同参画社会の実現〕

- 男女共同参画社会の実現に向けた県民一人ひとりの意識改革と社会制度等の確立
- 育児休業・介護休業制度の周知徹底や多様な働き方に対応した労働環境の整備
- 配偶者等からの暴力に対する通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備

〔イ 地域福祉社会の形成〕

- 判断能力が十分でない者の支援に向けた連携・協力体制の強化や相談体制の充実
- バリアフリー化に向けた広報・啓発と県民の障害者に対する理解や協力の促進
- 福祉サービス利用者の保護に向けた第三者委員を設置する事業所の割合の増加

〔ウ 社会参加活動の推進〕

- ボランティアセンターの設置又は機能充実とボランティアコーディネーターの配置促進
- NPOと行政との協働による新たなパートナーシップの構築と活動の幅の拡大
- 地域資源の掘り起こしや磨き上げによって、それらを地域の宝・財産として共有するとともに、地域社会を構成する住民や自治会、NPO、行政等の連携により「共助・共創型のまちづくり」を進める

(高度情報通信ネットワーク社会の実現)

[ア 高度情報通信ネットワーク社会の実現]

- 過疎地域、離島等の条件不利地域における安定的かつ質の高いサービスの提供

[イ 地域情報化の促進]

- 小中学校における環境整備状況を踏まえた機器及び設備の充実
- 小・中・高等学校等の各学校段階ごとの体系的な情報リテラシーの向上
- 医療情報システムは通信環境の状況等を考慮しながら、改善を進める

[ウ 電子自治体の構築]

- 電子申請について県民への積極的な周知、現行サービスを評価し申請可能な手続を増やすなど県民の利便性向上を検討

## (5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

### 【 人間形成を重視する教育 】

- 「わかる授業」の構築と、「基本的な生活習慣」の形成
- 「確かな学力」の定着と、「生きる力」を身につけさせる
- 教員の授業力向上のための教員の表現力やコミュニケーション能力の育成、各種研修会の実施や支援体制の構築
- 幼児児童生徒の学習に対する目的意識醸成のため、社会や経済等の仕組みについて、身近な体験を通じて理解できるような取り組み
- 学習の基礎となる読解力の向上を図るための読書活動の充実
- 家庭における学習、読書及び生活習慣など学校・家庭・地域一体の取り組みの推進
- 様々な理由により規則正しい生活習慣の確立が難しい家庭に対し、地域で支える仕組みの構築の検討
- 子どもを理解する力や実践的指導力、使命感を養い、多様なニーズや国際社会の変化等に適切に対応できる教育に向けた研修内容の充実
- 進路指導体制等の充実強化と学校、家庭及び関係機関との一層の連携強化の推進
- 奨学金制度などの拡充による進学が可能となるような取り組み
- 豊かな心の育成に向けた体験活動や読書活動などの推進、人との関わりを通じた表現力やコミュニケーション能力の育成
- 特に幼児期における、道徳性を養うことや基本的な生活習慣の形成、自尊感情を高める取り組み
- 不登校やいじめなどに対するサポートチームやネットワーク等による対策
- たくましい体の育成に向けた食育の推進や専門職員の適正配置
- 子ども達に広大な海域に散在する郷土の特性を体験させるとともに、国内他地域及び近隣アジアなど諸外国との交流を体験させること等により互いを理解し、尊重し、共感する力を育てる

### 【 個性を育む教育 】

(国際化、情報化等に対応した教育の推進)

- 国際化、情報化の推進に向けた小学校と中学校の連携の充実
- 幼児児童生徒自ら課題を発見し、周囲の人たちとともに解決策を考え、行動するというプロセスを重視した環境教育の推進
- 社会にあふれる膨大な情報から、必要かつ正しい情報を収集し、活用する能力の育

成

- IT機器及び設備の充実とネットワークの維持、新たなシステムの構築の検討
- 情報モラルや有害情報などへの対策
- 中高一貫教育について、相互乗り入れ授業等による教育内容の一貫性を強化
- 発達段階に応じたキャリア教育の推進による勤労観や職業観の育成
- 産業教育センターにおける設備の更新整備
- 特別支援教育における連携協働体制の確立と障害者の自立支援
- 理解力や柔軟な判断力に加え、環境や歴史、伝統、文化など沖縄の良さを守り創造する人間力を高める「沖縄スタンダード」の教育システムを構築する

(魅力ある学校づくりの推進)

- 県立学校の編成は、時代の変化を的確に捉え社会的ニーズに合った整備を推進
- 学校施設については、全ての建物の耐震化に向け計画的に整備を行う
- 開かれた学校づくりは、学校評議員の確保と家庭及び地域と一層の連携を図るとともに、家庭や地域のボランティア等が学校運営に参画しやすい環境整備
- 私立学校等の運営については、教育環境の整備を含め、経営努力等が求められる

(高等教育の推進)

- 国公立大学等において、引き続き教育研究体制及び施設・設備の充実強化を促進
- 農業、医療、環境等に関する研究、地域社会に貢献し、国際交流の拡大を図る
- 学生の確保について、人材の育成や学校経営等への観点から引き続き取り組む
- 県立看護大学における公立大学法人化に向けた検討

### 【 沖縄の活力を生む人材の育成 】

- 観光関連産業従事者への語学教育の実施
- 高度なIT人材の専門的かつ継続的な輩出
- 経営人材等の育成強化と中小・零細企業の実情に即した育成支援方法の検討
- 農林水産業に関する体験入学の実施など中学校との連携強化
- 農業教育に関する高度情報処理や先端技術に関する研修の充実と教職員の資質向上
- 新規就農者及び中途参入者の掘り起こしなど就農促進及び就農サポート活動の強化
- 市町村、農業委員会との連携による就農希望者に対する農地の確保
- 県立芸術大学が輩出している多様な人材の活躍できる場の確保
- 留学生派遣事業の安定的な継続に向けた関係機関との連携強化
- 沖縄の基幹産業や今後の有望産業を担う「産業人材」、地域社会づくりを先導する「地域リーダー人材」を、県内の知的資源やアジアとのネットワーク等を活用して、育成する

### (6) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

- 国の責任による新たな制度の創設等が必要であり、大規模な基地返還跡地の整備を円滑に推進するためには、協議の場として国、県、関係市町村の意見調整機関が必要。
- 嘉手納飛行場より南の大規模な施設・区域の返還に関し、跡地における事業実施について、財源の確保や実施体制をどうするか検討が必要
- 返還跡地を本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点として整備していく必要がある
- 地権者に対する給付金制度など、沖振法や軍転特措法の現行制度を検証しつつ、大

規模な跡地の整備を円滑に行うための組織の設立や資金の確保など新たな制度の創設も含め、国の責務としての取り組みが必要

- これまで以上に国、県、跡地関係市町村の密接な連携が求められる

## (7) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

### 【 交通体系の整備 】

- 広大な海域に散在する島々を結ぶ交通手段が海路・空路に限られ、そのコストが人的・物的な移動の大きな障害となっており、航路・航空路の運賃の低減化を図る新たな仕組みの構築等が必要

### 【 陸上交通 】

(道路)

- 那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路等の整備促進とモノレールの沖縄自動車道への延長結節の検討
- 国道331号名嘉地交差点における立体化の整備促進、小禄道路の早期事業化
- 読谷道路や嘉手納バイパス及び浦添北道路等の整備促進と未整備地区の早期事業化
- 道路改良済みの区間の電線共同溝の整備に対する補助率の引き上げ等の検討
- 交通渋滞の緩和と環境に与える影響の解決策としての既存の公共交通の有効活用
- バス路線網の再編等による基幹バスの導入

(モノレール)

- モノレールの沖縄自動車道までの早期延長
- 更なる需要の喚起

### 【 海上交通 】

- 那覇港の税関、検疫等、利用者の多様なニーズへの対応可能な旅客ターミナルの整備の推進
- 中城湾港新港地区における東ふ頭の整備
- 西原与那原地区で未整備となっているマリナーの係留施設や管理棟の整備手法検討

### 【 航空 】

- 那覇空港の滑走路増設について早期建設の実現に向けて取り組む
- 新国際線ターミナルの早期整備及び国内線ターミナルの拡充に向けて取り組む
- 国際線貨物便等に係る着陸料の更なる軽減等
- 公租公課の軽減措置以外に、運賃の逡減化を図る新たな仕組みの構築



## 第2章 沖縄振興の現状と課題

### 1 沖縄を取り巻く経済社会の動向

#### (1) 我が国経済社会の動向

我が国経済社会は、内外の様々な要因により変化しており、沖縄振興計画等の総点検にあたって、本県の振興と密接に関連する我が国経済社会の動向について概観する。

我が国の経済社会の動向は概ね、好不況など景気循環への適応と、国際情勢の枠組の変動への適応から成る。戦後から現在まで、3つの国際的な政治経済の枠組みの大きな変動を挙げ、それらを起点として動向を概観する。

まず、戦後の世界経済をリードする大きな枠組みは、固定為替相場制と世界基軸通貨としてのドルの承認である。第二次世界大戦勃発の経済的要因でもあったブロック経済化や各国の貿易不均衡の反省から、安定した為替レートを基盤とした多角的自由貿易の発展を目指す国際通貨基金協定が米国のブレントンウッズで1944年に結ばれた。

その枠組みの中、国際通貨基金（IMF）が発足し、米ドルを世界の基軸通貨に定め固定為替相場制が始まった。国際競争力が円高、円安など為替相場の動向に左右されることのない、1ドル360円の固定為替相場による国際経済の枠組みは、1971年まで続くことになる。固定相場制においては、国内における公共投資の波及効果や景気浮揚効果が変動為替相場制に比べて大きいことが知られている。

また、政治は、東西冷戦構造が基本的枠組となり、経済復興に大きな影響を与えた。

この間、我が国経済社会は、戦後の荒廃と供給力不足、物価高騰の圧力の中から出発し、平和憲法、日米安全保障条約など戦後の制度基盤を整え、自由主義経済を主導する西側陣営に属し、道路、港湾、鉄道などの産業基盤投資や旺盛な民間投資により、重化学工業を中心とした供給構造にダイナミックに変化し、高度成長が達成されていった。1955～1973年の間、年平均10%を超える成長を続け、国民総生産（GNP）は、資本主義国ではアメリカにつぐ第2位の規模（1968年）に達した。

地域間格差に関しては、新産業都市建設促進法（1962年）及び工業整備特別地域整備促進法（1964年）による整備促進や後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（1961年）などによる補助負担率のかさ上げ等の制度が策定され、高度成長や地域間格差の是正に大きく寄与した。なお、この時期は、本県が、米軍施政権下におかれていた時期と重なる。

2つ目の枠組み変動は、固定為替相場制から変動為替相場制への移行である。

変動為替相場制は、1971年8月当時の米国のニクソン大統領によって金と米ドルの交換を停止する声明（ニクソンショック）を契機として、固定為替相場制が崩れ主要先進国は変動為替相場制へ移行していく。変動為替相場制の下では、財政出動などの一国の経済政策の効果も、世界的な為替相場や金利動向など経済の相互連関作用の影響を受けることになった。

また、中東諸国産出の原油価格の大幅な値上によるオイルショック（1973・74年）が発生し、世界経済にインフレをもたらすなど大きな影響を与えた。なお、政治的には東西冷戦構造がまだ続いている状況である。

この間我が国は、変動為替相場移行とオイルショックにより、民間投資や重化学工業を中心とする輸出主導による高度成長期に終わりを迎えた。原油高騰はコストを押し上げ、産業構造の変化を促すとともに、物価上昇の原因となった。こうした時代の曲がり角に本県は復帰を果たした（1972年）。

原油高、変動相場制への適応を余儀なくされた我が国は、オイルショックの影響を克服する技術革新や産業構造の調整が進み、省エネルギー型の加工組立型産業が伸張するなど安定した経済成長期を迎えた。一方、自動車を中心とする輸出産業の伸張は米国などとの間で政治問題となり、日本側の内需拡大が政治課題とされた

こうした中、1985年にドル安を容認するプラザ合意以後一層の円高が進んだこともあって、円高不況や輸出関連企業がその生産拠点を海外に移すという「産業の空洞化」が懸念された。これらに適応するため、公共投資を中心とする総合経済対策の実施や公定歩合の引き下げなど財政・金融両面による景気刺激策を講じた。これを契機として、土地や株式といった資産価格が急騰し、後にいわゆる「バブル経済」といわれる極端な好景気が発生した。

3つ目の枠組み変動が、東西冷戦の終結とグローバリゼーションの進展である。これにより、国際競争の条件や国内経済活動の環境が大きく変化した。

1989年、地中海に浮かぶマルタ島にアメリカ合衆国の大統領（ブッシュ大統領）とソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）の最高会議議長（ゴルバチョフ議長）が会談し、冷戦の終結を宣言した。

東側陣営諸国がひとつの世界市場に参入しただけでなく、「ヒト、モノ、カネ」などの生産要素の移動が国境を越えて地球規模で盛んになり、情報通信技術の発展と活用とも相まって競争の激化と政治的・経済的・文化的な境界線、障壁がボーダレス化する状況になってきた。

この間我が国は、1980年代後半から始まった空前の好景気も、1990年に入ると株価に続いて地価も急速に下落して「バブル経済の崩壊」が起こり、日本経済は低成長時代へと減速していった。資産価格が急落する一方で、企業と金融機関のバランスシートも悪化し、国内需要が減退する中で物価下落が続くデフレに陥った。

以後、国際競争が激化するグローバリゼーションのなかで、様々な経済対策を講じているが、経済成長の鈍化が続いている現状にある。加えて、生産年齢人口が1995年をピークに、人口も2005年をピークに減少傾向に転じるなど、人口減少、少子・高齢化という内部条件の枠組みの変動に直面している。

現在は、三つ目の大きな枠組み変動に対して、どのように適応していくか模索が続いている状況にある。中国をはじめとするアジア諸国の経済成長は著しく、今後も成長を続けるとみられる。

いかにして、日本が比較優位の分野を創造して、アジアの発展に貢献し、ともに成長していくかが重要となる。さらに、地球温暖化など環境問題についても、国際社会に占める我が国の地位にふさわしい役割が求められている。また、人口が減少し、少子・高齢化が進む中でも活力を維持できる経済社会、高齢者が安心して暮らせる社会保障の確立が緊急な課題となっている。

## (2) 本県経済社会の動向

終戦から本土復帰までの沖縄の状況と、第1次から3次までの沖縄振興開発計画及び現行の沖縄振興計画期間中の本県経済社会の動向について概観する。

戦後、日本においては、昭和21年に日本国憲法が公布され、昭和26年には対日講和条約及び日米安全保障条約が調印されたが、沖縄は、対日講和条約において、アメリカが行政、立法及び司法上の権力を行使する権利を有するものとされ、日本本土と別の道を歩むことになった。

その間沖縄では、日本本土の高度成長期に展開された鉄道、道路、港湾等の産業基盤に対する投資はなく、社会資本整備の大きな遅れと物的生産力が弱い状態が続いた。

沖縄の基地については、日本国憲法の効力が及ばないなかで、新たな基地建設のための強制的な土地収用が続き、日本本土の米軍基地の減少とは対照的に、米軍基地が増加していった。

戦後から復帰までの27年間の沖縄経済の展開は、戦後の混乱から再建への努力がなされた昭和20年から25年の時期、朝鮮動乱の勃発からドルへの通貨切り替えに至る昭和25年から昭和35年の復興期、昭和35年以降の発展期に分けられるが、その間の沖縄経済は、米軍基地に依存するところが大きく、サービスの比重が著しく高い経済で、農業、工業、ともにモノカルチャー的であり、また昭和30年代後半以降からは、労働力不足の顕在化、農業従事者の高齢化、消費者物価の高騰などの諸問題も発生していた。

さらに、自治においては、琉球政府の長である行政主席が、長らく米民政府によって任命されたことや、司法においては外国人関連の事件は管轄外であったこと、立法では、米軍政府が制定公布した政令に抵触しない範囲とされたこと等様々な制限があり、また、アメリカ兵による事故・事件が頻発し、県民の死傷者も相次いだことなどから、県民の復帰運動が高まり、昭和47年5月15日に日本に復帰することとなった。

復帰により本県は、本土との各面にわたる格差を是正し、自立的発展の基礎条件の整備を図り、平和で明るい豊かな沖縄県を実現することを目指してスタートした。

第1次沖縄振興開発計画期間中の本県経済社会は、国際海洋博覧会の開催に向け、後れていた社会資本の整備が集中的に行われ公的投資が急増したことや、入域観光客数の増加などに支えられ、総体的に順調に推移した。

一方、自立型経済構造の形成を図るための新規企業誘致による製造業の振興については、我が国経済が2度にわたるオイルショックによる戦後最大の不況と重なったこともあり、所期の目的を達成するに至らなかった。

第2次沖縄振興開発計画期間においては、円高不況、その後の平成景気の動きのなか、本県経済は、社会資本整備の一段落により、公共投資の伸びは1次振計期間より低下したものの、大型リゾートホテルの新設等による民間設備投資や観光収入の伸びに支えられ、比較的順調に推移した。

第3次沖縄振興開発計画期間においては、バブル経済が崩壊し全国的に景気が低迷しているなか、本県経済は、公共投資や観光収入が概ね順調に伸びたものの、民間設備投

資や石油製品移輸出が低迷したことから実質経済成長率は比較的低い伸びとなり、平成9年度は復帰後2度目のマイナス成長となった。

また、本県の基地問題が全国的に注目されるなか、平成8年9月には本県の基本政策に関する協議を行う機関として沖縄政策協議会が設置された。その後、特別自由貿易地域や情報通信産業振興地域及び観光振興地域制度の創設等、沖縄振興開発特別措置法の大幅改正、本土・沖縄間の航空運賃の低減措置、沖縄産業支援センターの整備など政府による沖縄振興の取り組みが強化された。

こうした政府による取り組みもあり、本県の産業は、平成10年には入域観光客が400万人を超え、観光・リゾート産業は本県のリーディング産業に成長している。また、情報通信産業は、平成8年頃からコールセンターを中心に本県への立地が進んでいる。また、平成12年7月には九州・沖縄サミット主要国首脳会議が開催され、さらなる観光・リゾート産業の振興や国際会議、イベント等の誘致に弾みがついている。

この30年間の沖縄振興開発事業費等の総額は約7兆円で、制度面では公共事業等の高率補助や酒税、揮発油税等の国税の軽減措置等が講じられ、社会資本の充実や産業基盤の整備など一定の成果をあげた一方で、全国平均の7割程度にとどまる県民所得や、失業率も全国平均に比べ高い水準で推移するなど、解決すべき課題も残っている。

新たな沖縄振興計画が始まった平成14年から平成19年まで、日本経済は回復局面に入り、拡張期間としてはいざなぎ景気を超える戦後最長のものとなった。このことは沖縄経済にも好影響となり、沖縄ブームと相まって観光客数は大幅に増加し、復帰後の累計観光客数は1億人を突破した。好調な観光に支えられ、本県の経済成長率も平成19年度までの間、年平均で1.1%増加している。

この間、平成14年には美ら海水族館が開館し、平成15年には沖縄都市モノレールが開通するとともに世界遺産に登録された首里城をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の関連施設やアクセス道路の整備が進められるなど、観光拠点の整備や観光施設・基盤の整備、アクセス改善が進められてきた。また、平成16年には、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄型特定免税店の空港外施設が開業したほか、民間の大型商業施設が開業するなど、海洋リゾートとしての沖縄観光にショッピングの魅力も加わったともいえる。

また、新たなリーディング産業である情報通信関連産業については、遠隔地へのサービス提供が可能な産業であり、地域における情報化の促進に寄与するとともに、地域振興と雇用創出の新たな担い手として成長している。

これまで、本土沖縄間の通信コスト低減化や立地コストの安さなどを背景に、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進んだ結果、同産業の生産額は増加し、多くの雇用創出が図られている。

しかし、近年、サブプライムローン問題に端を発した一連の経済危機による影響が、時間差を伴い本県へ波及している。円高や旅行需要の冷え込み等による観光客の減少、ミニバブル化していた外資や本土資本によるホテル・マンションの民間投資の抑制、業績悪化を受けての新卒採用抑制や県外求人への減少による雇用情勢の悪化等、県内景況は後退局面に転じている。

計画期間中のその他の動きとして、国立劇場おきなわの開館、県立博物館・美術館の開館、県立南部医療センター・こども医療センターの開院、国立沖縄工業高等専門学校の開校などがある。

総じてみると、本県経済は、公的投資や入域観光客数の伸びなどに支えられて、経済規模（名目県内総生産）は、昭和47年の4,592億円から平成19年度には3兆6,620億円と約8倍に増加している。しかし、平成20年の完全失業率は、7.5%と未だ高い水準にあり、若年者を中心に厳しい雇用情勢が続いており、経済構造についても、産業振興の後れや観光産業の発展から製造業の産業全体に占める割合が4.3%と小さく、第3次産業中心の構造となっている。

また、公的支出の構成割合は年々低下傾向にあり、全国と比較しても突出して高いとは言えなくなっている。さらに、基地関連収入が県民総所得に占める割合も昭和47年度の15.5%から平成19年度は5.3%となっており、本県経済の発展に伴い基地経済への比重は相対的に低下してきている。

## 2 沖縄振興の現状と課題

沖縄振興計画においては、「平和で安らぎのある沖縄県」の実現を目指し、「民間主導の自立型経済の構築、アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成、大学院大学を核とした世界的水準の知的クラスターの形成、安らぎと潤いのある生活空間の創造に向けた諸施策を推進」し、また、「持続的発展のための人づくりと基盤づくり、地域の均衡ある発展と基地問題への対応を推進」することとし、6つの基本方向を掲げている。

これらの基本方向を踏まえつつ、これまでの取り組みを点検することにより、現状と課題を明らかにし、今後の対策の方向性を示すこととする。

### (1) 民間主導の自立型経済の構築

第1次から第3次までの沖縄振興開発計画においては、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」を最も基本的かつ重要な方針として、社会資本の充実、産業基盤の整備、加工交易型産業の育成、製造業を中心とした企業誘致などに積極的に取り組んできた。

これにより、道路、空港、港湾などの社会基盤、農林水産業における生産基盤、下水道などの生活環境基盤、保健医療・福祉施設、学校教育施設などの整備は大幅に進み、本土との格差是正が進んだ。

しかしながら、バブル経済崩壊後の長期にわたる日本経済の低迷などから本県を取り巻く経済環境は厳しさを増し、第3次沖縄振興開発計画において目指した企業立地などの進展は十分とは言えず、産業経済面が伸び悩んでいる状況にあった。

そのため、沖縄振興計画では、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけでなく、フロンティア創造型の振興策を展開してきた。

この結果、観光関連産業は、平成20年の入域観光客数が約605万人を記録するなど順調に成長した。なお、これは昭和47年の約44万人と比較すると13.7倍の人数である。

また、情報通信関連産業では、平成21年1月現在までに約200社が沖縄県に進出し、コールセンターを中心に同産業全体で2万3,000人を超える雇用が創出されている。

以上にみられるように、徐々にではあるが、自立型経済の構築に向けた取り組みによる成果は姿を現しつつある。

しかし、失業率の改善や県民所得の向上等の課題のほか、離島県ゆへの輸送コストの高さや市場規模の狭隘さなどの不利性もあり、自立型経済の構築は途半ばである。

今後は、これらの不利性を克服するための方策を講じるとともに、多様性に富む自然や独特の歴史・伝統・文化、成長著しい東アジア地域の中心に位置することなど本県の優位性を最大限発揮するため、様々な施策の展開や制度の導入等を図る必要がある。

農林水産業や製造業など持続的発展の基礎となる地域産業を戦略的に振興し、観光関連産業、情報通信関連産業の高度化・多様化を進めるとともに、国際物流関連産業の集積、環境分野や高度医療分野など新たな産業の育成、沖縄科学技術大学院大学を核とした「知的クラスター」の形成等を進めていく必要がある。

さらに、空港をはじめとする社会資本整備や駐留軍用地の跡地利用など大規模な資本投資が想定されることから、沖縄振興開発金融公庫には、引き続き沖縄固有の課題に対応する政策金融機関として役割を発揮することが求められる。

### （質の高い観光・リゾート地の形成）

観光・リゾート産業は、沖縄県経済全体をリードする基幹産業の一つとしての地位を確立しているといえるが、昨今の景気低迷や新型インフルエンザの影響等により平成21年の入域観光客数は、前年比6.5%の減少となり、平均滞在日数や一人当たり県内消費額も伸び悩んでいる状況にある。

今後は特に、少子高齢化の進展などの環境変化に対応し、国内シニア層の誘客や中国を中心とした海外誘客に力を入れるとともに、オフシーズン対策の一層の充実による観光客数の増加を図る必要がある。また、滞在日数の長期化及び県内消費額の増加に寄与する新たな観光商品の開発や、企業ミーティング(Meeting)、企業の報奨旅行(Incentive)、国際・国内会議(Convention or Congress)、イベント・展示会(Event or Exhibition)を目的とする、いわゆるMICE(マイス)の誘致を推進することが必要である。

なお、このような沖縄の観光の課題を解決する手段の一つとして、県民の理解を得ながら、カジノ・エンターテイメント施設の導入を推進する必要がある。

インフラの整備に関しては、現空港の拡張及び新空港建設の他、那覇空港新国際線ターミナルや那覇港旅客ターミナルの整備など、海外観光客受け入れの体制整備が重要である。また、海浜公園やマリナー等の観光リゾート地にふさわしい施設整備を進め、海洋性リゾート地の形成に取り組む必要がある。

これらの基盤整備に加え、各観光地へのアクセス性・周遊性の向上も重要である。特に、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等の道路整備、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全と周辺整備、歴史的な建造物・まち並みの保全や復元など、沖縄独自の文化観光資源の充実なども重要な課題となっている。

また、沖縄独自の自然環境や沖縄らしい風景・景観の保全・再生などに取り組み、持続可能な観光地づくりを推進することが本県の観光振興を図る上で非常に重要である。

さらに、独自の自然、歴史、伝統文化に育まれた沖縄らしい風景や景観を貴重な地域資源として再認識し、県民全体で守り、創り、育て、生かしていくとともに、景観教育等の啓蒙活動を通して、風景づくりの意識醸成を図る必要がある。

景観施策については、市町村の体制や財政面の課題があることから、市町村の実状や取り組み状況、課題に応じた計画的、かつ弾力的な支援が必要である。

特に離島・過疎地域においては、祭祀、御嶽等の歴史・文化資源のほか、豊かな自然環境を有することが、離島観光の魅力となっていることから、自然資源の保全と利用のバランスを図ることが必要である。

国際交流拠点としての柱をなすコンベンション・アイランド形成に向けては、国際会議等の開催を一層推進するとともに、国際的なスポーツ大会開催年度における合宿受入に取り組むなど、他地域との差別化を図り競争力を強化していくことが必要である。

人材育成の面では、引き続き関係者及び企業からのニーズに即応した研修実施を促進するとともに、観光関連産業従事者の英語・中国語などの実践的語学取得を促進する必要がある。

経済全体の活性化を図り、自立型経済社会の構築を実現するためには、リーディング産業である観光・リゾート産業と他産業との連携を一層強化していく必要がある。

このため、農林水産業との連携については、島野菜や畜産物など県産品の県内調達率を高めることが求められる。また、土産品として本県観光に彩りを添える泡盛や工芸品等の製造業と連携をより強めることが必要である。

#### **(情報通信関連産業の集積)**

情報通信関連産業については、税制の優遇措置や通信コスト低減化支援、若年者雇用助成、IT人材の育成支援、インキュベーション施設の整備などが推進されている。この結果、本県への誘致企業数は累計で196社にのぼり、県外企業の進出は、県内における同産業の振興に寄与してきた。また、雇用の面では、コールセンターを中心に、同産業全体で2万3,000人超の雇用創出が図られており、県経済に大きく貢献している。

しかし、同産業の持続的な発展を図るためには、産業構造の高度化・多様化により、収益力をさらに向上させていくことが求められる。このため、高度な知識と技術力を身につけた人材を専門的、かつ継続的に輩出していく方策を検討する必要がある。

また、情報通信産業特別地区制度については十分な活用がみられない。これは、制度要件の厳しさに由来するものである可能性が高い。今後は企業ニーズを詳細に把握し、これに即した同制度のあり方の検討が望まれる。

情報通信基盤の整備では、首都圏との遠隔性から大きくなる通信コストについて、低減化支援を継続するとともに、沖縄GIXの構築による一層のIT企業の集積等を図ることが必要である。

#### **(亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興)**

<おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化>

本県では、マンゴー、ゴーヤーなど競争力を持つ県内産農作物を「戦略品目」と位置



づけ、拠点産地の形成に取り組み、生産額の増加が図られた。しかし昨今では、これらの品目については、県外産地の参入等により競争が生じていることから、今後とも、技術・経営指導や、生産振興策の集中実施などによる品質向上と生産量確保が望まれる。

また、肉用牛、モズク、クルマエビも生産額を増加させているが、今後とも、優良種雄牛造成による肉用牛の改良・増殖、養殖技術の向上、良質飼料の確保、輸送コストの低減などに取り組みつつ、生産拡大と同時にブランド化を図っていく必要がある。

地域経済を支える上で重要な、さとうきび、パイナップル、養豚、近海魚介類などの「安定品目」についても安定生産に向けて取り組んできた。

そのような中で、さとうきびの生産量については近年回復傾向にあり、パイナップルについては、生食用と加工原料用との組み合わせによる生産体制となっている。近海魚介類は資源量減少により、生産量が減少している。

#### <流通・販売・加工対策の強化>

大消費地から遠隔にある島しょ県であるため、物流の効率化、コスト低減、品質保持等が課題となっており、今後とも、鮮度保持技術の向上、共同配送などの流通効率化、輸送コスト低減策に取り組む必要がある。

また、市場競争力を強化するため県産農林水産物のPR等の販売促進活動の推進や、食品に対する消費者の信頼確保のため、食品表示の適正化などを強化する必要がある。

地産・地消については、学校給食やホテル等における消費拡大とともに、価格、量、規格等に関する顧客からの需要に的確に応える取り組みを促進する必要がある。

ゴーヤー、紅イモ等の農産加工、モズクやかまぼこ等の水産加工等を今後とも伸ばしていくためには、観光産業との連携強化につとめ、より付加価値の高い特産品等の開発・販売に取り組む必要がある。

製糖企業は、近年のさとうきび生産減少等により厳しい経営状況にあるが、今後とも、経営合理化・低コスト化を推進し、県経済に果たしている役割を維持することが望まれる。

#### <担い手の育成と農林水産技術の開発・普及>

農業の担い手は、高齢化等により農業従事者が減少傾向にあるものの、近年は、中高年を含め新規就農者が増加傾向にある。沖縄の農業を振興・発展させていくには、新規就農促進を強化し、就農者の農地確保や就農定着までの支援をすることが重要である。

また、優良農業者を多く育て農業分野を活性化するため、今後とも、認定農業者の育成・確保とともに、農業所得向上の取り組みを強化する必要がある。

女性農業者や高齢者は農業振興や地域活性化に大きく貢献していることから、活動支援や地域リーダーの育成・確保を図る必要がある。

農協、森林組合、漁協等の経営基盤強化については、引き続き、関係機関との連携による支援・指導を行い、事業改革等を通じた経営基盤の強化等を促進していく必要がある。また、森林・林業及び漁業担い手の育成についても就業機会の確保等の取り組みの強化が必要である。

台風被害が多発する本県では、農漁業経営の安定継続の観点から、農漁業者の共済への加入が望まれるが、被害額の大きさから共済負担金が高額となる傾向にあり、加入状況が低迷している。

引き続き共済制度の重要性周知に努めながら、農漁業者の自助努力ではカバーできない部分については、市町村等関係団体と連携して救済策を検討する必要がある。

今後とも、亜熱帯地域の特性等に適合した技術の開発・普及を推進し、市場競争力や生産体制を強化するため、亜熱帯農林水産業の技術開発拠点である試験研究機関の充実が必要である。特に、施設の老朽化が著しい水産海洋研究センター、森林資源研究センターについては、早期の移転整備を推進する必要がある。

#### <亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備>

農産物の収量増大及び品質向上等のためには、農業用水の安定確保等が必要不可欠である。

このような農業生産基盤については、概ね計画通りの整備状況であるが、他府県比較すると整備が遅れている状況にある。そのため引き続き、地域特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する必要がある。

また、水産基盤については、海域特性を生かした水産資源の生産性の向上や、荒天時における漁船の係留の確保等が課題となっている。

今後は、魚礁の設置や養殖場の整備を推進するとともに、防波堤等の施設整備を行い、漁船の安全係留の確保等、漁港と漁場の一体的な整備を促進する必要がある。

なお、漁港には海洋性レクリエーション、海の体験学習や文化の継承拠点としてのみならず、離島や辺地における交通・緊急時の物資輸送など生活に密着した多面的な役割があり、このことを念頭においた整備を行う必要がある。

赤土等流出の最も大きな発生源は農地であることから、流出防止施設の整備等に対して、農家の理解・農家意識の向上を図りつつ、流出防止対策を引き続き着実に推進していく必要がある。

なお、この取り組みは農地保全のみならず、水産業への負荷軽減、サンゴ礁等の生態系保全等の見地からも重要な施策であることの周知を図っていくことも肝要である。

#### <環境と調和した農林水産業の推進>

環境と調和した農林水産業を推進するため、有機質資源を活用した土づくり、化学合成農薬の使用低減などに取り組むエコファーマーや特別栽培農家、有機JAS認証農家の育成など、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取り組み支援を行っている。

平成20年度エコファーマー認定数は、353件、特別栽培認定農家数は63件、有機JAS認証農家数は42件となっている。しかし、全国と比べまだ低い水準にあるため、環境保全型農業の取り組みを拡大しながら認定件数を増やしていく必要がある。

環境に負荷をもたらす農業用廃プラスチックの回収状況はいまだ十分ではない。今後とも事業者への周知徹底、効率的な回収体制及び低コスト処理体制の確立などを図る必要がある。

病害虫対策についても、環境負荷が低いとされる天敵利用技術の普及拡大を図る必要がある。

二酸化炭素の吸収源、レクリエーション等、多岐にわたる公益的機能を有する森林については、今後とも適正な管理・保全・整備を推進していく必要がある。

また、漁場環境については、魚場としてのサンゴ礁等の保全に向けた取り組みが必要である。

### (創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出)

#### <新規事業展開の促進と創業支援体制の整備>

本県産業の活性化はもとより、各産業分野における競争に勝ち残るためには、新製品の継続的提供に努め、ヒット商品を生み出すことが望ましい。研究開発に際しては、まず市場ニーズに対応した製品開発が求められる。

このため、研究機関のレベル向上はもとより、相互連携による市場ニーズの把握に努めながら、効果的・効率的な新製品開発に取り組む必要がある。また、企業における事業化ノウハウの蓄積・向上の促進も必要である。

なお、今後も発展が期待される健康食品については、製品の機能性等の科学的評価、一層のブランド化、海外マーケットなどへの販路拡大が肝要である。

那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業が平成21年度から開始されているが、今後は、この物流ネットワークを活かし、電子・精密機器パーツの輸出や高付加価値の流通加工などの臨空型産業の創出及び企業誘致を推進する必要がある。

次世代の自動車として各国が開発にしのぎを削っている電気自動車は、比較的面積の小さい離島県である沖縄は、普及モデル地域として適しているといわれている。平成22年度より民間企業等によるレンタカーの電気自動車への更新と高速充電器の整備への取り組みが開始されるなどの動きがみられる。

このような環境先進地に向けた取り組みには、観光地としてのイメージアップと同時に、電気自動車を活用した新たな観光サービスによる経済活性化も期待される。

創業支援については、現在実施されている各支援機関における実施事業の効率的な連携が必要である。

そして、企業個別の経営課題を解決するには、専門家の派遣やノウハウの提供など経営に関与する支援が効果的であるが、現在、このような分野における知識・経験を有する専門家が不足しており、その育成・確保が求められている。

バイオなど研究開発型ベンチャーは、事業化及び収益を上げるまで一定期間を要するため、優れた研究成果を持ちながら、資金的に窮する事例もみられる。このようなベンチャー企業に対しては、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた段階的な支援が必要である。

人材確保については、今後とも産業人材に対する事業者の需要についての調査分析を行うとともに、講座受講者と所属企業の希望に沿った講座を開設することが必要である。

また、人手や資金不足により、従業員を講座や研修に派遣することが難しい中小・零細事業者に対しては、実情に即した人材育成の支援方法を検討する必要がある。

#### <特別自由貿易地域制度及び産業高度化地域制度等の活用>

特別自由貿易地域における企業誘致は、立地企業数、製造品出荷額、従業者数とも伸び悩み、分譲用地の分譲率も低く、期待された成果が得られていない。

また、自由貿易地域那覇地区においては、搬出先の過半を県内が占めており、貿易振興という目的が果たされているとはいいがたい。

これまでの種々の取り組みが行われたにもかかわらず、本県への製造業進出が十分に進展しない主要因として、物流コストが高いことやモノづくりの基盤となる産業(素形材産業)の集積度が低いことにあると指摘されている。

まず、沖縄本土間の海上輸送コストは、企業誘致の最大のネックであるほか、既存製造業の存続をも困難にしており、その改善は喫緊の課題となっている。

このため、特別自由貿易地域内で製造した製品のコンテナ等輸送にかかる経費を助成しているが、抜本的な解決に至らないことから、輸送費低減に繋がると期待されるいわゆるカボタージュ(船舶法第3条)の一部規制緩和が認められた。

しかし、自由貿易地域及び特別自由貿易地域内の立地企業に係る取扱貨物、かつ、日本船舶運航事業者の外国籍船等に限られることから、新たな法制度の整備拡充等による、物流コスト低減の抜本的措置が必要である。

また、素形材産業(金型)の集積を図るため、協議会の設置や金型技術を持つ人材育成への取り組みが開始されているほか、同産業の賃貸工場の整備が予定されている。

今後とも製造分野でのリーディング企業の立地に取り組み、周辺企業の高度化などの好循環、ひいては地域活性化を図る必要がある。

自由貿易地域は、国際貨物ハブ事業との相乗効果を最大限に高めるため、国際物流関連産業の振興に向け、新たな制度創設等の支援策により競争力の向上を図る必要がある。

なお、産業高度化地域制度は、企業立地の促進に有効な制度として一定の成果を得ているが、同地域の製造品出荷額は伸び悩んでいるため、税制優遇措置の拡充などを検討する必要がある。

#### <金融業務の集積>

金融業務特別地区制度については、誘致活動の展開やオフィスビル整備の促進等により、金融関連企業の誘致と雇用創出に一定の成果が得られた。

しかしながら、同特区の所得控除制度を活用した企業は1社に止まっているため、要件緩和等、金融業等の実情やニーズに合致する制度のあり方を検討する必要がある。

なお、特区制度のあり方を検討するとともに、立地可能地区の周辺整備を進め、企業側が求める金融人材を育成していくことが必要である。

### (地域を支える産業の活性化)

#### <製造業>

県内総生産に占める製造業の割合は減少傾向にあり、平成18年度は4.1%と全国の5分の1の水準にある。今後とも「選択と集中」の姿勢で、健康食品産業など競争力を持ちうる分野に力を注ぐ必要がある。

特に、飲料・食料品については、中国など海外への販売展開に努めるとともに、大口需要に応じた生産体制を整えることが必要である。また、農商工連携の取り組みを強化して農林水産業とともに振興を図っていく必要がある。

また、地場産業の顔であり観光産業の彩りでもある泡盛やかりゆしウェアについては、最近の伸び悩みの原因分析を行ったうえで、再度県外への販路拡大を目指す必要がある。

工芸産業については、中長期的な見地に立って、需要開拓を可能とする魅力ある製品開発を促進するとともに、製品の付加価値化に必要な技術を有する人材の育成を図る必要がある。

なお、工業用水道などの産業基盤の適切な更新や維持にも取り組むことが必要である。

#### <建設業>

厳しい経営環境におかれている建設業については、企業間連携や経営統合などによる経営基盤の強化、建設分野における技術・ノウハウの蓄積を活用した経営の多角化や地域貢献、業種転換、新分野への進出を一層促進するとともに、次世代を支える人材を育成する機関やシステムの構築が求められる。

また、国直轄を含む公共投資について地元中小建設業者の受注機会の確保に努める必要がある。

さらに、復帰後、約8兆円が投入されているが、その一部が本土企業に還流していると考えられるため、現状を是正し、地元中小建設業者の受注率を高めるための方策を検討する必要がある。

#### <鉱業>

県内需要が逡減している石灰石については、より正確な需給見通しに基づく生産体制を整える必要がある。

東シナ海大陸棚の可燃性天然ガス開発は、近隣諸国との外交・政治上の動向を踏まえながら、共同開発の実現可能性を検討する必要がある。

さらに、水溶性天然ガス採掘の事業化に際しては様々な角度から十分に検討する必要がある。

## ＜商業＞

県内小売業では、直販による粗利の増加や地元食材の宣伝効果など、農林水産業へ好影響をもたらす取り組みが始まりつつある。今後いっそう地域を支える産業同士の連携を強めることが必要である。

また、地域の中小商業者が地域経済の担い手として果たす役割は、今なお大きい。今後は、高齢社会の到来に伴って地域コミュニティの役割に対する期待も一層高まると予想されることから、各地域コミュニティの中核としての商店街の活性化を促進する必要がある。

## ＜運輸交通業＞

小規模離島を多く有する本県において、海路や空路の安定は、県民生活のライフライン維持の見地からも欠くべからざるものである。今後とも、地域住民が利用しやすい環境整備を継続していくことが必要である。

また、特に中南部地域においては、交通渋滞の緩和や利便性の維持向上に向けて、基幹バスの導入に向けたバス路線網の再編などに取り組んでいく必要がある。また、都市モノレールの一層の需要喚起に努める必要がある。

## （販路拡大と物流対策）

県産品の販路を拡大するためには、国内外における認知度を大きく向上させる必要がある。

国内市場については、県産品の販路開拓が後れている地域への宣伝・紹介を継続かつ強化する必要がある。また、県外メディアが県産品に注目するための取り組みも強化する必要がある。

また、高まりが見られない海外での認知度を向上させ、定番商品を生み出す取り組みが必要である。引き続き、海外向け営業活動に取り組むとともに、海外で人気を得られる味、価格、デザインなどを反映させた商品開発が必要である。

なお、コンビニエンスストア事業者との包括的連携協定を足がかりとして、本土市場はもとより、台湾・韓国など海外に多数展開する店舗ネットワークを活用した販路開拓を検討する必要がある。

物流コストの低減については、これまでの物流効率化に関する調査の結果を検証しながら、民間主導による具体的な取り組みを促進する必要がある。

那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業を今後とも強く推進し、物流コスト低減、農林水産業や製造業等への波及効果の拡大、国際物流関連産業の創出・集積を目指して取り組むことが必要である。

### **(中小企業の成長発展)**

本県の中小企業を取り巻く環境は、物流コスト高や、景気悪化などにより、当面、厳しさが続くと思込まれる。

このため、中小企業自らの経営力の向上が最も肝要ではあるが、経営の合理化、近代化に資する振興施策を継続的に実施する必要がある。

なお、振興施策の実施にあたっては、地元の民間金融機関からの建設的意見等を活用することも検討する必要がある。

また、経営革新を行う事業者への支援体制を一層強化するとともに、情報通信技術の活用による経営の合理化・省力化や、中小企業支援等に関する情報収集の促進に努めることが必要である。

県融資制度については、引き続き経営環境の変化等に対応した制度の見直しを行い、制度の活用を促進する必要がある。

### **(産業振興を支援する金融機能の充実)**

民間主導の自立型経済の構築に向けた産業の振興を図るためには、財政支援と並んで、民間投資を促進する金融支援も重要となる。

政策金融については、沖縄振興開発金融公庫による長期、固定、低利の資金供給を通じて事業者の採算性を改善するとともに、民間金融の資金量不足を補い、重点振興分野への民間資本の導入を促している。

同公庫の中小企業向け出・融資分野では、円滑な資金供給を通じた地域産業の振興や雇用創出のための創業支援、ベンチャー企業の育成等に加えて、社会経済環境の急激な変化に対応するセーフティネット機能の発揮、担保や個人保証に依存しない融資制度の積極的な活用が求められる。

さらに今後は、交通運輸部門をはじめとする産業基盤の整備や大規模軍用地跡地の開発等、回収が長期に及ぶ多くの資金需要や、エネルギー・環境分野等、今後の沖縄振興に重要となる政策課題に対応した資金需要の発生が見込まれる。

このため、現在の同公庫が担っている政策金融機能の重要性が増しており、今後とも新たな制度の創設や既存制度の拡充等きめ細かな対応が必要である。

なお、同公庫は、平成24年度以降において日本政策金融公庫へ統合するとされているが、本県の事情を踏まえると、平成24年度以降も現行の組織形態・機能を維持しつつ、政策金融の役割を十分に発揮することが望まれる。

## **(雇用機会の創出・拡大と求職者支援)**

本県の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、雇用の場の不足やミスマッチ、若年者等の就業意識の低さといった構造的な要因に対し、抜本的な解決を図る必要がある。

雇用の場の創出・拡大については、産業振興や企業誘致による雇用の創出、国際物流や環境関連産業等の新たな成長産業の育成、農業や医療・福祉、ソーシャルビジネス等の分野における人材確保や雇用吸収力を高める施策を総合的に推進する必要がある。

求人と求職のミスマッチの解消については、雇用創出の推進や職業別の求職、求人の乖離の状況等を踏まえ、産業政策に連動した職業能力の開発と人材育成とともに、変化の激しい民間ビジネスに対応した企業や民間教育訓練機関による職業訓練を拡充する必要がある。

また、離島の定住人口維持のための雇用創出の取り組みや、県内各圏域の地域内での雇用創出の取り組み、公共職業安定所と関係機関の連携を強化し、職業紹介や職業相談・指導を充実させるとともに、県内各圏域におけるマッチング機会の提供を促進し、求人側・求職者側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。

## **(若年労働者の雇用促進)**

本県の新規学卒者の就職内定率は徐々に改善しているが、依然全国平均を下回っており、その要因として、就職に対する意思決定が遅いこと、県内志向が強いこと、採用予定企業側の求人票提出及び採用内定が遅いことなどが挙げられる。

新規学卒者、若年求職者の就職を支援しつつ、将来の離職率を減らしていくためには、県内の雇用の場の創出・拡大とともに、若年者の就業意識の改革や技術・技能の向上、県外就職を含めた旺盛なチャレンジ精神の発揮等が求められる。

そのため、引き続き県民が一丸となって「みんなでグッジョブ運動」を展開し、企業、学校・教育機関、家庭・地域、県民、行政等それぞれが主体的に取り組む必要がある。

特に、小中学校、高校、大学、専修学校等でのキャリア教育については、教育庁、市町村、産業振興・労働担当、私学担当が連携し、若年者の就業意識の改革に取り組んでいくことが重要である。

## **(2) アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成**

アジア・太平洋地域における連携・交流が活発化するなか、東アジアの中心に位置する本県は、大交易時代の歴史や海外雄飛の覇気にあふれた先人達にならい、我が国の国際交流・協力の先駆けとなる可能性を有している。

人、物、情報が行き交うアジア・太平洋地域の交流拠点形成に向け、国際水準の空港、



港湾や情報通信基盤等の整備を進めるとともに、交流を担う国際的な人材の育成・確保等に取り組んできた。

今後とも、本県の地理的・歴史的特性を活かして、我が国の国際貢献の一翼を担い、かつ沖縄の振興を図る観点から、アジア・太平洋地域との交流や世界各地とのネットワークづくり等を通じた、本県独自の国際的な発展を可能とする取り組みを進めていく必要がある。

#### **(国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備)**

那覇空港は、沖縄振興の最も重要な基盤の一つである。

したがって、本県がアジア・太平洋地域における主要拠点としての役割を担い、人的・物的交流を促進するためには、同空港が近隣アジア地域の空港と比べ遜色のない国際競争力を持つとともに、観光地としての魅力を高める必要がある。

同空港においては、現滑走路一本では将来的な需要に対応出来なくなるおそれがあることから、現在、滑走路増設に向けた取り組みを進めている。

また、平成21年10月から国際航空物流拠点の形成に向けて新貨物ターミナルの供用が開始された。引き続き、国際線・国内線旅客ターミナルの新・増設を進める必要がある。

さらに、国際線の着陸料等及び国内線貨物便の航空機燃料税軽減措置を継続的に確保し、新たな国際線の就航及び東アジアにおける国際航空物流拠点の形成に取り組む必要がある。

那覇港は、本県の社会経済活動を支える重要港湾であるとともに、わが国の南の海の玄関口として国際物流・交流拠点としての役割が期待されている。

同港においては、昨年、国際クルーズ船対応の旅客船バースが暫定供用を開始した。引き続き、税関、検疫等、利用者の多様なニーズへの対応可能な旅客ターミナルの整備が必要である。

国際コンベンションに関しては、主に活用される沖縄コンベンションセンターの経年劣化への対応や機能向上を図る必要がある。

陸上交通については、広域交通拠点（那覇空港・那覇港）と各圏域拠点都市を結ぶ那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路が未だ整備途上である。全線の連結により、所期の目的に達し、効果が発揮されるため、引き続き全線の早期完成に向け選択と集中投資による道路整備を促進することが必要である。

#### **(国際交流・協力の推進)**

本県が、アジアをはじめ世界との交流を通じて、世界に貢献できる交流拠点を形成す

るためには、国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成する必要がある。

これまで、留学生派遣事業のほか外国人留学生支援や海外からの技術研修員受け入れなどを実施しており、今後とも関係機関の連携のもと、これら事業の安定的な継続を図る必要がある。

平和を希求する沖縄の思いを発信する取り組みも重要である。

平和祈念資料館は年々入館者数が増加し、平和の礎とともに平和学習拠点として多くの人々に活用されている。また、「沖縄平和賞」を創設し、これまでに4団体を顕彰するなど沖縄から世界に平和の大切さを伝えている。

今後は、沖縄県平和祈念資料館をはじめ、県内にある平和学習拠点と相互にネットワーク化を図る必要がある。また、世界における沖縄の認知度を高め、平和に関する国際会議等の誘致を検討する必要がある。

また、本県は有数の移民県であり、36万人を超える海外在住の県系人が、国際交流・協力の懸け橋として大きな役割を果たしている。沖縄の重要な人的資源といえるこれらの人々が集う「世界のウチナーンチュ大会」を開催し、県系人が沖縄との絆を確かめている。

今後とも、ビジネス、音楽、空手・古武道、琉球古典芸能、スポーツなど様々な分野で交流を推進し、世界各地とのネットワークをより強固なものにするとともに、特に、アジア・太平洋地域諸国との国際交流・協力を強化する必要がある。

### (3) 世界的水準の知的クラスターの形成—大学院大学を中心として

民間主導の自立型経済を目指す上で、科学技術を振興し、これらの成果を新産業の創出に結びつけ、産業の高度化を図ることは非常に重要である。

現在、沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた準備が進められている。今後は、同大学院大学を核とした「知的クラスター」の形成を推進する必要がある。

#### (大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成)

「知的クラスター」の形成を目指すには、世界中から優秀な研究者を確保する必要がある。研究者及びその家族が安心して快適に暮らせる環境を整えることが重要である。

現在、大学院大学の周辺環境整備を進めているが、今後とも、一層の環境整備に向けて取り組んでいく必要がある。

また、亜熱帯地域である本県には、多様な種において特異的機能を有する資源が存在するとされていることから、科学的評価を行い、これらを活用した新商品・サービスの創出による産業振興が期待されている。

このため、本県の地域資源を発見・活用する産学官共同研究への支援として、各種支

援事業やマッチングを推進している。今後も、この分野における一層の基盤整備や人材育成などが必要である。

#### (4) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現

本県の生物多様性に富んだ豊かな自然環境は、世界に誇れる財産であり、これを次世代に引き継いでいくことは非常に重要である。

今後とも沖縄らしい風景や景観を守り、創造していくとともに、快適で潤いのある生活空間を確保し、災害に強い県土づくりを進める必要がある。

また、島嶼性に由来する環境容量の小ささを踏まえ、循環型社会の構築を目指し、自然環境の保全と経済社会の発展との好循環を創り上げていく必要がある。

少子高齢化の進展に対応した健康福祉社会の構築を目指し、子どもを生き育てやすい仕組みづくりや健康・医療体制の充実等を図る必要がある。

さらに、生活を支える雇用の安定を図るとともに、水やエネルギー等のライフラインの整備や治安の維持・向上など安全・安心な生活を確保する必要がある。

#### (自然環境の保全・活用)

本県は亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成される固有の自然環境を有している。この自然環境に対する負荷を可能な限り軽減していく取り組みが必要である。

少野生動植物の保全については、それぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握に努め、自然保護区の設定や保護条例の制定などに取り組む必要がある。

外来種による地域固有の生態系への被害防止のため、沖縄島北部地域でのマングース対策事業を引き続き実施するとともに、その他の外来種についても、関係機関との連携により対策を強化する必要がある。

サンゴ礁については、オニヒトデ等の食害や陸域からの環境負荷流入などにより、多大な影響を受けていることから、オニヒトデ対策や陸域からの環境負荷対策など官民協働による取り組みを推進する必要がある。

自然公園は、優れた風致景観の保護とともに、生物多様性を支える地域でもあることから、自然公園地区における海域の適正な保全と利用のため、海域公園地区の拡充等について、国と連携し取り組んでいく必要がある。

また、本県の森林域から沿岸域に至る自然的特性・社会的特性を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用の推進を図るため、基本的な考え方と目標、行動計画、推進体制等を定めた生物多様性地域戦略を策定する必要がある。

## （循環型社会の構築）

本県は、島嶼性のため環境容量が小さく、環境負荷の増大に対して脆弱であることから、持続的発展を可能にする循環型社会を創り上げていく努力が求められる。

一般廃棄物については、「県民一人あたりの排出量」や「最終処分率」は全国平均と比較して良好な結果となっているものの、「リサイクル率」向上などの課題に取り組む必要がある。

また、産業廃棄物については、管理型最終処分場の残余容量が逼迫している状況を踏まえ、公共が関与した最終処分場の整備が喫緊の課題となっている。

不法投棄などの防止については、市町村や警察との連携を進めながら、監視カメラの効果的活用などによる体制強化を図るとともに、事業者の適正処理及び環境意識の向上を促進する必要がある。

海岸漂着ごみについては、発生源対策が行われず、恒常的に漂着しており、問題が深刻化している。現在、国の支援により海岸漂着ゴミの回収処理や普及啓発等の対策が行われているが、継続的な財源確保が必要である。

## （生活環境基盤の整備）

### ＜上水道の整備＞

上水道は、平成17年度末にはほぼ100%に到達したが、水需要の増加や水源の悪化、離島地域における慢性的な水不足、老朽化施設の更新、耐震化など課題も残されている。

また、小規模水道事業については、安定的な給水確保に向け、水道広域化などによる運営基盤の強化を図る必要がある。

離島地域においては、地域ごとの水源事情に即して、海水淡水化施設や海底送水管の整備に取り組む必要がある。

### ＜下水道等の整備＞

下水道は、処理人口普及率が平成20年度末で65.3%となったが、全国平均72.7%に及ばない状況にある。

また、離島部で19.5%、中小市町村では下水道普及率が31.4%にとどまっていることから、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等で連携し、地域に合った処理方式により未普及地域の解消に努める必要がある。

浄化槽については、設置者に対し法定検査の受検など適正な維持管理を周知するとともに、設置済単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促す必要がある。

### ＜公園・緑地の整備＞

本県の公園整備面積は、一人あたりでは全国平均を若干上回っているが、那覇及び中

部広域圏においては、都市公園が十分には確保されておらず、その整備を推進する必要がある。

宮古圏域には広域公園が整備されていないため、整備に向けた検討が必要である。

また、都市公園における防災施設は未だ十分でないため、防災公園として位置づけられている平和祈念公園及びバナナ公園において、防災施設の整備を進める必要がある。

快適な空間の創出や洗練された観光地づくりの見地からも、緑化の取り組みは重要である。緑化は、森林、都市緑化、公園緑地等関係箇所が非常に広いことから、今後の推進についても、行政、地域住民、企業等の連携が必要である。

また、斜面を含めた緑地は、都市部における自然環境の保全という観点から積極的な緑地保全を図っていく必要がある。さらに、駐留軍用地跡地利用計画において、跡地内に残る手つかずの自然緑地を可能な限り保全していくための方策を検討する必要がある。

#### <住宅の整備>

本県の住宅戸数は1世帯あたり1.13戸となっており量的には充足している。しかし、最低居住面積水準未達の世帯率が全国平均を上回っているため、公営住宅等の整備により当該世帯の解消に努める必要がある。

また、復帰直後に建設され老朽化した公営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な建て替えが必要となっている。

さらに、少子高齢化に対応するため、県と市町村が連携して民間事業者を支援し、高齢者向け優良賃貸住宅の計画的な整備を促進する必要がある。

住宅・建築物の耐震化については、新耐震設計以前の建築物や耐震性の低いピロティ建築物の耐震化を重点的に促進する必要がある。

さらに、沖縄の風土に適した住まいづくりについては、産官学が連携し調査・研究を行うとともに、既存の技術を評価・周知することにより沖縄型の環境共生住宅の普及を図る必要がある。

#### (都市・農山漁村の総合的整備)

##### <市街地の効率的な整備・民間主導による都市の再開発>

本県では、今後とも人口増加により市街地の拡大が見込まれている。一方では既存市街地の中で道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や低・未利用地も存在しているため、今後も土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施し、健全な市街地形成と土地の有効利用を図る必要がある。

また、空洞化が進行している中心市街地等においては、民間のノウハウや資金力を活用した地権者が主体となった再開発を促進し、活性化を図る必要がある。

高齢化社会に対応するため、車がなくても徒歩で生活できるまちづくりを進める必要があることから、都市部でのまちづくりについては、高齢化社会への対応も含め、地域住民、企業、NPO及び行政が協働のもとに取り組む必要がある。

良好な都市景観を形成するには、電線類の地中化なども重要である。事業実施に際しての費用負担の課題を解決しつつ、今後とも円滑な事業実施に向けた取り組みを進める必要がある。

#### <多面的機能を生かした農山漁村の振興>

農山漁村は農林水産業生産活動の場のみならず、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統文化の継承など、多面的な機能を担っているが、担い手の減少という大きな問題に直面している。

今後とも活力ある農山漁村づくりを進める必要があるが、高齢化に伴う担い手の減少は地域力の低下のみならず、伝統文化の継承等にも大きな影響を及ぼすため、新規就農者及び中途参入者の掘り起こしを強化する必要がある。

また、農業基盤整備についても継続して推進する必要がある。

さらに、亜熱帯性気候等の地域特性を生かした沖縄型グリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズム、森林セラピー等を推進するとともに、子ども農業体験等によって都市部との結びつきを強める取り組みも必要である。

農林水産物の需要拡大に向けては、地域特産物を活用した商品開発、農林水産物直売所の設置、インターネットを活用した情報発信及び販路の拡大等を図る必要がある。

農業集落排水施設整備率が遅れている農村地域においても、農業集落排水施設の整備を積極的に取り組む必要がある。

### (高度情報通信ネットワーク社会の実現)

#### <高度情報通信ネットワークの整備>

高度情報社会が進展している中であって、県民一般が高度な情報通信サービス等を享受できるよう、県内全域においてブロードバンド環境の整備を進め、情報過疎地域の解消に努める必要がある。

また、離島・過疎地域では、地元自治体による維持管理費用の負担継続には財政上の懸念がある。今後とも、安定的かつ質の高いサービスを提供できるよう関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

#### <地域情報化の促進>

学校におけるIT環境は、県立高校では整備が進んでいる一方、小中学校においては市町村間で整備状況に格差が見られる。今後ともこの格差是正に努める必要がある。

また、学校のIT環境の整備を図りながら、情報リテラシーの向上に引き続き取り組む必要がある。

地上デジタル放送への完全移行が間近に迫っていることから、県内各世帯における受信環境を早急に整えるよう取り組む必要がある。また、必要に応じて、国による衛星利

用難視聴対策の活用を検討する必要がある。

医療情報システムについては、通信容量、通信速度に関する課題の解決に向けて取り組む必要がある。

#### <電子自治体の構築>

電子申請件数は徐々に増加しているが、申請に必要な住基カードの普及が伸び悩んでいるなどの課題がある。県民への周知を図るとともに、現行のサービスを評価・点検し、申請可能な手続を増やすなど県民の利便性向上に取り組む必要がある。

ITを利用した教育研修システムについては、今後とも、各種研修においてより有効に活用されるよう取り組む必要がある。

#### (災害に強い県土づくり)

本県は、降水量が多く台風常襲地帯であることから、災害が発生しやすい状況にある。さらに今後は、地球温暖化による気候変動も予測されていることから、県民の生命及び財産を守り、あわせて沖縄振興のための社会資本を保全するため、豊かな自然環境に配慮しつつ、河川改修、高潮対策、砂防、治山、地すべり対策等による災害の未然防止に引き続き取り組む必要がある。

河川整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進、貯留施設等の総合雨水対策の取り組みにより、洪水被害の防止に努めるとともに、ゲリラ豪雨のような急な増水に対応するため迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。

また、海岸保全施設では老朽化等による機能低下が徐々に現れている。今後とも、砂浜や人工リーフなどを活用した自然再生型の海岸保全施設への計画的な更新を行う必要がある。

さらに、気候変化にともなう海面水位の上昇、台風の大型化等、沿岸域における災害発生リスクが高まっており、ハード施策とソフト施策による海岸線の防護機能強化に取り組む必要がある。

中南部地域においては、傾斜地等に隣接する危険箇所、宅地開発が進み、安全性が確保されないまま住宅や老人ホーム等の施設の立地が増加している。今後とも、危険箇所の周知に努めながら、土砂災害の発生源対策を推し進め、当該箇所での宅地開発等の抑制や警戒避難体制の整備に優先的に取り組む必要がある。

また、住宅や特に公共施設について耐震化を促進していくとともに、大規模災害の発生に備えて、電気・ガス・水道などライフラインの耐震化やリスク分散に取り組む必要がある。

また、大規模自然災害に対する備えとして、緊急輸送道路のリダンダンシー（代

替手段)を確保するとともに、防災・減災に向けた組織づくりと被災後の速やかな復旧を図るため、国・県・市町村行政機関における情報の共有化と組織体制及び連携の充実・強化を図る必要がある。

### (健やかで安心できる暮らしの確保)

#### <子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり>

本県の合計特殊出生率は全国1位を維持しているが、少子化は進行している。その要因は、結婚観の変化、子どもの養育に係る経済的負担の増大など多岐にわたるが、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えることが重要である。

今後とも、福祉、保健、労働、教育などの子育て支援施策を総合的に推進することが必要である。

本県における、保育所に入所できない児童の待機率は、全国と比べて依然として高く、その解消は喫緊の課題となっている。

また、本県の幼児教育は歴史的背景から、公立幼稚園がほとんどの公立小学校に付設されるなどの特徴がみられるが、3年保育・預かり保育の促進など課題がある。一方、国においては幼保一体化の動きもあり、国の動向を注視しながら、沖縄県の状況を踏まえた確に対応する必要がある。

児童虐待への対応については、第一の相談窓口となる市町村を含めた関係機関の連携を促進するとともに、児童相談所の体制の充実が必要である。

#### <高齢者が安心して暮らせる環境づくり>

本県の高齢化率は平成27年には19.6%、県民のおよそ5人に1人が高齢者と推計されている。

目前に迫った高齢社会に備え、今後とも計画的に、介護サービス、訪問看護等の在宅医療体制の整備を進める必要がある。

また、全国的な傾向と同様に本県でも介護職従事者の離職率は高い状況にある。今後とも、介護職従事者が安心して業務に従事できるよう、介護報酬の改定など国における介護保険制度の見直しの動きに留意しながら対応していく必要がある。

さらに、高齢者入所施設については、既存施設の老朽化などへの対応を行いながら、入所希望者の増加傾向を踏まえた施設の新設を検討する必要がある。

高齢者の就労支援については、求人開拓を強化するとともに、高齢者の体力等に適した就労が提供できるよう関係機関の連携強化を図る必要がある。

#### <障害のある人が活動できる環境づくり>

障害者施策については、国における障害者自立支援法の改廃の動向などを踏まえ、県



と市町村との適切な役割分担の下に、市町村との連携強化や支援体制の充実を図りながら、よりよい障害福祉サービス等の提供を目指す必要がある。

また、障害者就労支援施設の整備については、県全体で計画的に進めながら、利用者へのサービス提供の充実を図るため、安定した施設運営を促進し、就労障害者の工賃アップを目指す必要がある。

さらに、公営住宅等におけるグループホームやケアホームの設置を促進する必要がある。

### (保健医療の充実)

#### <健康づくりと保健衛生の推進>

長寿日本一を維持してきた本県であるが、65歳未満男性の死亡率が高いことなどを要因として男性の平均寿命が全国26位となり、長寿県沖縄にかげりが見えている。

このため、「健康おきなわ21」を策定し、県民の健康づくりの取り組みを推進している。今後とも、県民一人ひとりの健康に対する意識を高め、健康の大切さを自覚した生活習慣を定着させることが重要である。

社会問題である自殺については、関係機関の連携を強化した取り組みが必要である。

#### <保健医療体制の整備>

医療提供の基盤をなす医師・看護師は着実に増加しているが、圏域や診療科における偏在、病院勤務医の過重労働、女性医師・看護師の離職等が課題となっている。

特に、看護職員については、平成22年度においても約700人の不足が見込まれていることから、今後とも、離職者の再就労支援や、保育所の充実など働きやすい職場づくりへの取り組みが必要である。

また、離島・へき地医療については、県全体として医療従事者の養成・確保に取り組むとともに、市町村立離島診療所の常勤医確保等を支援する必要がある。

### (ともに支え合う社会の構築)

#### <男女共同参画社会の実現>

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画に関する教育・学習をより一層推進するほか、育児休業・介護休業制度の周知徹底や多様な働き方に対応した労働環境の整備に取り組む必要がある。

また、ドメスティック・バイオレンス問題については、配偶者等からの暴力を許さない社会の構築に向け、広報啓発・教育を行うとともに、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備を図っていく必要がある。

### ＜地域福祉社会の形成＞

これまで、安心のシステムとして機能してきた家族や地域の助け合い等の共助の理念については、少子高齢化・核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化が進む中において、期待することは難しい状況にある。

今後の福祉向上の見地から、福祉サービスを利用する方々が、地域において自立した生活を送ることができるように地域福祉社会の形成に取り組むことは非常に重要である。

このため、民間社会福祉活動の総合的母体となる社会福祉協議会の機能強化を促進し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員活動の充実をはじめとする地域のネットワーク化を進め、必要な福祉サービスを総合的に提供することが必要である。

判断能力が十分でない方に対する日常生活自立支援については、市町村や市町村社会福祉協議会との連携・協力体制を強化するとともに、県社会福祉協議会等の相談体制の充実が必要である。

また、今後のまちづくりについても、高齢化の進展を念頭におき、特に交通政策やバリアフリー化の推進に関しては、広報・啓発に一層取り組み、関係機関等との連携により、高齢者・障害者等についての理解と関心を深めるとともに、関係事業者その他県民の協力を促進する必要がある。

### ＜社会参加活動の推進＞

地域福祉の担い手であるボランティア活動を促進するため、県ボランティア・市民活動支援センターの運営を支援し、地域ボランティア活動に係る体制の整備を図っている。

今後は、住民の多様なニーズに対応するため、ボランティア団体の活動促進や市町村社会福祉協議会にボランティアセンターを設置するなど活動の普及促進に努めるとともに、ボランティアコーディネーターの配置促進と研修の充実による資質の向上に努める必要がある。

NPOについては、行政との協働による新たなパートナーシップの構築に取り組むほか、地域のニーズに対応した多様な分野に活動の幅を広げることが可能となるよう、努める必要がある。

## （安全・安心な生活の確保）

### ＜交通安全対策の推進＞

交通事故発生件数及び交通事故死者数は減少傾向にあるが、飲酒運転での検挙者が全国で5番目に高く、人身事故に占める飲酒絡みの割合が、19年連続でワースト1になるなど極めて深刻な状況が続いており、引き続き、県民あげて対策を講じる必要がある。

### ＜地域安全対策の推進＞

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、指数治安は改善・回復しつつあるものの、昭和期に比べて高い水準で推移しているほか、凶悪事案の発生もあり、県民が安全・安心を実感するための治安向上の取り組みが重要である。

今後とも、社会の変化に対応した治安対策、飲酒運転の根絶、交通事故の抑止などに

向けた取組みを継続的に推進していく必要がある。

#### ＜防災体制の整備と消費生活の安定＞

県民生活の安全・安心のためには、消防・防災は重要であり、今後とも体制の強化に努める必要がある。

法律上、消防の責任は市町村が負うこととされ（消防組織法第6条）、消防機関は市町村長の管理下にあるが、県としての的確な助言等に努める必要がある。

市町村の消防車両等整備については、財政状況を踏まえつつも整備率の向上に努める必要がある。また、自主防災組織及び防災ボランティアの育成についても、今後とも継続的な取組みが必要である。

不発弾処理対策については、戦後60余年を経過し埋没不発弾に関する情報量が減少し、地形の変貌等により正確な埋没地情報の収集が困難となっているが、今後とも継続的な取組みが必要である。

消費生活の安定については、商品トラブルの未然防止や被害拡大防止等を図るため、消費者の意識啓発に取り組む必要がある。また、専門的な知識を有する相談員の育成と併せ、各市町村において窓口の設置促進に努めるなど体制強化に取り組む必要がある。

### (5) 持続的発展のための人づくりと基盤づくり

島嶼県である本県が、今後発展していく上で最も重要な柱となるのは人材育成と教育である。個々人が多様な能力を発揮し、地域社会をはじめ国内外で貢献する人材として活躍することが期待される。

人材育成において、幼児教育は、人格形成の基礎、義務教育以降の基礎を培う重要な教育であることから、道徳性の芽生えを培い、基本的な生活習慣を形成するなど教育内容の改善・充実をおこない、小学校教育への滑らかな接続を図ることが重要である。さらに初等中等教育においては確かな学力や豊かな心、健やかな体を育む教育、国際性を養うための異文化の理解や外国語の習得など教育内容の充実・強化を図る必要がある。また、島内に高等教育機関がない離島地域等における教育環境の整備、向上も重要な課題である。

産業振興については、地域産業、観光、情報通信、環境、福祉、更に、成長が見込まれる最先端技術を活用した新たな産業など、様々な分野に対応できる人材育成システムの構築が求められる。

一方、島嶼経済の持つ不利性を克服し、競争力の高い、自立型の地域経済の構築を目指していくためには、観光や物流をはじめ、沖縄の特性を生かす各種産業基盤を集中的に整備していく必要がある。

## （初等中等教育の充実）

### ＜学力向上対策等の推進＞

学力向上のためには、児童生徒一人一人が学びを楽しめる「わかる授業」の構築と、「基本的な生活習慣」の形成を図る必要がある。これにより、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」を身に付けさせることが重要である。

「わかる授業」の構築には、教員の授業力を向上させるための各種研修会の実施や、マネジメントサイクルに基づいた対策の充実が必要である。また、「基本的な生活習慣」の形成には、家庭における学習、読書及び生活習慣の形成など学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進していく必要がある。

進路指導については、学校と家庭及び関係機関との一層の連携強化を推進する必要がある。また、学費等について、奨学金制度などを拡充することにより、低所得家庭における生徒も進学が可能となるよう取り組む必要がある。

また、心の教育については、体験活動や読書活動などを推進するとともに、不登校やいじめなどに対しては、関係機関等で構成するサポートチームや地域におけるネットワークなどにより対策を講じる必要がある。

たくましい体の育成については、指導者の資質向上と地域との連携により、児童生徒の健康を保持増進するための実践力を育成するとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育成する必要がある。

### ＜国際化、情報化等に対応した教育の推進＞

今後、本県が我が国、アジア・太平洋地域等とともに発展していく上で、異文化への理解や外国語の習得など、国際性の涵養は非常に重要である。

国際化、情報化等に対応した教育の推進については、外国語教育を充実するとともに、アジアをはじめとする諸外国との交流や留学生派遣など、児童生徒の国際性を養う必要がある。

また、情報化が進み、社会には様々な情報があふれている。その中で、必要かつ正しい情報を収集し、活用していく力をつけていくことが重要である。

### ＜魅力ある学校づくりの推進＞

魅力ある学校づくりの推進に向けては、国際化、情報化など時代の変化を的確に捉え、生徒の特性の多様化に適切に対処できるよう、保護者や地域関係者の理解を得ながら、県立学校の編成整備を検討していく必要がある。

学校施設については、新耐震基準が施行された昭和56年以前の校舎が多く、老朽化が進み危険な状況であるため、全ての建物の耐震化に向け計画的に整備を行う必要がある。

私立学校等については、少子化の進行や社会情勢の変化等により経営は厳しい状況にあり、教育環境の整備を含め、経営努力が求められている。

## （高等教育の推進）

高等教育については、本県の振興発展に資するとともに、国際社会において活躍する人材の育成や新産業の創出、既存産業の活性化等を図るため、国公立大学等において、引き続き、教育研究体制及び施設・設備の充実強化を図る必要がある。

また、本県の地域特性を活かした、農業、医療、環境等に関する研究を通して地域社会に貢献するとともに、アジア・太平洋諸国等との国際交流の拡大を図る必要がある。

県立看護大学においては、創意工夫を活かした機動的で柔軟な運営を可能にするため、公立大学法人化に向けて検討が必要である。

## （産業や地域社会を担う人づくり）

産業や地域社会を担う人づくりについては、本県の多様な地域資源を活かし、農林水産業や製造業、建設業、医療・福祉・介護等の地域産業及び地域社会を支える人材育成の充実・強化を図る必要がある。

また、本県のリーディング産業や今後の新たな産業の振興に向けて、高度かつ専門的な人材等の育成も重要である。

観光人材については、海外からの観光客の増加を見据え、語学教育に取り組む必要がある。

情報通信関連産業分野については、より高度な知識と技術力を身につけた人材を育成していくことが課題である。

また、経営人材の育成は未だ十分ではなく、産業人材に対する事業者の需要について調査・分析を行い、経営人材等の育成を強化する必要がある。

農林水産業については、体験入学の実施等中学校との連携強化に努めるとともに、高度情報処理やバイオテクノロジー等先端技術に関する研修の充実に努める必要がある。

社会参加活動の推進については、NPO等の安定した組織体制の構築を図るなど、継続的かつ活発な活動ができるような環境を整備するとともに、県民と行政との協働による、新たなパートナーシップの構築に取り組む必要がある。

## （交通体系の整備）

### ＜空港＞

本県には、国が管理する那覇空港の他、県が管理する12空港があり、県民生活や観光産業等を支える重要な社会基盤として、地域の活性化及び本県経済の発展にも重要な役割を果たしている。

平成14年度以降、完了した主なプロジェクトとしては、新多良間空港の開港（平成15年度）、与那国空港滑走路延長（平成18年度）及び石垣空港C I Q（税関・出入国管理・検疫）施設の供用（平成18年度）があげられる。

一方、拠点空港における航空需要増加や航空機材の大型化へ対応するため、現空港の滑走路延長や増設、新空港の建設等が必要となっている。

個別の空港ごとにみると、那覇空港については、現滑走路一本では将来的な需要に対応出来なくなるおそれがあることから、現在、滑走路増設に向けた取り組みを進めている。

また、平成21年10月から国際航空物流拠点の形成に向けて新貨物ターミナルの供用が開始されており、引き続き、国際線・国内線旅客ターミナルの新・増設を進める必要がある。

さらに、国際線の着陸料等及び国内線貨物便の航空機燃料税軽減措置を継続的に確保し、新たな国際線の就航及び東アジアにおける国際航空物流拠点の形成に取り組む必要がある。

新石垣空港については、平成21年12月末現在、用地取得率が99.9%まで進展しているが、共有地権者が建設予定地に二筆の土地を所有し、残りの用地取得が難航している。このため、平成25年3月の新空港供用開始に向けた取り組みを今後も続けていく必要がある。

離島航空路線については多くの航空路線が生活路線であるため、旅客の大幅な増加が難しい等の不採算要因を構造的に抱えていることから、路線の安定的運行を確保するには厳しい状況にある。

また、滑走路の短い（800m以下）の離島空港では、これまで、定期路線として就航していた小型プロペラ機の撤退により、離島への安定的な航空路の確保が困難な状況にある。

#### <港湾>

島しょ県である本県において港湾は、物流輸送を支える産業振興基盤として、また、国内外との交流拠点として重要な役割を果たしている。平成21年現在、重要港湾として那覇港、中城湾港、平良港、石垣港、金武湾港及び運天港の6港、地方港湾として35港の合計41港が指定されている。

これまで、海上交通の安全性・安定性の確保のため防波堤などの外郭施設、岸壁などの係留施設、泊地などの水域施設や緑地帯など観光リゾート地にふさわしい施設整備を推進し、産業及び生活に係る諸機能が調和した質の高い港湾整備が進められている。

那覇港については、昨年、国際クルーズ船対応の旅客船バースの暫定供用が開始されている。引き続き、税関、検疫等、利用者の多様なニーズへの対応が可能な旅客ターミナルの整備が必要である。

また、同港においては、国際航路ネットワークを構築し、国際トランシップ（積替え）港湾として中継コンテナ貨物取り扱いの促進を図ることとしているが、アジア地域にお

ける認知度の低さや、中国沿岸部諸港の整備が急速に進み、大型船が中国に直接寄港する状況となっていることなどからトランシップ貨物の取り扱いはまだ実現していない。

中城湾港新港地区については、平成11年に工業用地122haが特別自由貿易地域に指定され、賃貸工場が整備されたことなどから各種企業が進出しており、既に供用されている西ふ頭に加え、東ふ頭の整備が必要である。

泡瀬地区については、沖縄市における土地利用計画の見直し後、埋立免許等の変更手続きを速やかに行い、早期の事業再開に努めることとしている。

西原与那原地区においては、未整備となっているマリーナの係留施設や管理棟について民間資金を活用したPFIなどによる整備手法を検討する必要がある。

また、国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港の機能強化を図るとともに、石垣港及び本部港等において、旅客船バースの整備を推進する必要がある。

本県におけるその他の港湾においては、係留施設等のユニバーサルデザインを推進し、高齢者等が安全に港を利用できる浮棧橋等の整備を引き続き進める必要がある。

#### <陸上交通>

本県は、陸上交通の大部分を道路に依存しており、平成15年の沖縄都市モノレールの開業により新たな公共交通手段の選択が可能となったものの、道路は依然として県民の暮らしと産業経済活動を支える上で重要な役割を果たしている。

一方、自動車保有台数の増加や中南部都市圏への人口集中等により交通渋滞が慢性化し、路線バスの定時運行ができずバス離れが加速するなど、道路交通サービス低下の悪循環が生じている。

このような状況に対応するため、引き続き、広域交通拠点（那覇空港、那覇港）と各圏域拠点都市の円滑な結節性を向上させるとともに、ネットワーク化を図るため那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路等の整備及びこれらと一体的に機能する国道507号、沖縄環状線等の整備など、体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築する必要がある。

また、沖縄都市モノレールやバス網再構築など総合的な公共交通体系の視点を踏まえ陸上交通の円滑化を促進する必要がある。

離島・過疎地域については、定住条件の一層の改善や生活基盤の充実を図るため、離島架橋など地域特性を配慮した道路整備を推進する必要がある。

#### （情報通信基盤の整備）

本県の離島地域においては、伝送路等の整備を行い、一部小規模離島をのぞく離島全域でブロードバンドサービスが利用可能な環境を整備した。

また本島においては平成22年4月より全市町村においてブロードバンドサービスの利用が可能となっている。

しかし、特に離島地域においては、地元自治体による維持管理費用の負担継続には財政上の懸念がある。今後とも、安定的かつ質の高いサービスを提供できるよう関係機関

等を含めた検討を行う必要がある。

地上デジタル放送移行に向けて先島地区への地上デジタル放送を開始し、南北大東地区における伝送路等の敷設に取り組んでいるが、放送を受信できなくなる視聴者が生じることのないよう、必要に応じて難視聴対策の利用を検討する必要がある。

### (安定した水資源とエネルギーの確保)

#### <水資源>

水利用対策については、水資源の乏しい本県の実情を踏まえ、水需要に見合う水源の確保を行うだけでなく、節水等による水需要の抑制や代替水源の活用など、水利用の総合的な合理化を図る必要がある。

ダム建設にあたっては多額の費用を要することから、将来の水需要や水源計画を精査し、その必要性と費用対効果について十分検討し、地域に合った水源開発を行う必要がある。

また、水源地域の保全についても、森林の持つ洪水調整、水源かん養、湯水緩和機能等の維持向上のため、森林の整備を図る必要がある。

#### <エネルギー>

島嶼県である本県は、大規模な水力等の利用ができないため、電力の大半を化石燃料に頼らざるを得ないことから、電力の二酸化炭素排出源単位は、全国平均より2倍以上高い状況にある。

このため、離島において小規模エネルギーネットワークの構築に先導的に取り組むことを検討するなど、太陽光、風力発電等の新エネルギーの導入に向けた一層の取り組みが必要である。

### (6) 県土の均衡ある発展と基地問題への対応

離島・過疎地域を抱える圏域と都市地域を含む圏域間には、様々な面で依然として地域間格差が残っており、県内の各地域がそれぞれの特性を活かしながら多様な機能を発揮するとともに、相互の連携により、持続的な発展を目指していく必要がある。

特に、広大な海域に散在する離島については、その遠隔性や狭小性により教育、保健・医療、交通等を含め生活していく上でのコストが割高になっており、また雇用機会が少ないことから人口減少や高齢化の要因となっている。

一方、それぞれの離島の多様性は沖縄観光の大きな魅力となるとともに、主要な食糧供給地として県民の食生活を支えている。また、排他的経済水域の確保や豊富な海洋資源の存在など、日本の国益を担う地域としての位置づけは重要であり、離島の暮らしをどう守り、離島の持つ力をどう発揮していくかが重要な課題である。



また、嘉手納飛行場や普天間飛行場など広大な基地が存在する中南部都市圏は、政令指定都市に匹敵する人口100万人以上の過密な都市圏を形成しており、大規模な基地返還跡地は、都市構造の歪みを是正し、沖縄の新たな発展を図るための貴重な空間であり、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っている。

跡利用については、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、環境の保全・再生など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、各圏域相互の連携により、沖縄全体の発展に資するものでなければならない。

基地返還に伴う環境浄化、地権者対策など諸問題の解決と大規模な跡利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図る必要がある。

また、在日米軍再編協議での合意に基づく大規模な基地返還が実現した後も、広大な米軍基地が残ることから、引き続き基地の整理・縮小を進める必要がある。

戦後処理問題としての旧軍飛行場用地問題については、特別調整費を活用した特定地域特別振興事業を実施することにより同問題の解決を図ることとし、平成21年度から関係市町村、地主会との連携を図りながら事業を実施している。

不発弾対策については、今なお県内に約2,300トン余の不発弾が埋没し、爆発事故が発生するなど、県民の不安は大きいものがあることから、引き続き取り組む必要がある。

## （離島・過疎地域における産業の振興）

### ＜農林水産業＞

さとうきびについては、地域経済における重要性から、生産拡大に継続して取り組む必要がある。また、厳しい経営状況にある製糖企業については、いっそうの経営改善に取り組む必要がある。

基幹産業として成長しつつある肉用牛については、さらなる輸送コストの低減化、輸送中の個体管理対策などに取り組む必要がある。

離島地域の農業基盤整備率は本島地域と比較して高いが、今後とも地域特性に応じた整備を推進していく必要がある。特に水資源に恵まれない地域にあっては、貯水池等の整備を促進し、農業用水の確保を図る必要がある。

漁港・漁場等については、海域の特性を生かした水産資源の生産性向上に向けた施設整備や、台風、荒天時における漁船の係留確保が必要である。

### ＜観光・リゾート産業＞

離島・過疎地域の魅力は沖縄観光のイメージをいっそう高めており、リピーター率が高くなっている中でも「まだ見ぬ島々」は持続可能な観光地づくりにとって大きな財産である。

自然環境や「沖縄らしい」景観の保全・再生に配慮しつつ、離島・過疎地域の観光を

振興することは、沖縄観光全体の観点から今後とも重要である。

#### <製造業・工芸産業>

食品加工業等では、農商工連携による当該地域ならではの土産品を開発するとともに、市場で受け入れられる価格帯、デザイン等を反映させた商品開発に努める必要がある。

また、これらの情報を離島・過疎地の魅力とともに各種メディアに取り上げられるような取り組みを推進する必要がある。

工芸産業については、後継者の育成に引き続き取り組むとともに、産地組合の連携を一層強化する必要がある。

#### (交通、情報通信基盤の整備)

##### <航空>

新石垣空港については、残された用地取得に力を注ぎ、平成25年3月の供用開始に向けて取り組みを強化する必要がある。

また、離島への安定的な航空路の確保を図るため、プロペラ機の大型化などにより定期航空路の再開が見込める空港においては、滑走路延長などの検討が必要である。

離島の航空路線は多くの路線が生活路線であるため、旅客の大幅な増加が難しく、割高な航空運賃となっている。

しかし、どの地域に住む県民にとっても航空機利用による距離的・時間的利益は享受すべき重要な利益であることから、今後とも離島の航空運賃低減に向けた取り組みを継続していく必要がある。

##### <海上交通>

離島航路は離島住民の生活の足、物資の輸送手段として必要不可欠であり、その維持・確保は、住民生活の安定及び離島振興にとって極めて重要である。

近年、原油価格の高騰や輸送量の減少に加え、一部航路については船舶の老朽化に伴う機材の更新等、離島航路事業者を取り巻く経営環境が悪化しているが、現行の補助制度の維持又は拡充に加え、引き続き行政と事業者が一体となって経営の健全化に取り組むことが必要である。

##### <道路>

離島・過疎地域においても、整備が十分でない路線もあることから、生活に密着した緊急度の高い路線から優先的に整備を進める必要がある。

##### <情報通信基盤>

離島・過疎地域についてブロードバンド環境を整備してきたが、整備に多大な費用を要するとともに、維持管理費用の負担継続には地元自治体の財政上の懸念があるため、安定的かつ質の高いサービスを提供できるよう、関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

## (生活環境基盤の整備)

### <水源の確保>

離島にとっては、水源確保は住民生活を支える非常に重要な項目の一つである。特に水の安定供給が十分でない座間味村など一部離島においては、海水淡水化施設の導入に向けた検討を行う必要がある。

また、海底送水管や海水淡水化施設の整備に要する諸費用が、住民の水道料金に転嫁されており、沖縄本島との格差が生じていることから、離島地域の負担軽減に向け、多様な形態の水道広域化に取り組む必要がある。

さらに、離島地域は水道水の相互給水応援体制の構築が困難なため、施設が被災した場合、断水の長期化が危惧される。このため、老朽化対策や耐震化整備を着実に進める必要がある。

### <下水道等>

離島部における平成20年度の下水道処理人口普及率は19.5%となっており、本島部の70.0%と依然として大きな格差が残っており、生活環境の改善と水質保全のため下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントで連携し、地域に合った処理方式により未普及地域の解消に努める必要がある。

また、循環型社会の構築に向けて、下水道資源の有効利用を推進する必要がある。

浄化槽については、設置済単独浄化槽を合併浄化槽へ転換するとともに、法定検査の受検など適正な維持管理を促進する必要がある。

### <廃棄物対策>

離島は環境容量が小さく、環境負荷に対して脆弱であることを念頭においた廃棄物対策がなされる必要がある。

一般廃棄物については、引き続き地域の事情に応じた計画的な処理施設の整備を行う必要がある。また、リサイクルが義務づけられたペットボトルや家電などの品目に関し、本島への輸送に関して施設の集約化や運搬ルートの合理化等を図り、ごみ処理経費の軽減に努める必要がある。

産業廃棄物についても、管理型最終処分場が設置されていない離島地域においては、汚泥などの品目を沖縄本島に輸送し処理を行っているため、輸送コスト低減に関して検討を進める必要がある。

また、離島地域においても不法投棄が依然として発生している。今後とも、警察、市町村等との連携による監視体制の強化を図るとともに、事業者の適正処理及び環境美化に対する意識向上に努める必要がある。

海岸漂着ごみについては、回収をボランティアに依存していること、離島の廃棄物処理施設では十分に処理できないこと、海外由来のごみが多く発生源対策が容易ではない

ことなどの問題がある。国の支援等を含めた対策を検討する必要がある。

#### <エネルギー>

離島疎地は、一部を除いて島外からの電力線の引き込みが困難なため、発電施設が被災した場合、停電の長期化が危惧される。このため、老朽化対策や耐震化整備を着実に進める必要がある。

新エネルギーについては、天候などにより出力が不安定となることから、これを既存の電力系統に接続する場合は、電力供給システムに悪影響を与えることが懸念されるなどの課題を踏まえ、今後は、接続技術の確立や小規模エネルギーネットワークの構築について先導的に取り組むことを検討する必要がある。

#### (保健医療の確保と福祉の向上)

離島・過疎地における医療体制については、市町村立離島診療所や離島医療組合への安定的な常勤医の確保が必要である。また、市町村立離島診療所の施設については、老朽化への対応も必要である。

また、北部病院における産科医や宮古病院における脳外科医など、離島過疎地域においては、専門医の確保が喫緊の課題となっている。宮古、八重山医療圏においては、第2次医療を提供できる医療体制の構築が重要である。

#### (教育及び地域文化の振興)

離島・過疎地域においては、都市部よりさらに少子化傾向が進んでおり、多くの小規模校においては、複式形態による学習が行われている。個々の児童生徒に対するきめ細かな対応というメリットを生かしつつ、今後とも、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の健全育成に努めることが望まれる。

一方、小集団での活動が小学校低学年から続くため、児童生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成の面で課題もある。引き続き交流学习・集合学習・合同学習を促進し、児童生徒の主体性や発表能力、コミュニケーション能力の育成に努める必要がある。

また、離島・過疎地域においては、教職員の配置や遠距離通学が必要な児童生徒の通学条件の緩和などの課題もあり、教職員の適正な配置とともに、スクールバスの整備などの措置を講じる必要がある。

#### (自然環境及び県土の保全)

##### <自然環境>

離島・過疎地域には、各島々特有の固有種が数多く生息し、また海域には発達したサンゴ礁やマングローブ林が広がる干潟が形成される豊かな自然環境を有している。

希少野生動植物の保全については、それぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握に努めるとともに、野生生物保護センターを活用して普及啓発活動などに取り組む必要がある。

外来種による地域固有の生態系への被害防止のため、関係機関との連携により外来種対策を強化する必要がある。

サンゴ礁については、オニヒトデ等の食害や陸域からの環境負荷流入などにより、多大な影響を受けていることから、オニヒトデ対策や陸域からの環境負荷対策など官民協働による取組みを推進する必要がある。

自然公園については、地元自治体や地域住民の理解と協力のもと、適正な配置・管理を図り、豊かな自然環境、優れた自然景観を保護するとともにその適正な利用の推進に一層取り組む必要がある。

#### <県土保全>

海岸の整備については、平成19年度の離島における海岸整備率は、46.3%で沖縄本島(60.5%)や全国(70.8%)に比べ低い状況となっており、引き続き、高潮・波浪等の被害を防ぐため、自然再生型の海岸保全施設整備を推進する必要がある。

#### (駐留軍用地跡地に関する調整機関の設置)

平成18年5月の在日米軍再編協議に伴う日米安全保障協議委員会(「2+2」)合意を受け、同年5月30日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の中で平成11年12月の閣議決定が廃止された。そのため、「跡地対策協議会」の設置根拠が失われた状態となっている。

跡地対策協議会と同時期に設置された「跡地関係市町村連絡・調整会議」(平成14年8月)や「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」(平成14年9月)については、継続して活動を続けており、跡地利用の基本原則のもと、跡地の有効かつ適切な利用の促進に向けて取り組んでいる。

嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還が日米両政府により包括的に合意されているが、現行の枠組みでは財政面や実施体制等の面において困難が予想されるため、国の責務による新たな制度の創設等が求められる。

#### (駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組)

跡地利用に関する主な課題としては以下のような点があげられる。

- ① 返還後の速やかな事業着手が図れるようにすること
- ② 通常予算とは別枠となる事業予算の確保や、跡地利用を推進するための国の積極的な関与、また、跡地利用に関する新たな法制度等が必要なこと
- ③ 迅速且つ徹底した原状回復措置が求められること
- ④ 跡地利用計画等に対する地権者や地域住民の合意形成が、円滑に図られるようにすること
- ⑤ 基地内に立ち入り、文化財調査等が実施できる仕組みが必要なこと
- ⑥ 基地の跡地利用については、中南部都市圏における機能分担を考え特色ある

まちづくりが必要であること

- ⑦ 中南部都市圏は公園施設が少ないので、駐留軍用地跡地において防災機能を併せ持つ大規模な公園・緑地の確保が必要であること
- ⑧ 中南部都市圏の都市軸（那覇市～沖縄市間）において、普天間基地（跡地）はその中間に位置していることから、骨格的な公共交通軸の中に位置づける必要があること

これらについて、地元負担が生じることがないように着実に解決するための手立てを構築し、跡地整備などに関する国の責務としての取り組みが必要である。

また、国、県、跡地関係市町村が密接な連携の下、跡地利用を推進する体制の構築が必要となる。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は約1,000～1,500haという大規模な返還になるため、土地の需給バランスの不均衡を回避しつつ、沖縄振興に資する跡地利用を行う必要がある。そのため、現在各市町村が策定している跡地利用計画を横断的に調整し、中南部都市圏の跡地利用を適切にコーディネートしていく必要がある。

さらに、基地返還跡地を活用して、平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を図り、研究所や文化的施設等、様々な機能の立地を促進するとともに、中南部都市圏の都市軸全体体系の中で、駐留軍用地跡地を活用した道路計画、公共交通計画を進める必要がある。

### 3 県土利用の基本方向

本県は、我が国の南西端に位置し、およそ北緯24度から28度、東経122度から133度まで、距離にして南北約400km、東西約1,000kmに及ぶ広大な海域に散在する4つの島しょ群（沖縄諸島、先島諸島、尖閣諸島、大東諸島）から構成され、貴重な動植物が生息・生育する緑豊かな島しょ県である。

主島は、沖縄本島で面積約 1,206km<sup>2</sup>（平成19年10月1日国土地理院）、人口123万1,765人（平成17年国調）で、その他主要島としては、石垣島（222km<sup>2</sup>、人口4万5,183人）、宮古島（159km<sup>2</sup>、人口4万6,249人）、西表島（289km<sup>2</sup>、人口2,374人）、久米島（59km<sup>2</sup>、人口9,137人）等があり、大小160の島しょからなっている。

周辺海域を黒潮が北上し、サンゴ礁に囲まれた海岸線には白い砂浜が広がり、青い空と相まって世界有数の海岸景観を誇っている。このような「亜熱帯海洋性」という自然環境と「島しょ」という土地空間は、県土の利用に基本的な制約条件を与えている。

また、本土と東南アジア地域とのほぼ中間に位置する地理的条件は、本県の特異な歴史と特有の文化を形成し、広大な海域に散在する多くの島しょは、我が国の排他的経済水域の確保等に大きな役割を果たしている。

県土の総面積は、約2,276km<sup>2</sup>（国土地理院：平成19年10月1日現在）で、国土面積（37万7,930km<sup>2</sup>）の約0.6%である。利用形態別にみると、農用地、森林、原野、水面等の自然的土地利用が約67.6%、宅地、道路等都市的土地利用が約11.3%となっている。昭和47年からの地目別構成比の推移をみると、農用地、原野は減少し、宅地、道路が増加している。

また、本県における米軍、自衛隊の施設及び区域は、平成20年3月末現在、69施設2万3,990haあり、そのうち米軍基地が34施設2万3,293haを占め、全国の米軍施設・区域面積の約22.7%、米軍専用施設面積の約74.2%が本県に集中しており、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業用地の確保など本県の振興を図る上で大きな制約となっている。

#### (1) 県土の適正な利用

県では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図るため、「沖縄県国土利用計画」に基づき、県土の計画的利用を推進している。

「沖縄県国土利用計画」は、国土利用計画法に基づき昭和53年に策定して以来、全国計画の改定に伴って改定を行い、平成21年3月に「第4次沖縄県国土利用計画」を策定したところである。

今後も、多様な土地需要に対処し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法をはじめ都市計画法、農振法等の適正な運用を通じて、



限られた県土資源の有効利用を促進するとともに、第4次沖縄県国土利用計画を指針として土地利用の調整機能を発揮し、総合的かつ計画的な土地利用を推進することが重要である。

また、県土の有効利用の促進にあたっては、長期にわたる内外の経済社会の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

## ア 土地利用の現況

### 【現状】

本県の土地利用の現況は、平成19年10月現在、農用地19.9% (454km<sup>2</sup>)、森林46.2% (1,052km<sup>2</sup>)、原野0.1% (2km<sup>2</sup>)、水面・河川・水路1.4% (31km<sup>2</sup>)、道路4.7% (108km<sup>2</sup>)、宅地6.6% (150km<sup>2</sup>、そのうち住宅4.3%、99km<sup>2</sup>)、その他21.0% (478km<sup>2</sup>)となっており、全国と比較すると森林(全国66.4%)、水面等(全国3.5%)が低く、農用地(全国12.5%)、道路(全国3.5%)、宅地(全国4.9%)、その他(全国8.4%)は高くなっている。[図表2-3-3-1, 2]

昭和47年からの推移をみると、人口の増加に伴い、道路、宅地等の都市的土地利用が増加しており、自然的土地利用については、農用地、森林、原野は減少している。

農用地は、昭和47年から昭和52年にかけて減少したが、昭和52年から平成4年にかけては、積極的な農業基盤整備事業等により増加し、その後は再び減少に転じている。

森林は、昭和47年から昭和57年にかけては増加しているが、昭和57年から平成19年にかけては減少している。

原野は、他利用区分への転換が進み減少している。

水面・河川・水路は、緩やかであるが平成19年までに約11km<sup>2</sup>増加している。

道路は、年々増加しており、日常生活や産業活動において必要な基盤として、著しい進展をみせている。

宅地についても一貫して拡大傾向をたどっている。平成19年までに72km<sup>2</sup>増加し今後、都市化の進展に応じて漸増していくものと予想される。

その他は、社会資本の整備の推進もあって増加している。

図表2-3-1-1 県土利用の現況

単位:km<sup>2</sup>

	昭和47年	昭和52年	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成14年	平成19年
農用地	519	467	488	519	530	465	454
農地	459	413	448	467	471	402	391
採草放牧地	60	54	40	51	58	63	63
森林	1,058	1,077	1,105	1,083	1,055	1,040	1,052
原野	225	247	57	37	22	4	2
水面・河川・水路	20	20	22	24	27	30	31
道路	44	54	63	79	90	103	108
宅地	78	101	110	121	128	142	150
住宅地	-	67	74	80	84	95	99
工業用地	-	8	7	8	8	6	5
その他	-	26	29	33	36	41	45
その他	301	283	406	394	413	488	478
合計	2,244	2,249	2,251	2,255	2,265	2,272	2,276

注:昭和57年以降原野、採草放牧地の把握方法を変更している。

資料: 沖縄県土地対策課

図表2-3-1-2 県土利用の現況構成比(全国と沖縄県との比較)

単位:%

地目別区分	全国	三大都市圏	地方圏	沖縄県
農用地	12.5	11.2	12.8	19.9
森林	66.4	58.8	67.6	46.2
原野	0.7	0.0	0.8	0.1
水面等	3.5	3.5	3.5	1.4
道路	3.5	5.2	3.3	4.7
宅地	4.9	11.4	3.9	6.6
その他	8.4	9.9	8.1	21.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

※三大都市圏は、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の1都2府8県

※地方圏は、三大都市圏を除く地域。

資料: 国土交通省「土地白書(平成21年度)」

#### 【課題及び対策】

今後の県土利用にあたっては、内外の潮流の変化も展望しつつ、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

人口の増加等に伴ってなお増加する都市的土地利用については、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進することにより、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る必要がある。

自然的土地利用については、食料等の安定供給と自給率の向上、地球温暖化防止、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ることが重要である。

森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用転換については、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

県土の安全性や人と自然の営みの調和を求める県民意識の高まりなど、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本とすることが重要であり、その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

安全で安心できる県土利用については、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、地域レベルから県土構造レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

循環と共生を重視した県土利用では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、流域における水循環との調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出などを図りつつ、自然のシステムにかなった県土利用を進めていく必要がある。

また、美しくゆとりある県土利用として、土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の保全、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めていく必要がある。

## イ 土地取引及び地価

### 【現状】

(土地取引の状況)

昭和57年から平成3年までの土地取引届出件数については、昭和57年から昭和62年までは概ね200件から300件台で推移していたが、昭和63年から届出件数が472件と急上昇し、平成3年には1,688件と過去最高の件数となった。

これは、バブル経済期の急激な地価上昇とリゾート関連施設整備への投機的な土地取引を監視するために、昭和63年に「監視区域」を指定し、その後区域拡大して小規模面積も届出対象にしたことが、届出件数の増加につながっている。

届出を利用目的別にみると、レジャー、ゴルフ、別荘を合わせたリゾート関連施設の届出が23.2%と最も多く、次に資産保有が22.1%、宅地が20.7%となっている。

リゾート関連施設は、バブル期とほぼ同時期に施行された総合保養地域整備法（リゾ

一ト法)に基づく重点整備地域での届出が多くなっている。また、資産保有については転売目的の投機的取引の届出と思われる。このような土地取引が、全国同様バブル崩壊後の不動産をめぐる金融の不良債権となり、経済の長期低迷等の一因として大きな社会問題をもたらした。

次に、平成4年から平成10年までの届出件数をみると、平成4年は、過去最高だった平成3年から減少して987件で、平成5、6年はほぼ横ばい、平成7年は303件に急減した。その後平成14年まで減少で推移している。

また、平成10年には、国土利用計画法が一部改正され、平成11年から、事前届出から事後届出に制度移行したが、依然として土地の流動化が少なく、届出件数は減少傾向であった。[図表2-3-1-3]

図表2-3-1-3 土地取引届出件数(用途別)

単位：件

	宅地	レジャー施設	商業施設	生産施設	農林業	ゴルフ場	別荘	資産保有	その他	計
S50～56	370	40	73	67	214	17	4	53	107	945
S57～H3	1,132	794	843	426	207	381	92	1,206	376	5,457
H4	335	41	148	72	33	23	8	250	77	987
H5	344	13	141	79	29	23	1	327	92	1,049
H6	337	1	94	37	24	17	3	314	64	891
H7	69	4	32	72	9	22	3	46	46	303
H8	57	2	92	55	19	13	1	14	37	290
H9	47	20	21	30	8	39	2	32	38	237
H10	13	4	6	9	12	15	0	22	44	125
H11	13	0	13	10	3	12	0	41	7	99
H12	20	1	17	8	5	6	0	10	7	74
H13	13	3	4	6	5	3	0	20	10	64
H14	9	1	8	2	3	3	0	7	6	39
H15	8	2	7	16	4	0	0	9	9	55
H16	16	1	10	11	0	22	0	12	21	93
H17	16	1	84	6	2	2	0	9	23	143
H18	18	7	57	16	2	2	0	37	16	155
H19	51	3	235	4	0	1	2	36	24	356
H20	31	2	292	13	4	2	0	22	6	372

事前届出制  
↓  
事後届出制

※届出件数推移の検討に当たっては、平成11年に事前届出から事後届出になる等、手続きが緩和されたことを考慮する必要がある。

※土地取引届出件数には、土地売買以外に賃借権、営業譲渡、取引の予約等も含まれている。

資料：沖縄県土地対策課

## ウ 地価の推移

地価の変動は、その時代の社会、経済情勢に大きく影響されると言われており、なかでも景気の変動にほぼ対応していると見られている。

昭和51年は、石油ショックによる経済不況、投機的土地取引の沈静化、海洋博関連公

共投資の終息等により、対前年変動率はマイナス0.2%（地価調査）となった。

昭和52年、53年は公共事業の増加、宅地開発等による土地需要増などの影響で地価は対前年変動率0.4%、2.2%と緩やかな上昇を示した。

昭和54年から57年には公共事業の増加による一層の景気浮揚、依然根強い宅地需要等の影響により地価は上昇し、対前年変動率7.0%から11.9%の間で推移した。

しかし、58年、59年は経済の低成長の影響を受け、地価の上昇は沈静化し対前年変動率5.8%、4.3%と安定的傾向で推移した。

60年から63年は従前に引き続き安定的に推移し、対前年変動率は4.0%から2.2%と漸次縮小で推移している。

この期間の昭和62年は、全国的にはバブルの影響による首都圏を中心とした異常な地価高騰が全国平均変動率を押し上げたが、昭和63年まで本県の地価への影響はなかった。

本県の地価にバブルの影響がみられたのは、平成元年から平成3年までで地価は3.1%から4.4%と再び上昇幅を広げた。

バブル崩壊後の平成4年は上昇幅が0.6%と縮小し、平成5年は変動なしの、0.0%であったが、全国的な不動産に関する不良債権の増加、経済の長期低迷とともに平成6年からは対前年変動率は地価調査実施以来はじめてマイナス0.1%となり、その後平成21年までマイナスで推移している。

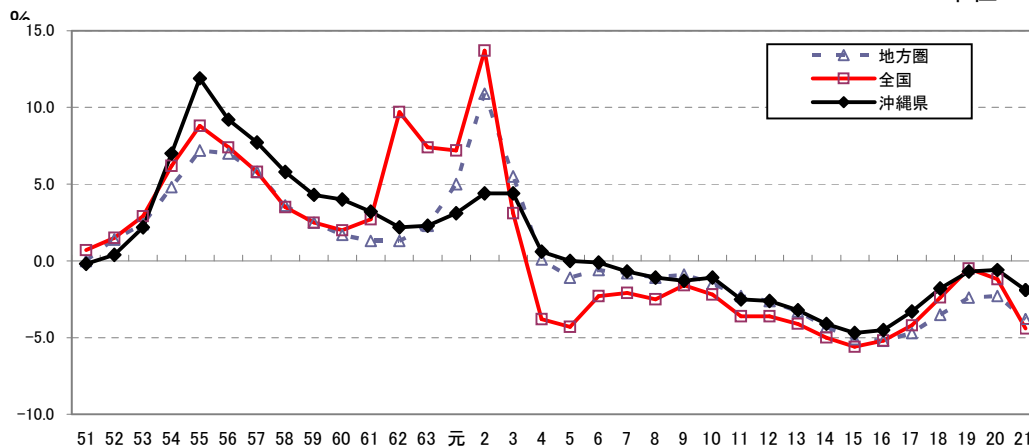
バブル崩壊後の長期にわたる景気低迷の中で、土地を資産として有利と考える国民や企業の割合が大きく減少し、また、我が国が人口減少局面に入ったこと等も土地取引に大きな影響を与えている。

さらに、サブプライムローンに端を発した、世界同時不況の急速な深刻化により、家計や企業による不動産投資を減退させ、土地取引の大幅な減少や全国的な地価の下落をもたらすこととなった。

また、本県においても、バブル期に生じた虫食い状態の低・未利用地が増加し、中心市街地は空洞化するなど深刻な問題が生じている。

図表2-3-1-4 地価調査・対前年度変動率の推移（全地域・全用途平均）

単位：％



	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3
地方圏	—	1.4	2.4	4.8	7.2	7.0	5.8	3.6	2.5	1.7	1.3	1.3	2.3	5.0	10.9	5.5
全国	0.7	1.5	2.9	6.2	8.8	7.4	5.8	3.5	2.5	2.0	2.7	9.7	7.4	7.2	13.7	3.1
沖縄県	-0.2	0.4	2.2	7.0	11.9	9.2	7.7	5.8	4.3	4.0	3.2	2.2	2.3	3.1	4.4	4.4

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方圏	0.1	-1.1	-0.6	-0.8	-1.1	-0.9	-1.5	-2.3	-2.6	-3.3	-4.3	-5.1	-5.2	-4.7	-3.5	-2.4
全国	-3.8	-4.3	-2.3	-2.1	-2.5	-1.6	-2.2	-3.6	-3.6	-4.1	-5.0	-5.6	-5.2	-4.2	-2.4	-0.5
沖縄県	0.6	0.0	-0.1	-0.7	-1.1	-1.3	-1.1	-2.5	-2.6	-3.2	-4.1	-4.7	-4.5	-3.3	-1.8	-0.7

	20	21
地方圏	-2.3	-3.8
全国	-1.2	-4.4
沖縄県	-0.6	-1.9

資料：沖縄県土地対策課

【課題及び対策】

土地という限られた貴重な資源の適正な利用を確保することが重要となっている。

適性かつ合理的な土地利用が確保されることにより土地の需給関係のバランスが正常化し、適正な地価形成に資するといわれている。

国は平成3年に「総合土地政策推進要綱」を決定し、異常な地価高騰の沈静化に効果を上げたが、その後、長期的な地価の下落とともに、土地の遊休地化、個人・企業のバランスシートの悪化、金融機関の不良債権処理の停滞という状況が発生し、平成9年には、「新総合土地政策推進要綱」が決定され、土地政策が地価抑制から土地の流動化の促進等に転換された。

平成17年には、地価の下止まり傾向も踏まえ、資産デフレ対策からの脱却等を図る「土地政策の再構築」が国土審議会土地政策分科会企画部会で取りまとめられ、「適正な土地利用の実現」と「透明で効率的な土地市場の形成」の2つが今後の土地政策の基本理念とされた。

県としては、これらの国の動きも踏まえ、国土利用計画法等の適切な運用と県計画、市町村計画等の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る必要がある。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互の適切な調整も必要である。

また、地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携の促進を通じて、県土の均衡ある発展を図るため、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を推進する必要がある。

さらに、県土の保全と安全性の確保や、環境の保全と美しい県土の形成、土地の有効利用の促進、土地利用の転換の適正化等に配慮しつつ、多様な主体の協働による県土管理を推進していく必要がある。

なお、その際、県土の科学的かつ総合的な把握を充実するため、国土情報整備調査、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査など、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る必要がある。

## (2) 海洋の保全・利用

### 【現状】

本県の周辺海域は、我が国唯一の熱帯海域で、黒潮の本流に近く、多様性に富むサンゴ礁が発達しているなどの特性がある。このような海洋環境は、多様な魚介類や海藻類などを育むとともに、マングローブ林等特有の生態系を形成している。また、美しい海辺は観光・リゾート産業における重要な資源として活用されているほか、海洋深層水の利活用も進められている。

本県の海岸線の総延長は2,026kmであり、全国第4位の延長を有している。そのうち自然海岸の延長は1,062kmで、海岸線全体の52.4%となっている。

公有水面の埋立については、昭和47年から平成20年までに累計で2,760haとなっており、うち沖縄振興計画期間中（平成14年度～20年度）に319haの埋立を行っている。

図表2-3-2-1 公有水面埋立竣工面積の推移

	年 度				合計
	S47～S56	S57～H3	H4～H13	H14～H20	
北 部 地 域	88.32	121.29	99.51	53.16	362.29
中 南 部 地 域	472.39	590.17	752.17	252.81	2067.54
宮 古 地 域	65.19	79.62	39.39	9.32	193.51
八 重 山 地 域	58.89	46.90	27.47	3.70	136.96
県 計	684.79	837.98	918.54	319.00	2760.31

資料：沖縄県海岸防災課、港湾課、漁港漁場課

島しょ県である本県にとって、陸域及び海域を含む沿岸域の保全・活用を図ることは重要であり、これまで観光・リゾート及び生産・流通等の拠点として活用するとともに、自然環境や景観等に配慮しつつ、海岸侵食、波浪対策等を推進し海岸保全に努めてきた。

また、沿岸域の利用については、貴重な海浜、干潟等の保全・復元など環境問題への取り組みと、産業、生活、レクリエーションなど多面的な利用等との調和を図ることが求められている。

一方、国においては、海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等を踏まえ、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する国際的協調」などを基本理念とする「海洋基本法」が平成19年に成立し、平成20年3月には、海洋基本計画が策定されている。

#### <海洋環境の保全・形成及び安全の確保>

本県の海域生態系に大きな影響を及ぼしている赤土等流出については、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、開発事業等から発生する赤土等の流出を規制するとともに、流域協議会など地域住民等における流出防止対策の取り組みが行われ、一定の成果をあげているものの、依然として農地からの赤土等の流出が著しく、発生源の約7割を占めている。

農地からの赤土等流出を抑制するため、勾配修正を主とする赤土等流出防止対策施設整備を行っているが、平成23年度までの目標整備量に対して、平成20年度までの達成率は43.0%にとどまっており、進捗が遅れている状況である。

サンゴ礁については、こうした赤土等流出による影響に加え、高水温による白化現象やオニヒトデの大発生により甚大な影響を受けており、復帰前の沖縄本島ではサンゴ被度50%以上の良好な地点が多数を占めていたが、現在は、大部分の地点で被度10%未満となっている。加えて、埋立や干拓など各種開発によりサンゴ礁消滅面積は大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、さまざまな主体が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」の活動を積極的に活用し、サンゴ礁の保全に向けた取り組みを進めるとともに、オニヒトデの駆除については、地元の漁業者及び観光業者等による自主的な活動や関係機関による緊急的駆除事業が行われている。

また、国際サンゴ礁研究モニタリングセンターでは、石垣島周辺や石西礁湖を中心にサンゴ礁のモニタリング調査を実施しているほか、サンゴ礁の価値や重要性、保全の必要性に関する啓発活動等を行っている。

沿岸域等の干潟に生息するマングローブについて、沖縄は世界のマングローブ分布の北限に近く、その面積は国内で最大である。



本県におけるマングローブ林は、西表島をはじめ東村慶佐次、名護市大浦川、金武町億首川などに分布しており、当該地域の沿岸生態系の食物連鎖に果たす役割が大きく、さらに、自然の防風・防潮などの防災機能としての役割も持っている。

また、環境教育やエコツーリズムの重要性が認識され、マングローブ植林ツアーや自然体験等を通して、環境教育の実践の場やエコツーリズムの場としても活用されている。

沿岸域の安全確保については、台風等に伴う高潮、波浪等の自然災害から県土を保全するため、海岸保全施設整備を図っているところであるが、本県の整備率は、全国平均を下回っている状況にある。

### <海洋の多面的な利用>

本県を囲む広大な海域は、多様な水産資源を供給するとともに、海洋レクリエーション等の場として観光・リゾート産業における重要な資源となっている。また、沿岸域においては、水産業等の生産の場や、海洋性観光・リゾート拠点、港湾などの流通拠点として多面的な利用が図られている。

水産業においては、増養殖施設や魚礁漁場の整備等を進めているが、水産資源の維持管理及び持続的利用を図るため、沿岸域の漁場環境の保全に努めるとともに、栽培漁業の地域定着化等を図り、つくり育てる漁業を一層推進することが求められる。

観光・リゾート産業においては、本県の美しい海浜等を拠点として、部瀬名地域をはじめとして各地で海浜リゾート等の整備が進められている。

なお、一部において、遊漁やダイビング等海洋レジャーの利用者と地元漁業者との間に、海面の利用をめぐるトラブルが発生しており、利用者間の適切な調整が求められている。

また、海洋深層水研究所は、新たな資源である海洋深層水の総合利用の推進を図り、本県の産業振興に寄与することを目的に平成12年に開所し、水産及び農業分野における研究開発と技術移転を行うとともに、商品開発を行う企業に対して海洋深層水を分水することにより、民間主導の利活用研究と実用化を促進してきた。こうした取り組みにより、新商品の開発・販売、新たな養殖業の展開、企業の立地・集積が進展するなど一定の成果をあげてきている。

### 【課題及び対策】

陸地面積が小さく資源の乏しい本県にとって、四方を取り囲む広大な海岸・海域は大きな利用可能性を有しており、貴重な資源として適正な管理を行っていくことが重要である。また、沿岸域については、漁業をはじめ海浜リゾートや港湾等産業、交通、生活、文化等の多様な利用ニーズがある。一方、赤土等の流入等陸域からの環境負荷による沿岸域汚染対策やサンゴ礁、マングローブ林の保全等自然環境の保全も大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、美しく安全な沿岸域を保全・創造するため、良好な環境の形成、安全の確保、多面的な利用等の調和を図り、魅力ある地域づくりを推進するとともに、地域特性を踏まえて総合的な管理に努める必要がある。

#### <海洋環境の保全・形成及び安全の確保>

沿岸域の生態系など海洋環境に大きな影響を与えている赤土等流出については、計画的な防止対策を推進するとともに、防止技術の研究開発を進め、より効果的な対策を講じる必要がある。

サンゴ礁の保全等については、WWF ジャパンや国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターなど関係機関の一層の活用を図る必要がある。

マングローブ林の保全については、引き続き、世界のマングローブに関する研究や情報の収集・蓄積に努め、保全と活用を図るための普及・啓発や再生のための造・植林、研究成果に基づく技術交流・協力などについて積極的に推進していく必要がある。

沿岸域の安全確保については、防災的観点からの海岸保全に加え、海岸の利用形態の多様化、景観等海岸環境の保全の観点から多機能を有する施設整備が求められており、面的防護工法により、地域住民に親しまれる質の高い海岸の整備を推進する必要がある。

特に、美しい景観等優れた海洋環境は本県観光の最も重要な資源であるという観点も踏まえ、良好な海洋環境の保全、復元、創造等に努める。

#### <海洋の多面的な利用>

海洋の多面的な利用については、引き続き広大な海域を水産業や観光・リゾート産業等における重要な資源として有効活用を図るとともに、沿岸域等については、環境との調和を図りつつ、国際的な海浜リゾートの形成や生産、流通等都市機能の整備充実等を図る必要がある。

水産業については、養殖魚介類のブランド化に向け、つくり育てる漁業を推進するとともに、近海魚介類資源の適正管理、持続的利用による水産物の安定供給体制確保と水産資源の有効活用を図る必要がある。

観光・リゾート産業については、良好な海洋環境の保全に配慮しつつ、国際的な海洋性リゾート拠点等の整備を促進する必要がある。

なお、海面利用について、水産業と遊漁、海洋レジャー等との調整を図るシステムの構築に努めるとともに、ブルー・ツーリズムへの取り組み等水産業と海洋レジャーとの融合化を図る必要がある。

海洋深層水については、水産及び農業分野における利用の可能性を広げる研究開発に

積極的に取り組むとともに、関連企業等や地元自治体との協力・連携による海洋深層水ビジネスの拠点形成に向けた機能の強化が求められている。

また、今後は、沖縄周辺海域に賦存するメタンハイドレート、海底熱水鉱床等の開発や、近海に豊富に存在する海藻類や深海底微生物資源を活用した「マリンバイオテクノロジー産業」の創出など、海洋資源を活用した新たな海洋産業の振興を図っていく必要がある。

### (3) 駐留軍用地跡地の有効利用

#### 【現状】

(米軍施設・区域の概要)

本県における米軍施設・区域(注)は、平成20年3月末現在、県下41市町村のうち21市町村にわたって所在し、その合計は、34施設、2万3,293haとなっている。これは、県土面積の10.2%、沖縄本島の18.4%に相当し、全国の米軍施設・区域面積の22.7%、米軍専用施設面積についてみると、74.2%が国土面積の0.6%に過ぎない狭あいな県土に集中する形となっている。

本県に所在する米軍施設・区域は、施設・区域全体(面積)の74.2%が米軍専用であるのに対し、他の都道府県においては、専用施設は25.8%に過ぎず、そのほとんどは自衛隊施設等日本側が管理する施設等を米軍が一時的に使用する形態(地位協定2・4・(b))をとっている。[図表2-3-3-1]

図表2-3-3-1

米軍施設・区域の地区別分布状況等

H20.3月末現在

区 分	陸地面積 (km <sup>2</sup> )	米軍基地面積 (km <sup>2</sup> )	割合(%)	所有形態別 割合(%)	備 考 (基地面積割合の特記事項)	
(全 県)	2,275.71	232,933	10.2	国有地 34.4 公有地 32.8 民有地 32.8	全国比率: 22.7% *米軍専用基地面積: 74.2%	
沖 縄 県	北 部	824.45	163,439	19.8	国有地 46.3 公有地 39.8 民有地 13.9	金武町 59.3% 宜野座村 50.7% 東 村 41.5%
	中 部	280.72	66,579	23.7	国有地 6.4 公有地 16.3 民有地 77.3	嘉手納町 82.5% 北谷町 52.9% 読谷村 35.8%
	南 部	352.12	2,000	0.6	国有地 10.5 公有地 17.0 民有地 72.5	
	沖縄本島	1,207.66	222,297			
	宮 古	226.45	—	—	—	
	八重山	591.97	915	0.2	国有地 4.5 民有地 95.5	
	本 土	375,654.28	794,115	0.2	国有地 87.2	全国比率 77.3% *米軍専用 基地面積: 25.8% *米軍一時使用 基地面積: 99.5%
全 国	377,929.99	1,027,048	0.3	国有地 75.3		

注1:「割合」は、陸地面積に対する米軍基地面積の比率(%)

2:計数は、四捨五入によるため、符合しないことがある。

資料: 沖縄県基地対策課

米軍施設・区域の用途別・軍別の使用状況をみると、用途別では演習場69.4%、倉庫1.7%、飛行場10.6%、兵舎3.8%、通信施設1.1%、港湾施設0.9%、医療施設0.3%、その他0.2%となっている。また、軍別では海兵隊44.1%、空軍17.6%、陸軍11.8%、海軍14.7%、共用・その他11.7%となっており、本県においては、海兵隊を中心とした配備になっている。

市町村面積に占める米軍施設・区域面積の割合をみると、嘉手納町（82.5%）を筆頭に、金武町（59.3%）、北谷町（52.9%）、宜野座村（50.7%）、東村（41.5%）の5町村において、地域面積の40%以上が基地で占められている。

本県の米軍施設・区域の所有形態は、国有地34.4%、民有地32.8%、市町村有地29.2%、県有地3.5%となっており、とりわけ、米軍施設・区域が集中する沖縄本島中部地域においては、米軍施設・区域面積の77.3%が民有地である。一方、本土の米軍施設・区域のほとんどが国有地（87.2%）であり、本県の状況と対照的になっている。

#### <米軍施設・区域の整理縮小>

復帰時に87施設、2万8,661haあった本県の米軍施設・区域は、平成20年3月末までに53施設（全部返還53、一部返還26）、5,599haが返還され、返還後に再提供された面積を除いた実質返還面積は、5,368haとなっている。

これを復帰時と比較すると、施設数は60.9%減となっているものの、面積では18.7%の減少にとどまっている。中でも、米軍専用施設の面積をみると、本土においては54.9%減少しているのに対し、本県は18.7%であり、本県の米軍施設・区域の返還が進展していないことを示している。[図表2-3-3-2]

平成8年12月のSACO最終報告では、普天間飛行場の全面返還を含む11施設約5,002haの軍用地返還が合意されたが、返還条件等を満たし平成20年3月までに返還されたのは、キャンプ桑江北側地区など約343haとなっている。

平成18年5月の在日米軍再編協議に伴う日米安全保障協議委員会（「2+2」）合意により、嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還方針が示され（普天間飛行場、牧港補給地区、キャンプ瑞慶覧の一部、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）、約1,000～1,500haの区域が返還される見込みである。

返還合意施設については、地元市町村等を主体にそれぞれ跡地利用計画の策定等に向けた取り組みが進められており、普天間飛行場の跡地利用については、県と宜野湾市が共同で「普天間飛行場跡地利用基本方針」（平成18年2月）、「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」（平成19年5月）を策定し、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいるところである。

返還された区域においては、区画整理事業（キャンプ桑江北側地区）や土地改良事業（読谷補助飛行場）など、地元市町村の跡地利用計画に基づき整備が進められている。

図表2-3-3-2

米軍施設・区域の推移

H20.3月末現在

区分		年度	S47	S57	H4	H14	H19
施設・区域数	施設・区域数 (指数)		87 (100)	48 (55.2)	43 (49.4)	37 (42.5)	34 (39.1)
	返還施設・区域数		—	39	44	50	53
	返還割合 (%)		—	44.8	50.6	57.5	60.9
施設・区域面積	施設・区域面積 (ha) (指数)		28,661 (100)	25,351 (88.5)	24,530 (85.9)	23,687 (82.6)	23,293 (81.3)
	返還面積 (ha)		—	3,310	4,131	4,974	5,368
	返還割合 (%)		—	11.5	14.4	17.4	18.7

資料：県基地対策課

注 「返還施設・区域数、返還割合」、「返還面積、返還割合」に係る各年度欄の数字は、昭和47年度からの累計である。

資料：沖縄県基地対策課

平成22年3月31日、「嘉手納ラプコン」(嘉手納基地内)で行っていた沖縄本島上空と沖縄周辺上空の管制業務が戦後65年を経て日本に移管された。これにより米軍機が飛行していない時間帯は、民間機が速やかに高度を上げることが可能となるなど、燃費や飛行時間の効率化が図られる可能性もでてきた。

沖縄本島内の基地以外にも、鳥島、久米島の射爆撃場や、ホテル・ホテル訓練空域等があり、環境汚染の問題や、豊かな漁場であるにも関わらず操業することができない問題等がある。これらについても関係自治体や住民等の意見を踏まえて返還や、区域の縮小について検討していく必要がある。

<基地から派生する諸問題>

本県における広大な米軍施設・区域の存在は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしている。

とりわけ、日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故及び油類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災や被弾事故等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響が問題となっている。

また、米軍人等による犯罪は、復帰後から平成20年までで、5,584件にのぼり、そのうち凶悪事件が559件、粗暴事件が1,013件も発生するなど、県民の生命の安全確保や財産の保全にも大きな不安を与えている。[図表2-3-3-3, 4]

図表2-3-3-3

米軍基地関係事件・事故発生件数の推移

H20.12月末現在

区分		年別	H4	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
演習等 関連事件・ 事故	航空機関連	墜落	0	1	0	1	0	1	0	1
		不時着	0	51	53	47	57	25	32	22
		その他	2	8	5	5	6	6	4	5
	(小計)		2	60	58	53	63	32	36	28
	流弾等		0	2	0	0	0	0	0	1
	燃料等の流出による水域汚染等		0	8	3	8	4	2	4	6
	原野火災		17	12	11	7	9	8	20	18
	その他		5	13	5	4	11	4	3	1
	(計)		24	95	77	72	87	46	63	54
	その他の事件・事故		0	8	12	5	6	12	12	18
提供区域内		20	75	69	64	76	41	58	53	
提供区域外		4	28	20	13	17	17	17	19	
合計		24	103	89	77	93	58	75	72	

注1:件数は県によって確認されたものである。

資料：沖縄県基地対策課

図表2-3-3-4

米軍構成員等による刑法犯罪検挙状況（件数）

H20.12月末現在

区分	年別	S47	S57	H4	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	S47～H20 の合計
凶悪犯		24	19	3	2	7	1	2	3	6	7	559
粗暴犯		77	53	2	11	11	12	7	10	2	5	1,013
窃盗犯		51	94	35	41	48	23	28	21	27	14	2,810
知能犯		16	9	1	4	11	3	7	9	14	20	230
風俗犯		1	3	2	2	4	4	1	0	0	1	64
その他		50	40	8	21	31	16	21	14	14	23	908
総計		219	218	51	81	112	59	66	57	63	70	5,584

資料：沖縄県基地対策課

### <基地と経済・財政>

軍関係受取（軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供）の割合の推移をみると、復帰時（昭和47年度）の15.5%から徐々に低下し、平成19年度は5.3%となっている。

軍関係受取の規模を復帰直後と平成19年度で比較すると、約2.7倍の増加となっているが、この間、観光収入は10.5倍、公的支出は12.3倍と拡大し、県民所得が全体として7.9倍に拡大する中で、軍関係受取の県経済に占める比重は相対的に低下してきている。[図表2-3-3-5]

一方、市町村財政における基地関連収入の総額は、財産収入（市町村所有地に係る軍

用地料)及び基地周辺整備事業に係る補助金、交付金等計278億円(平成18年度普通会計決算)となっており、歳入総額の5.0%を占めている。基地関連収入が歳入総額の5%以上を占める市町村は13団体、うち10%以上を占める市町村は9団体となっている。

基地従業員については、ベトナム戦争の終結等による基地機能の縮小、業務量の減少により、昭和44年から昭和55年の間に大量解雇、断続的解雇が行われたが、昭和56年度以降は増加に転じ、平成20年3月末現在で8,928人となっている。

図表2-3-3-5

軍関係受取

単位:百万円、%

区 分	S 47	S 57	H 4	H 14	H 19
米軍等への財・サービスの提供	41,409	69,433	54,576	65,275	69,688
軍雇用者所得	23,994	30,610	50,015	50,933	52,447
軍用地料	12,315	34,507	51,690	76,451	77,682
その他	※	※	※	10,371	8,969
(合計額)	77,718	134,550	156,281	203,030	208,786
(基地依存度)	15.5	7.4	4.9	5.4	5.3

※ 基地依存度＝県民総所得に占める軍関係受取の割合(%)

資料：沖縄県基地対策課

### <跡地の有効利用>

昭和36年から平成19年3月までに返還された駐留軍用地は、1万2,303ha(うち復帰後返還用地は47.6%の5,851ha)で、その利用状況は、公共事業用地が4,406ha(35.8%)、ついで保全地(自然環境保全林、水源かん養林、災害防備林等)が3,530ha(28.7%)、企業・個人利用(宅地、ホテル、ゴルフ場等)が3,821ha(31.1%)、自衛隊利用が487ha(4.0%)となっている。

なお、未利用地(遊休地)は、1,641ha(13.3%)となっている。

公共事業の整備対象となっている4,406haのうち、4,137ha(93.9%)は事業が完了し、162ha(3.7%)は現在実施中で、108ha(2.5%)が計画中である。

公共事業は、土地区画整理事業と土地改良事業が最も多く、その他空港、ダム、公園、道路、学校、福祉施設等多方面に利用されている。

これまで、駐留軍用地跡地については、主に公共事業の実施により有効利用が図られてきたが、一方的な返還や細切れ返還であったことや、跡地利用計画が策定されないうちに返還されたことなどから、跡地利用が遅れる原因となっていた。

このような状況を踏まえ、県は「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の改正」及び「駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立」を内容



とする要望を国に対して行い、平成11年12月に「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」が閣議決定された。

沖縄振興特別措置法において、「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」が盛り込まれ、大規模跡地の指定、国の取り組み方針の策定、大規模跡地給付金の支給等に関する規定がなされた。

また、駐留軍用地返還後の原状回復措置については、平成14年10月に軍転特措法政令の一部改正が行われ、返還合意後策定する「返還実施計画」において、国が行う汚染物質や不発弾の調査及び除去等に関する事項が定められている。

#### 【課題及び対策】

戦後64年を経過した現在でも、国土面積の0.6%に過ぎない狭い本県に在日米軍専用施設面積の74.2%に及ぶ広大な米軍施設・区域が存在している。これらの米軍施設・区域は県土面積の10.2%、とりわけ、人口、産業が集積する沖縄本島においては18.4%を占めている。

また、沖縄周辺には、29か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練域として設定されるなど、陸域だけでなく、海域及び空域においても使用が制限されており、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっている。

さらに、日常的な航空機騒音や実弾演習による自然環境の破壊、山林火災や汚染物質の流出、後を絶たない米軍人等による犯罪など、米軍基地から派生する事件・事故等は県民にとって大きな負担となっている。

本県は戦後、米軍基地に県土の枢要部分を占有されたことにより、生活環境、交通インフラなど様々な面で歪んだ都市構造を余儀なくされてきた。このことを踏まえ、今後の大規模な基地返還跡地については、日米両政府の責任の下において、跡利用が適切に進められなければならない。

今後生ずる大規模な基地返還跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや、交通体系の整備、新たな産業の振興などを図るとともに、県内各圏域がそれぞれの特性を活かしながら多様な機能を発揮し、相互の連携により、沖縄全体の発展に資するものでなければならない。

そのため、地権者に対する給付金制度など、沖縄振興特別措置法や軍転特措法の現行制度を検証しつつ、大規模な跡地の整備を円滑に行うための組織の設立や資金の確保、核となる企業を誘致するための方策など、新たな制度の創設も含め、跡地整備などに関する国の責務としての取り組みが必要である。

また、これまで以上に国、県、跡地関係市町村の密接な連携が求められる。

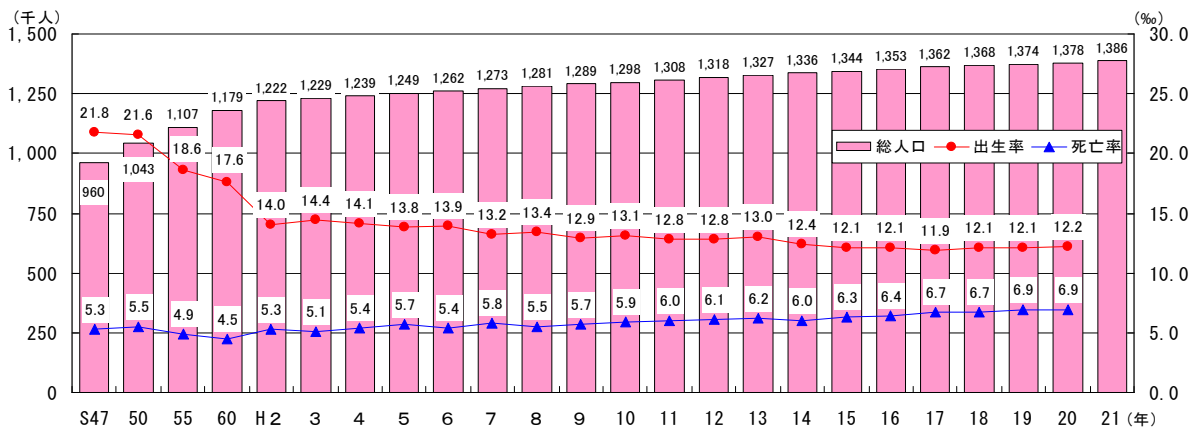
なお、在日米軍再編協議での合意に基づく大規模な基地返還が実現した後も、広大な米軍基地が残ることから、引き続き基地の整理・縮小を進める必要がある。

#### 4 人口及び社会経済の動向

沖縄振興計画では、本計画の目標のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次(平成23年)における本県の人口及び社会経済の展望値(フレーム値)を示している。以下に同展望値の達成度からみた本県社会経済の動向について概観する。

本土復帰の昭和47年に96万人であった本県の人口は、順調に増加し、平成21年には138万6,000人で、沖縄振興計画の目標年次に見込んだ139万人の99.7%に達している。目標年次の展望値である139万人程度は達成するものと見込まれる。[図表2-4-0-1]

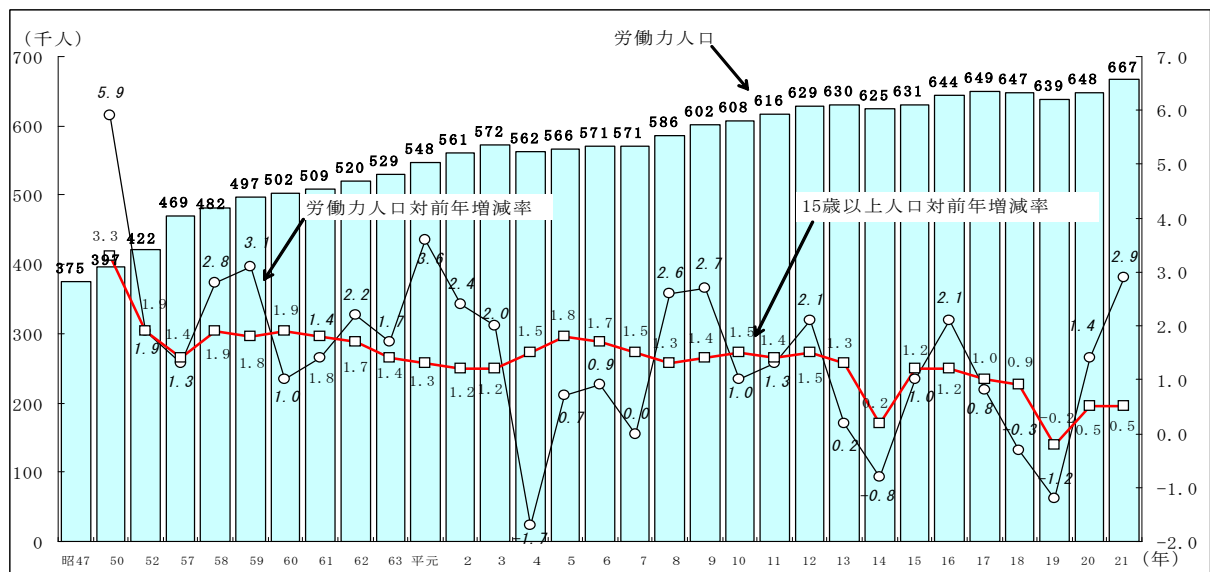
図表2-4-0-1 総人口・出生率・死亡率の推移



資料：総務省「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」

一方、労働力人口は、昭和47年の37万5,000人から増加し、平成17年には64万9,000人となった。その後はほぼ横ばいで推移していたが、平成21年は66万7,000人に増加し、沖縄振興計画の目標年次に見込んだ70万人の95.3%となっており、人口の増加と相まって増加基調で推移している。[図表2-4-0-2]

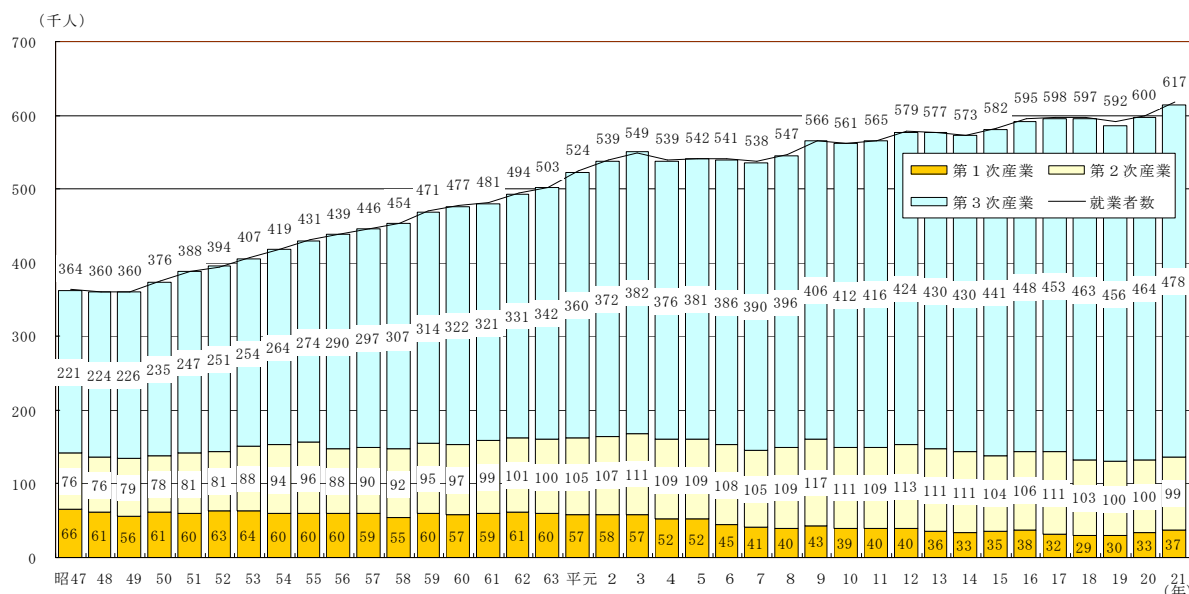
図表2-4-0-2 労働力人口の推移



資料：県統計課「労働力調査」

就業者数については、昭和47年の36万4,000人から平成21年は61万7,000人と25万3,000人増加している。しかし、沖縄振興計画の目標年次に見込んだ66万7,000人に対しては92.5%となっており、労働力人口の達成率より2.8ポイント低く、県内雇用情勢の厳しさを示している。[図表2-4-0-3]

図表2-4-0-3 産業別就業者数の推移



資料：県統計課「労働力調査」

県内総生産は、目標年次におおよそ4兆5,000億円（平成12年価格）になるとしているが、平成19年度の県内総生産（実質）は3兆8,960億円となっており、達成率は86.0%と低い状況にある。

まず、達成状況を産業別にみると、第1次産業の目標年次の総生産額については、年平均増加率約2.9%、総生産額約960億円となると見込んでいたが、農林漁業従事者の減少などにより、最新のデータである平成19年度までの増加率はほぼ横ばい、生産額は約740億円にとどまっております。目標年次の展望値より約220億円少ない状況にある。

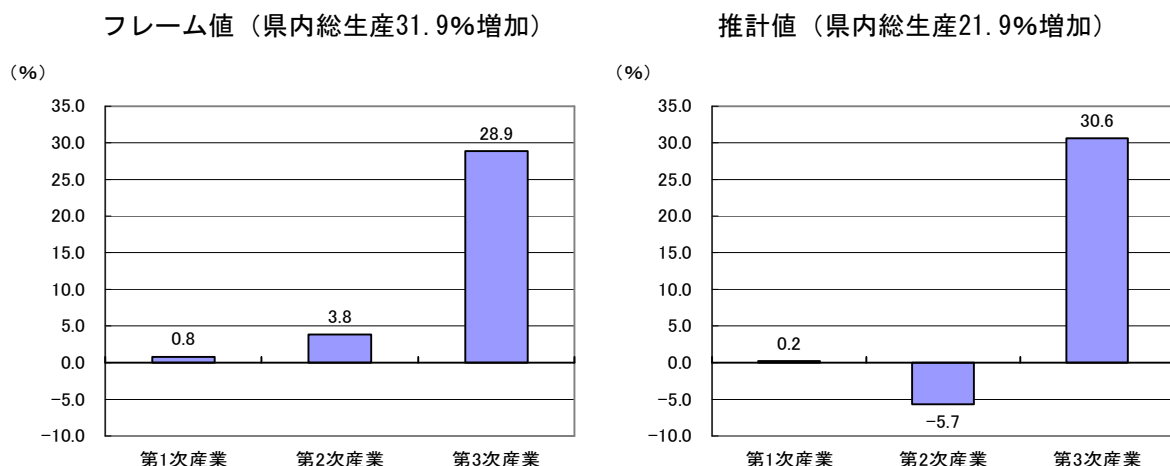
製造業及び建設業が大部分を占める第2次産業の総生産額については、目標年次には、年平均約1.8%の増加で総生産額は約7,290億円となると見込んでいたが、物流コストが高いことによる新規立地企業数の伸び悩みや、国の構造改革の推進による公共事業の大幅減により、平成19年度までで年平均約△3.6%、生産額は約4,630億円と低迷し、展望値との差は約△2,660億円となっている。

一方、第3次産業については、年平均2.7%の増加で目標年次には約3兆8,790億円と見込んでいたが、平成19年度までの増加率は、観光・リゾート産業や情報通信産業の伸びなどにより年平均約2.9%、総生産額が約3兆5,180億円となっており、計画策定時の見込みより高いペースで推移している状況にある。[図表2-4-0-7]

次に、展望値と計画期間中の年平均増加率（実績）が今後も続くと仮定した場合の平成12年度から平成23年度までの産業別増加寄与度を比較すると、最も増加寄与度が大きい第3次産業では計画策定時の見込みより寄与度が高くなっているのに対して、第1次産業では見込みの1/4にとどまり、第2次産業は、3.8%の見込みに対し△5.7%と大きく

低迷している。民間投資は伸びているものの公共事業の落ち込みによる建設業の伸び悩みなどから、マイナスの寄与度となっている。[図表2-4-0-4]

図表2-4-0-4 産業別増加寄与度 (H12-23間)



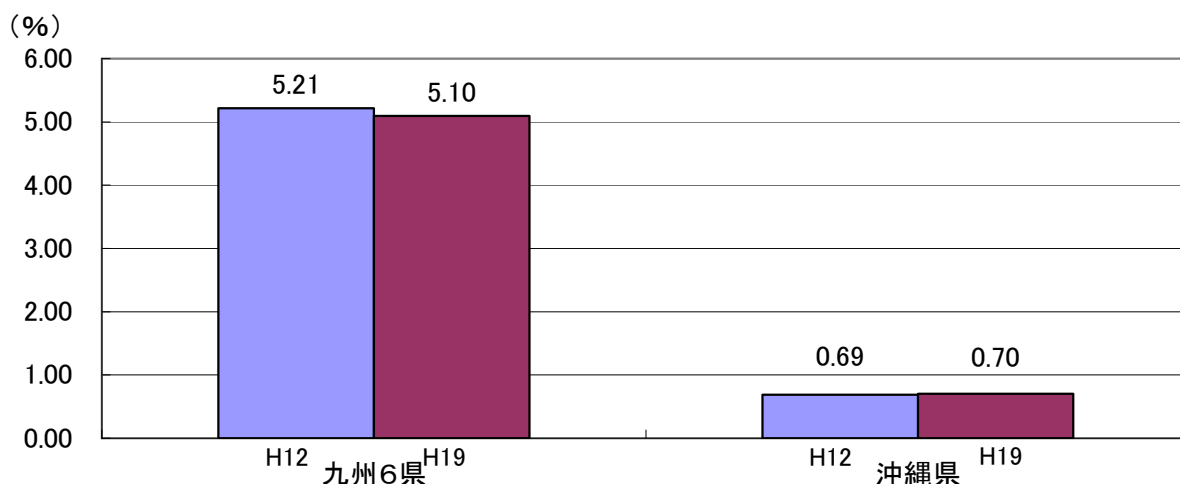
1. 推計値は、H12基準値とH19実績値との年平均増加率を用いて単純推計したH23の値
2. 寄与度は、産業の増減額が全体(県内総生産)の伸び率の何ポイント(%)に相当するのを示すもので、その合計は全体の伸び率と一致する。(帰属利子控除分を含む)

資料：県統計課「県民経済計算」を基に企画調整課作成

なお、計画期間中の日本経済は、世界的な経済成長を背景に、都市部中心の輸出主導の景気回復を実現し、年平均増加率は実質値で1.9%を達成した。一方、地方は、有力な製造業を持つ地域を除き、景気回復の動力は乏しく、また、構造改革の推進による公共事業の削減という悪条件を抱えていた。沖縄は、このような逆風の中ではあったが、民間最終消費支出や民間総固定資本形成の伸びなどにより、年平均1.1%のプラスの成長を確保しているところである。

ちなみに、福岡県を除く九州6県と沖縄県の平成12年度と平成19年度の県内総生産の全国に占める割合は、下の図表のとおりとなっている。[図表2-4-0-5]

図表2-4-0-5 九州6県（福岡県除く）と沖縄県の県内総生産の全国に占める割合

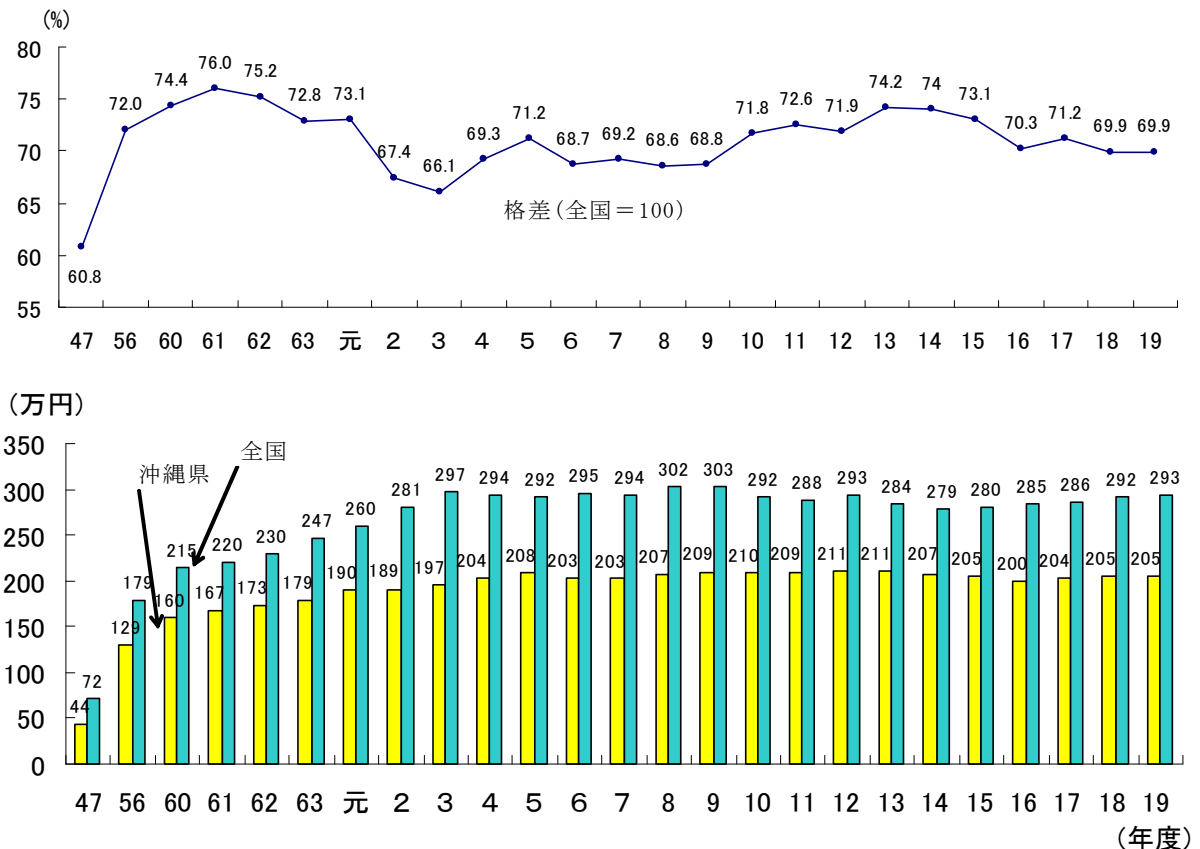


注：本県との比較可能性の観点から、九州の中で人口や経済規模が突出して大きい福岡県を除く6県と比較した。

資料：内閣府「県民経済計算年報」を基に企画調整課作成

1人当たり県民所得は、沖縄振興計画の目標年次において270万円を超え、全国との格差は縮小していくと想定しているが、平成19年度における実績値は205万円となっており、全国との格差も平成19年度は69.9%と基準年次である平成12年度の71.9%から2.0ポイント拡大している。経済成長は一定程度図られたものの、高い失業率や全国を上回る人口の伸びが影響していると分析できる。[図表2-4-0-6]

図表2-4-0-6 1人当たり県（国）民所得の推移と所得格差



資料：県統計課「県民経済計算」

このような状況の中、本県の経済は、観光リゾート産業や情報通信産業は伸びているものの、それに続くリーディング産業が育たず、公共事業の削減もあり、目標年次における展望値の達成は困難な状況にある。このため、雇用の場の拡大が労働人口の伸びに追いつかず、失業率が高止まりで推移するなど、労働情勢は厳しい状況にあり、今後の大きな課題は増加が予測される人口を踏まえ、産業振興による雇用の場の確保である。このため、リーディング産業である観光・リゾート産業等沖縄の強みが発揮される発展可能性の高い産業分野を戦略的に振興し、他の産業分野との連携を通じて、その波及効果を最大限に高め、経済全体の活性化を図る取組みを加速させるとともに、アジアのダイナミズムなども取り入れた新しいリーディング産業の育成を図る必要がある。同時に地産地消などによる域内経済の拡大を図るとともに、福祉医療関係などにおける雇用の場の一層の拡大を図る必要がある。

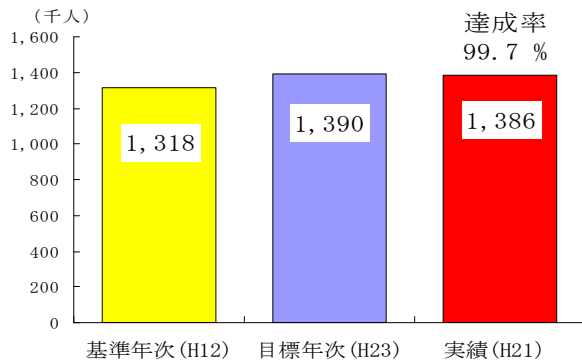
図表2-4-0-7 沖縄振興計画フレームと実績

項目	沖縄振興計画フレーム（県案）					最新実績		
	基準年次(H12)		目標年次(H23)		H12からH23 年平均増加率	実績値	構成比	達成率
	実数	構成比	実数	構成比				
総人口	1,318	(千人)	1,390	(千人)	0.5	1,386	(千人)	99.7
労働力人口	629	"	700	"	1.0	667	"	95.3
就業者数	579	"	667	"	1.3	617	"	92.5
第1次産業	40	"	31	"	△ 2.3	37	"	119.4
第2次産業	113	"	119	"	0.5	99	"	83.2
第3次産業	426	"	517	"	1.8	478	"	92.5
県民総所得	3,639	(10億円)	4,772	(10億円)	2.5	4,211	(10億円)	88.3
県内総生産	3,435	(10億円)	4,531	(10億円)	2.5	3,896	(10億円)	86
第1～3次産業計	3,553	"	4,703	"	2.6	4,052	"	86.2
第1次産業	70	"	96	"	2.9	74	"	77.4
第2次産業	597	"	729	"	1.8	463	"	63.6
第3次産業	2,887	"	3,879	"	2.7	3,518	"	90.7
1人当たり県民所得	218	万円	274	万円	2.1	219	万円 (205)"	79.9

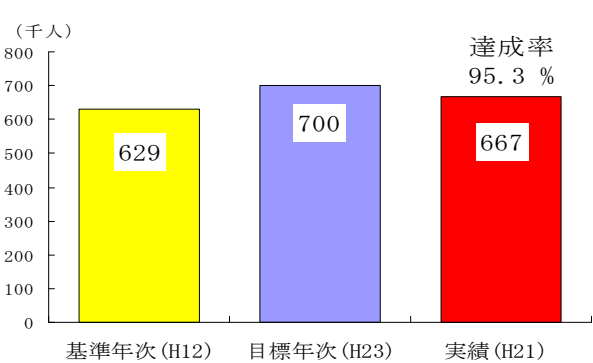
注：沖縄振興計画フレーム（県案）の平成12年数値は、沖縄振興計画策定時におけるデータである。  
 県民総所得（GNE）は、旧県民総支出（GNP）であり、同概念である。  
 （最新実績値）  
 総人口、労働力関係は平成21年値である。  
 県民総所得等は平成19年度値（平成12年価格）である。  
 1人当たり県民所得は、県民総所得のデフレーターで算出した参考実質値である。  
 1人当たり県民所得の下段（）値は名目額である。

資料：県統計課「労働力調査」、「県民経済計算」を基に企画調整課作成

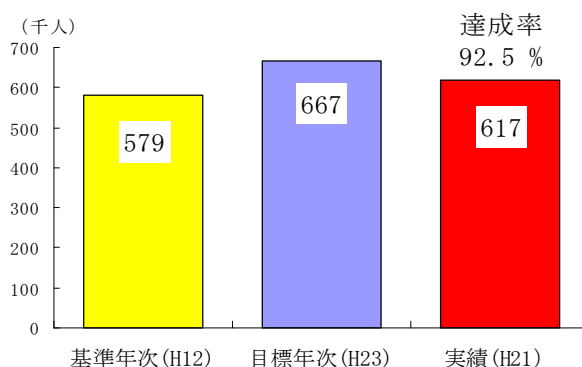
総人口フレーム値と実績



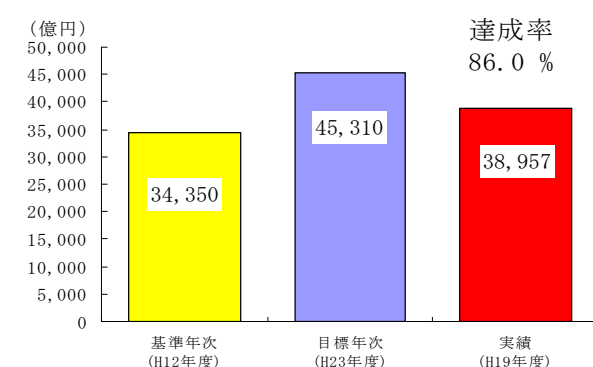
労働力人口フレーム値と実績



就業者数フレーム値と実績



県内総生産フレーム値と実績



資料：県統計課「労働力調査」、「県民経済計算」を基に企画調整課作成

## (1) 人口の動向

### 【現状】

復帰後、本県の人口は、全国を上回る増加率で年々増加し、昭和49年に100万人、昭和62年に120万人、平成11年に130万人を超えた。その後も堅調に増加し、平成21年の県推計人口は138万5,726人となり、復帰後37年間で約43万人増加した。[図表2-4-0-1]

人口の自然動態の推移をみると、復帰後、出生率は低下傾向で推移し、昭和55年まで2万人台であった出生数は減少傾向にあり、最近では1万7,000人前後となっている。

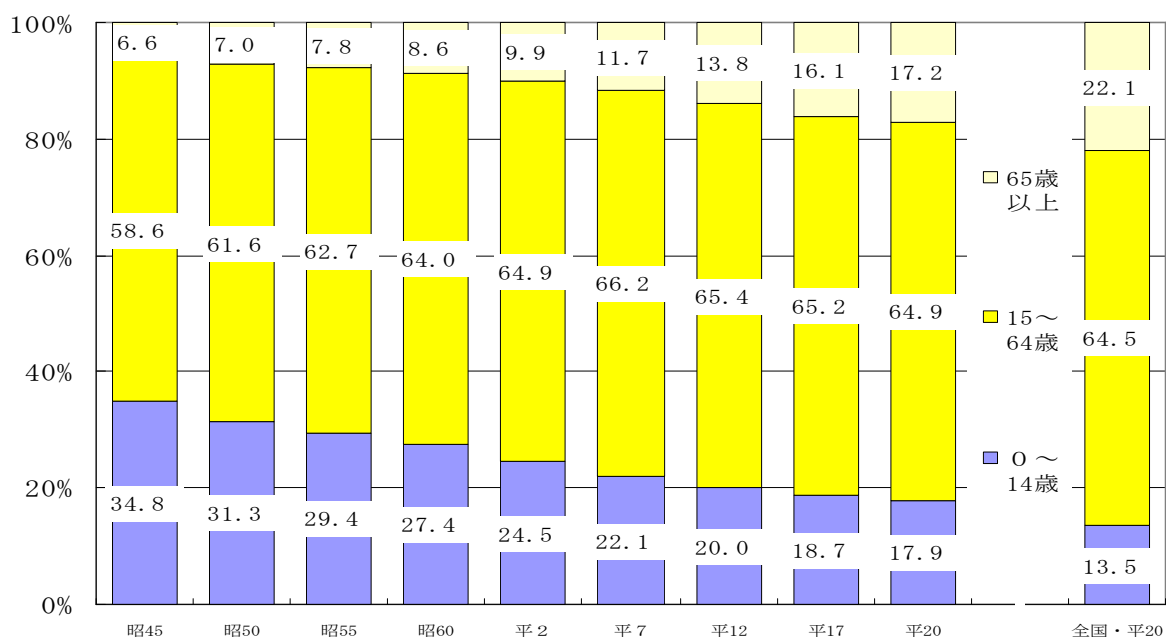
死亡数については、平成元年までは5,000人台であったが、最近では9,000人前後で推移している。

このように出生数が減少し死亡数が増加しているため、自然増加数は、復帰後、縮小傾向にあり、昭和49年には1万8千人程度あったものが、最近では7千人程度まで縮小している。

一方、社会動態については、全国及び雇用吸収力のある大都市の経済状況と本県の経済状況との相対的な関連などの要因があり、時代や年により変化するが、平成21年は増加となっている。

次に、平成20年の年齢三区分別人口を昭和45年（国調）と比較すると、年少人口（0～14歳）が32万9,000人から24万6,000人に減少し、全体に占める構成比も34.8%から17.9%へと16.9ポイント低下している。生産年齢人口（15～64歳）は55万3,000人から89万3,000人へと大幅に増加し、構成比も58.6%から64.9%と6.3ポイント上昇している。老年人口（65歳以上）は6万2,000人から23万7,000人へと増加し、構成比も6.6%から17.2%に10.6ポイント上昇し、人口構造の高齢化が進行している。[図表2-4-1-1]

図表2-4-1-1 人口構造の推移



資料：総務省「推計人口」

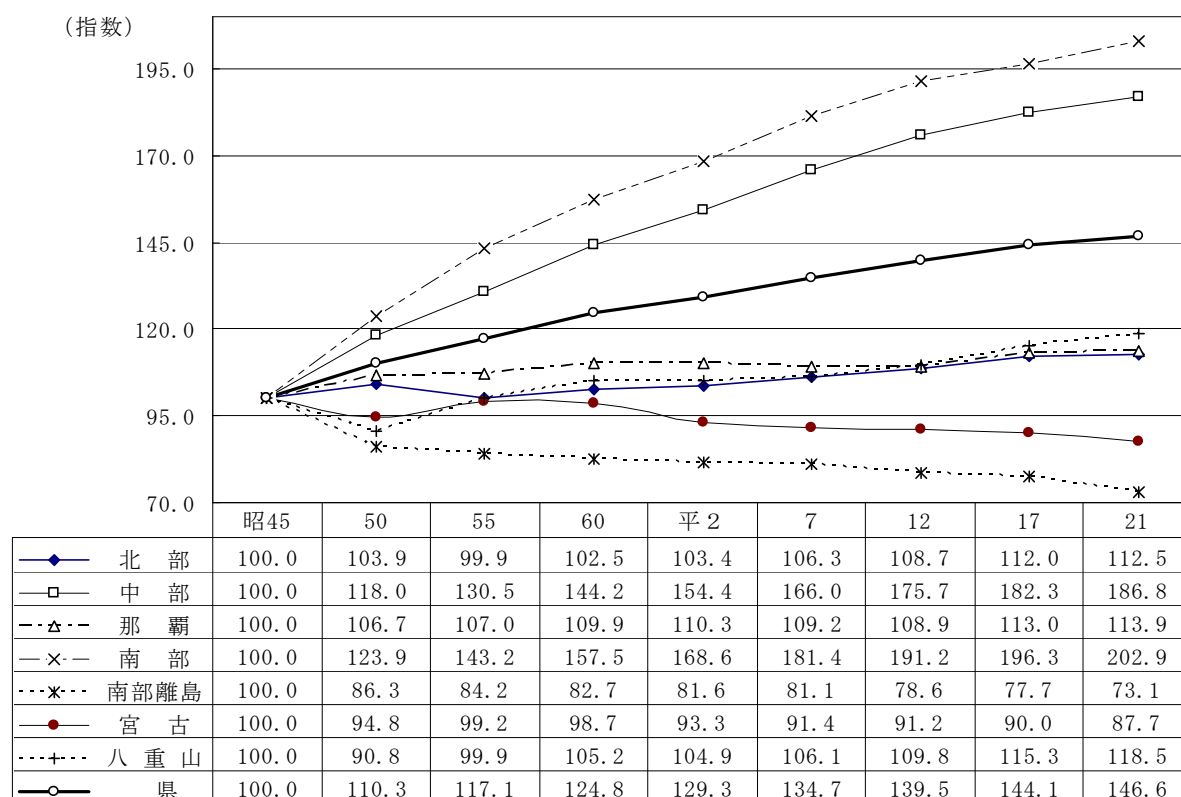
他方、地域別人口の推移について、昭和45年を100とした指数値でみると、中部と南部地域は、県の増加率を大きく上回り、特に、南部地域は昭和45年比で202.9と大幅に増加している。また、那覇市は平成2年まで微増傾向で推移した後、減少に転じたが、最近はまだ、微増傾向にある。

北部地域は、海洋博覧会終了後、減少したが最近では増加傾向にある。

宮古及び南部離島地域は、昭和45年比で人口が減少している地域であり、一部離島では過疎化が進んでいる。

八重山地域は、復帰後しばらく減少したが、最近では微増傾向で推移している。[図表2-4-1-2]

図表2-4-1-2 地域人口の推移



資料：県統計課「人口移動報告年報」

【課題及び対策】

復帰後、本県の人口は堅調に増加してきたが、その約8割が本島の中南部地域に集中した。このため事業所等の集積する都市部だけでなく、周辺市町村においても交通渋滞が深刻化するなど、生活環境の悪化がみられる。一方、産業振興が後れている離島等においては、過疎化が進行するなど、人口の地域バランスが大きく変容している。今後は、各地域の特性を生かした産業をさらに推進していくことにより、県全域の均衡ある発展を目指していく必要がある。特に、離島等の人口減少地域については、地場産業の振興とともに教育や医療等といった生活面における支援を強化する必要がある。

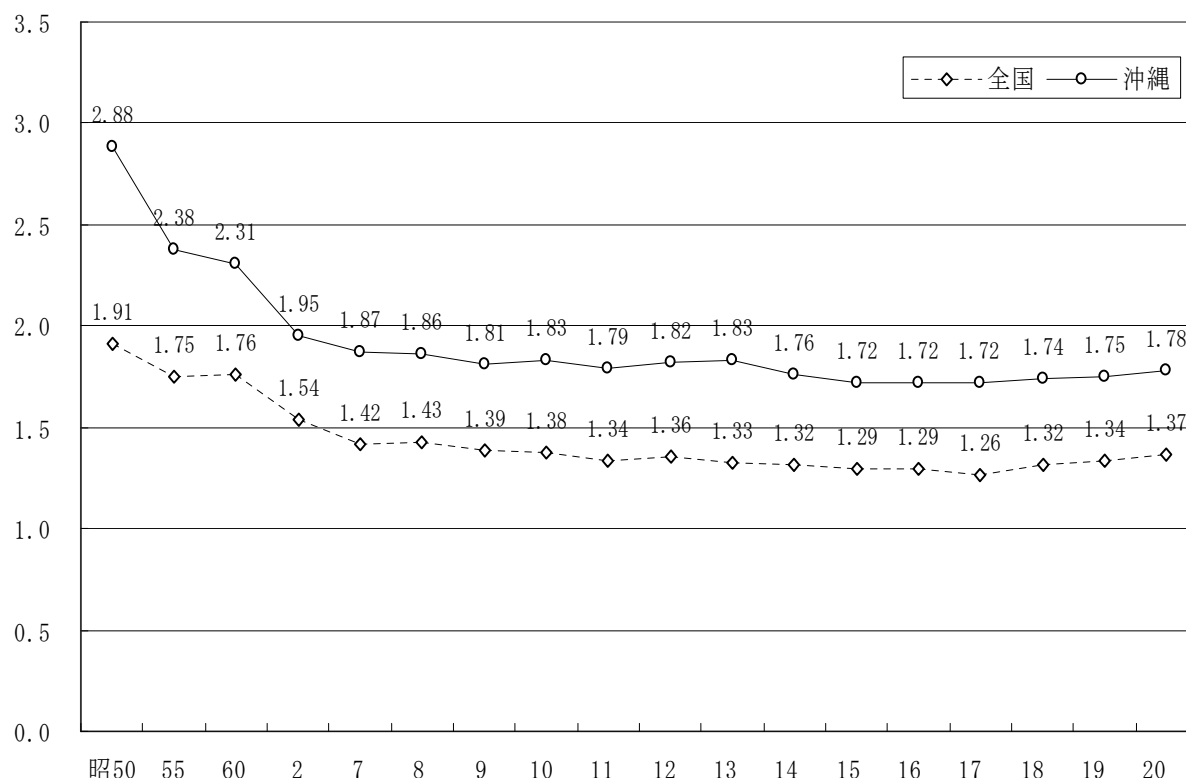
また、航路・航空路の運賃の低減化に向けた新たな仕組みを構築し、定住化の促進を図るとともに、交流人口の増大のための戦略的な取組みを推進する必要がある。



さらに都市部においては、高次都市機能の整備を進めるとともに、交通渋滞を改善していくため、鉄軌道等の新たな公共交通システムの導入や骨格的な道路網の整備充実により、都市交通ネットワークを再編・構築する必要がある。

我が国の人口減少が続く中、本県の人口増加は基本的には今後の経済発展の潜在的な力となる。しかしながら、少子化は本県でも進行し、本県の合計特殊出生率は、全国1位を維持しているものの低下傾向で推移しており、将来的に人口の増減が静止するとされる2.08を平成元年に下回り1.95となった。その後も低下傾向で推移し、近年は若干持ち直しの動きはあるものの、平成20年は1.78となっている。子供人口の減少による社会活力の低下が懸念される。[図表2-4-1-3]

図表2-4-1-3 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

社会動態については、今後、大都市圏の景気回復により、大幅に減少する可能性も否定できない。社会動態の減少は、本県の高い失業率の改善に一定の効果をもたらし、考えられるが、長期的に見れば人口減少により、経済に悪影響を与えかねない。このため、魅力的な雇用の場の創出に努めるとともに、観光をはじめとする多角的な交流を沖縄全土で展開し、県外からの交流人口を増大させ、社会動態の増減の影響を受けにくい社会を構築する必要がある。

また、少子化が進行していくなか、人口の高齢化も進んでおり、高齢となった親族を支える家族数が相対的に減少し、家族負担の増大が予測される。

このような少子・高齢化はわが国全体の課題となっているが、本県社会活力の低下につながる出生率の低下に歯止めをかけていくため、育児相談など地域子育て支援、多様な保育サービスの充実等を図り、育児負担を軽減して、子供を育てやすい社会を構築

し、子供達が活発に活動する社会を維持していく必要がある。また、高齢化の進行に対応するため、健康・医療体制の充実等を図り、県民が生きがいをもって健康で安心して生活できる社会システムを構築する必要がある。[図表2-4-1-4]

図表2-4-1-4 人口動態の推移

単位：人

年	人口 総人口	増加数	自然増加数		社会増加数	
			出生数	死亡数		
昭和46年	939,724	5,387	16,210	21,231	5,021	△ 10,823
47	959,615	19,891	15,822	20,871	5,049	4,069
56	1,117,510	10,951	14,414	19,744	5,330	△ 3,463
平成3年	1,229,296	6,898	11,374	17,637	6,263	△ 4,476
4	1,238,754	9,458	10,756	17,421	6,665	△ 1,298
5	1,249,313	10,559	10,131	17,154	7,023	428
6	1,261,856	12,543	10,547	17,377	6,830	1,996
7	1,273,440	11,584	9,468	16,751	7,283	2,116
8	1,281,205	7,765	10,026	17,064	7,038	△ 2,261
9	1,289,251	8,046	9,233	16,614	7,381	△ 1,187
10	1,298,139	8,888	9,285	16,928	7,643	△ 397
11	1,308,010	9,871	8,800	16,680	7,880	1,071
12	1,318,220	10,210	8,827	16,773	7,946	1,383
13	1,326,518	8,298	9,037	17,169	8,132	△ 739
14	1,335,871	9,353	8,534	16,571	8,037	819
15	1,344,148	8,277	7,870	16,303	8,433	407
16	1,353,010	8,862	7,752	16,362	8,610	1,110
17	1,361,594	8,584	7,094	16,115	9,021	1,490
18	1,368,137	6,543	7,362	16,483	9,121	△ 819
19	1,373,754	5,617	7,385	16,704	9,319	△ 1,768
20	1,377,708	3,954	7,370	16,792	9,422	△ 3,416
21	1,385,726	8,018	7,026	16,808	9,782	992

注. 総人口は各年10月1日、増加数は前年10月から当年9月の計である。

(参考) 振計展望値

	総人口 (千人)
1次振計 (昭56)	1,031
2次振計 (平3)	1,208
3次振計 (平13)	1,305
沖縄振興計画 (平23)	1,390

資料：総務省「国勢調査」、県福祉保健部「衛生統計年報」  
県企画部「沖縄振興計画資料」、「推計人口」

## (2) 労働力の動向

### 【現状】

労働力人口は、復帰後、総人口の増加率を上回るペースで増加し、平成21年には66万7,000人と昭和47年の37万5,000人から77.9%の増となった。[図表2-4-0-2]

この労働力人口の年平均増加率は、昭和47年から56年が2.4%、昭和56年から平成3年が2.1%、平成3年から13年は1.0%、平成13年から平成21年が0.7%と15歳以上人口の伸びの低下と平行して鈍化している。

次に、就業者数は、昭和47年の36万4,000人から平成21年には61万7,000人と25万3,000人の増加となり、倍率にして約1.7倍の増となっている。これは、この間の全国の約1.2倍（昭和47年5,126万人、平成20年6,282万人）を0.5ポイント上回っている。[図2-4-0-3]

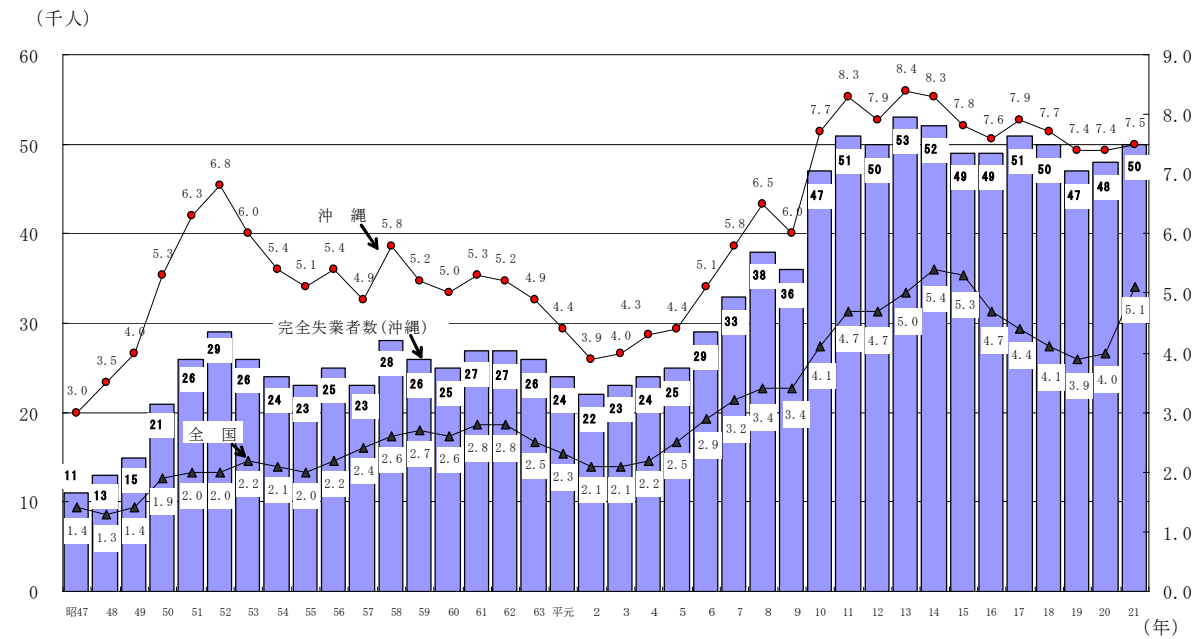
この就業者数の年平均増加率は、昭和47年から56年が2.1%、昭和56年から平成3年が2.3%であった。しかし、平成3年から13年は0.5%と、労働力人口の年平均増加率1.0%を0.5ポイントも下回り、同時期の大幅な失業率の悪化につながった。平成13年から平成21年の就業者数の増加率は、0.8%と労働力人口を0.1ポイント上回っているが、失業率を大幅に改善するまでには至っていない。

また、産業別就業者数の推移をみると、第1次産業が昭和47年の6万6,000人から平成21年の3万7,000人と43.9%減と大幅な減少となり、年平均増加率も△1.6%となっている。第2次産業のうち、製造業は昭和47年の3万3,000人から平成21年の3万2,000人とほぼ同水準となっているが、公共事業等に支えられた建設業の就業者数が昭和47年の4万3,000人から平成21年の6万7,000人と2万4,000人の増となっているため、第2次産業全体では2万3,000人増加し、9万9,000人となっている。しかしながら、建設業は、平成13年から平成21年にかけて1万人減少しており、近年の公共事業削減の影響が生じているものと考えられる。第3次産業は、観光・リゾート産業の伸びもあり、サービス業及び卸小売業を中心に昭和47年の22万1,000人から平成21年の47万8,000人まで25万7,000人増加しており、この間の年平均増加率は2.1%と全産業の1.4%を0.7ポイント上回る伸びとなっている。

一方、就業構造は、第1次産業の構成比が昭和47年の18.1%から平成21年は6.0%となり、12.1ポイントの大幅な低下となっている。第2次産業は、全体では復帰後、平成14年頃までほぼ20%前後で推移していたが、ここ数年は公共事業の減少等により建設業が低下傾向で推移していることから、平成21年は16.0%と比率が低くなった。一方、第3次産業は昭和47年の60.7%から平成21年は77.5%となっており、比率を著しく高めている。

次に、完全失業率は、昭和47年以降、年々上昇し、海洋博終了後の昭和52年には6.8%と全国の2.0%を大きく上回る水準となった。その後は、増減を繰り返しながら低下傾向で推移し、平成2年に3.9%と17年振りに4%を下回ったが、バブル経済崩壊の影響などにより、再び、悪化傾向で推移し、平成13年は、8.4%と復帰後最も悪化した。その後いく分か改善したが、なお7%台で推移している。[図表2-4-2-1]

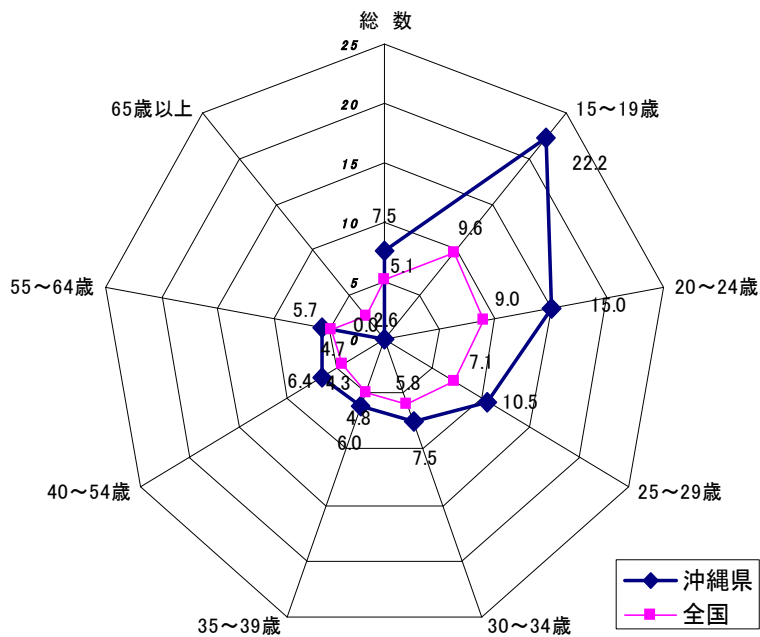
図表2-4-2-1 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

また、本県においては、若年層の完全失業率が著しく高く、平成21年は、15歳から19歳の年齢層が22.2%、20歳から24歳が15.0%、25歳から29歳が10.5%と他の年齢層より高くなっている。これは、新規学卒者の県内就職志向が強いことや県外就職からのUターン者の就業機会が少ないことなどによるものである。[図表2-4-2-2]

図表2-4-2-2 平成21年年齢階級別完全失業率

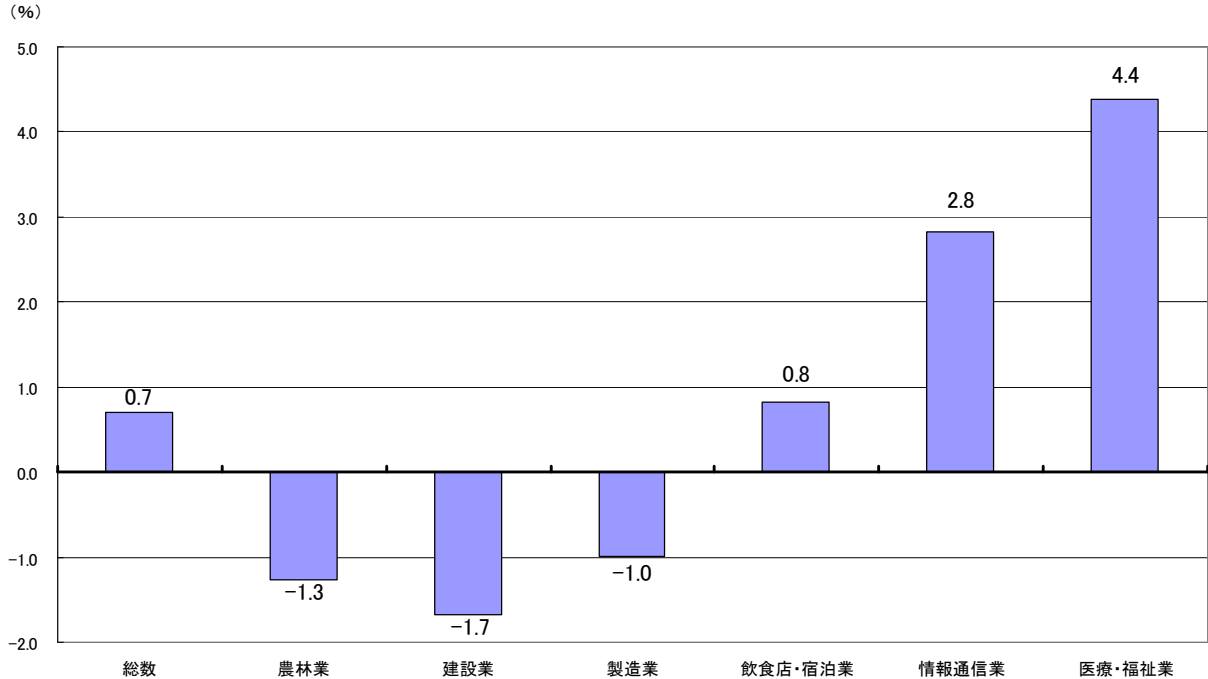


資料：総務省「労働力調査」

### 【課題及び対策】

沖縄振興計画期間中(平成12年～平成21年)の就業者数の年平均増加率を業種ごとにみると、観光・リゾート産業と関連する飲食業・宿泊業、情報通信業、医療・福祉業は、年平均でそれぞれ、0.8%、2.8%、4.4%と順調に就業者数を伸ばしているのに対し、農林業△1.3%、建設業△1.7%、製造業△1.0%と大きく落ち込んでいる。[図表2-4-2-3]

図表2-4-2-3 平成12-21年間の就業者数年平均増減率



注：飲食店・宿泊業はH14-21値、情報通信業、医療・福祉業はH15-21値

資料：県統計課「労働力調査」を基に企画調整課作成

沖縄振興計画では、期間中の就業者数の年平均増加率(1.3%)が、労働力人口の伸び(1.0%)を上回ることにより、失業者が平成12年の5万人から目標年次の平成23年は3万3,000人となり、完全失業率は、7.9%から3.2ポイント低下の4.7%に改善すると見込んでいた。

しかし、平成12年に全就業者数の13.5%を占めた建設業の就業者数が、上記で述べたように年平均△1.7%で減少し、同じく6.0%を占めた製造業も年平均△1.0%減少しており、平成21年現在、目標年次の就業者数より2万人少ない。

また、全就業者数の70%以上を占める第3次産業では、観光・リゾート産業、情報通信業、医療・福祉業の伸びに支えられ、年平均1.1%就業者数が増加しているが、計画策定時に見込んだ1.8%を下回っており、同様に平成21年現在、3万9,000人少ない状況にある。

結果的に、労働力人口の増加に対応した雇用機会拡大が得られず、依然として厳しい雇用情勢が続いている。

このような状況にある本県の雇用情勢を中長期的に改善していくには、これまで雇用の受け皿としての役割を發揮してきた観光・リゾート産業、情報通信関連産業を引き続き大きな柱として据えて支援を強化するとともに、医療・福祉など就業者数が増加傾向にある産業の人材確保を促進するため、求人・求職のミスマッチ解消を図る施策を展開

する必要がある。また、農業、製造業、建設業など就業者数が減少傾向にある産業における、新たなビジネスモデルの展開により、雇用吸収力を高める施策を展開する必要がある。

また、全国と比べて、著しく高くなっている若年層の失業の問題に対しては、雇用の場の拡大とともに労働意欲の向上のため、キャリアカウンセリング等の相談体制の充実やインターンシップ等による職業観の育成を図ることが重要である。また、高度化・複雑化した産業社会に対応する職業訓練を拡充・強化し、人材の育成に努め、県内外における就業機会を増大させていく必要がある。

### (3) 主要な経済指標の動向

#### 【現状】

##### (経済成長率の推移)

復帰後、平成19年度までの本県の年平均名目経済成長率（県内総生産）は6.1%となり、全国の4.9%を1.2ポイント上回っている。

しかし、これを各振計ごとにみると、1次振計期間(S47-S56)が15.0%、2次振計期間(S56-H3)が6.4%、3次振計期間(H3-H13)は、平成3年以降のバブル経済崩壊による国の経済成長率鈍化の影響を受けて1.7%と低下した。沖縄振興計画期間にある平成13年度から平成19年度はさらに0.4%と低下しているが、これは、デフレや国の構造改革による公共事業の大幅減などの影響によるものとみられる。沖縄振興計画期間中の成長率を実質値でみた場合、全国が1.9%に対し、本県は1.1%と全国を下回っており、輸出産業が牽引した大都市圏の景気回復に対し、県経済の経済成長率は、構造改革の推進などにより鈍化しているものとみられる。

なお、昭和47年度から平成19年度までの成長率を名目値で示しているのは、県民所得統計の数値が、基準価格の変更のため、昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、平成7年度と平成8年度の間で不連続となっているためである。[図表2-4-3-1]

図表2-4-3-1 名目県民総所得（支出側）の推移

(単位：百万円、倍、%)

区分	年度										倍率 (S47 ~H19)	年平均増加率				
	47 (1972)	56 (1981)	3 (1991)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)		(S47 ~S56)	(S56 ~H3)	(H3 ~H13)	(H13 ~H19)	(S47 ~H19)
民間最終消費支出	306,712	1,050,424	1,496,596	1,822,340	1,801,130	1,815,780	1,795,432	1,781,382	1,898,145	1,913,253	6.2	14.7	3.6	2.0	0.8	5.4
政府最終消費支出	74,532	329,390	739,574	1,067,553	1,084,661	1,125,756	1,086,772	1,110,085	1,118,238	1,138,778	15.3	18.0	8.4	3.7	1.1	8.1
総固定資本形成	196,498	648,257	1,016,846	1,029,751	1,001,793	975,450	951,605	961,495	955,040	930,577	4.7	14.2	4.6	0.1	-1.7	4.5
a 民間	153,305	340,999	664,407	577,990	589,056	579,294	599,179	622,717	664,906	622,882	4.1	9.3	6.9	-1.4	1.3	4.1
(a) 住宅	65,082	142,065	163,051	165,305	165,976	162,683	159,940	164,214	188,929	143,729	2.2	9.1	1.4	0.1	-2.3	2.3
(b) 企業設備	88,224	198,934	501,356	412,685	423,080	416,611	439,239	458,503	475,977	479,153	5.4	9.5	9.7	-1.9	2.5	5.0
b 公的	43,193	307,258	352,439	451,761	412,737	396,156	352,426	338,778	290,134	307,695	7.1	24.4	1.4	2.5	-6.2	5.8
在庫品増加	18,205	1,100	19,081	6,762	-7,390	2,062	14,394	1,988	9,068	12,807	-	-	-	-	-	-
移(輸)出	174,075	641,771	814,598	982,974	974,442	1,000,433	979,550	1,003,781	1,022,126	1,022,975	5.9	15.6	2.4	1.9	0.7	5.2
(控除)移(輸)入	315,967	1,042,761	1,086,946	1,450,954	1,434,299	1,442,877	1,417,662	1,422,850	1,464,907	1,468,406	4.6	14.2	0.4	2.9	0.2	4.5
県内総生産(支出側)	459,199	1,615,986	3,014,785	3,583,586	3,572,498	3,615,611	3,581,473	3,618,092	3,641,468	3,662,020	8.0	15.0	6.4	1.7	0.4	6.1
県外からの所得	42,082	93,800	45,848	211,536	208,462	211,046	217,382	251,038	266,815	275,836	6.6	9.3	-6.9	16.5	4.5	5.5
県民総所得	501,282	1,709,785	3,060,633	3,795,122	3,780,960	3,826,657	3,798,855	3,869,130	3,908,283	3,937,856	7.9	14.6	6.0	2.2	0.6	6.1

注1. 沖縄県「県民経済計算」

2. 沖縄県の昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、平成7年度と平成8年度の数値は不連続である。

3. 県は平成元年度まで68SNA、平成2年度以降は93SNAにより推計している。

#### (支出項目別の伸び)

県民総所得（名目）は、昭和47年度から平成19年度の間7.9倍となった。これを支出項目別にみると、政府最終消費支出の15.3倍が最も大きく、次いで、民間最終消費支出6.2倍、観光に牽引された移輸出5.9倍、県内総固定資本形成4.7倍の順となっている。

また、県内総固定資本形成の中では、公的総固定資本形成の伸びが7.1倍となっており、民間総固定資本形成4.1倍を上回っているが、平成13年から平成19年の沖縄振興計画期間中においては、民間総固定資本形成が年平均増加率1.3%のプラスの伸びを確保したのに対し、公的総固定資本形成は、先に述べた公共事業の大幅減の影響により年平均△6.2%と大きく落ち込んでいる（公共事業が大半を占める沖縄振興開発事業費は、同期間で約1000億円減額されている）。

## (県内総生産の動向)

本県の県内総生産(名目)は、昭和47年度の4,592億円から平成19年度は3兆6,620億円と約8倍となった。

このような伸びのなかで、第1次産業は、昭和47年度の336億円から平成19年度の665億円まで2.0倍になったが、この間の年平均増加率は2.0%と県内総生産の6.1%を4.1ポイント下回っている。また、1次振計(S47-S56)の間の年平均増加率は、農業が伸びたことにより、10.9%となったが、その後伸び悩み、沖縄振興計画期間中(H13-H19)の6年間は△0.3%となっている。

次に、第2次産業は、昭和47年度の1,280億円から平成19年度の4,434億円まで3.5倍の増加となり、年平均増加率は3.6%となっている。1次、2次振計期間中の年平均増加率はそれぞれ11.5%、5.4%とプラスで推移したものの、3次振計期間で伸び悩み、沖縄振興計画期間中(H13-H19)は、これまでのところ、△4.5%と低迷している。

第3次産業は、昭和47年度の3,090億円から平成19年度の3兆2,987億円まで10.7倍の大幅な増加となり、年平均増加率は7.0%となっている。特に、サービス業が、20.1倍と大きく伸びている。[図表2-4-3-2]

図表2-4-3-2 県内総生産(名目)の推移

区分	年度										倍率 (S47 ~H19)	年平均増加率				
	47 (1972)	56 (1981)	3 (1991)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)		(S47 ~S56)	(S56 ~H3)	(H3 ~H13)	(H13 ~H19)	(S47 ~H19)
第1次産業	33,592	85,141	79,769	67,829	63,881	66,785	68,309	66,646	66,602	66,503	2.0	10.9	-0.6	-1.6	-0.3	2.0
農業	25,276	69,223	62,017	55,891	51,944	55,877	56,796	55,713	55,071	55,920	2.2	11.8	-1.1	-1.0	0.0	2.3
林業	101	299	442	351	401	361	372	345	355	381	3.8	12.9	4.0	-2.3	1.4	3.9
水産業	8,215	15,619	17,310	11,587	11,536	10,547	11,141	10,588	11,176	10,202	1.2	7.4	1.0	-3.9	-2.1	0.6
第2次産業	127,976	341,324	577,224	584,906	533,238	545,869	475,321	469,061	460,192	443,377	3.5	11.5	5.4	0.1	-4.5	3.6
鉱業	2,337	6,626	12,851	11,665	10,399	11,064	9,705	8,756	8,068	8,048	3.4	12.3	6.8	-1.0	-6.0	3.6
製造業	50,188	110,236	178,945	216,801	187,461	220,037	179,844	167,229	168,016	164,317	3.3	9.1	5.0	1.9	-4.5	3.4
建設業	75,450	224,462	385,428	356,440	335,378	314,768	285,772	293,076	284,108	271,012	3.6	12.9	5.6	-0.8	-4.5	3.7
第3次産業	308,984	1,217,582	2,447,627	3,072,802	3,126,394	3,152,813	3,185,598	3,228,669	3,258,878	3,298,721	10.7	16.5	7.2	2.3	1.2	7.0
電気・ガス・水道業	7,838	46,490	93,748	115,219	118,622	121,801	117,223	116,442	110,335	109,449	14.0	21.9	7.3	2.1	-0.9	7.8
卸小売業	65,146	246,472	412,889	442,858	434,042	423,599	422,298	418,457	424,877	415,907	6.4	15.9	5.3	0.7	-1.0	5.4
金融・保険業	19,751	54,313	124,285	165,294	173,590	175,905	174,046	183,718	177,909	169,283	8.6	11.9	8.6	2.9	0.4	6.3
不動産業	44,898	168,779	307,933	385,855	397,035	412,890	418,869	429,309	440,627	457,086	10.2	15.9	6.2	2.3	2.9	6.9
運輸・通信業	48,646	150,238	282,437	282,098	295,975	307,350	326,719	322,242	303,255	305,839	6.3	13.3	6.5	0.0	1.4	5.4
サービス業	55,011	231,656	705,920	999,664	1,014,018	1,021,003	1,018,308	1,049,220	1,073,090	1,070,490	20.1	17.3	11.8	3.5	1.7	9.0
政府サービス生産者	63,428	293,550	469,930	606,601	609,898	606,399	617,878	612,822	620,979	628,440	9.9	18.6	4.8	2.6	0.6	6.8
対家計民間非営利	4,266	26,084	50,485	75,213	83,214	83,866	90,257	96,459	107,806	105,668	24.8	22.3	6.8	4.1	5.8	9.6
(控除)掃蕩利子等	11,352	28,061	89,835	141,951	151,015	149,856	147,755	146,284	144,204	146,581						
県内総生産	459,199	1,615,986	3,014,785	3,583,586	3,572,498	3,615,611	3,581,473	3,618,092	3,641,468	3,662,020	8.0	15.0	6.4	1.7	0.4	6.1

資料：沖縄県「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

注1. 沖縄県の昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、平成7年度と平成8年度の数値、及び国の昭和54年度と昭和55年度は、不連続であり、不連続間の成長率は、便宜的な数値である。

2. 県は平成元年度まで68SNA、平成2年度以降は93SNA、国は昭和54年度までが68SNA、昭和55年度以降が93SNAにより推計している。

3. 電気・ガス・水道業は、政府サービス生産者の電気・ガス・水道業を含む。

4. サービス業は、政府サービス生産者のサービス業及び対家計民間非営利サービス生産者を含む。

## (産業構造)

産業別構成は、第1次産業が昭和47年度の7.1%から平成4年度には2.4%まで4.7ポイント低下した。その後も低下傾向が続き、平成19年度は1.7%となっている。このような第1次産業の経済に占める構成比の低下は全国的な傾向である。

第2次産業の構成比については、昭和47年度の27.2%から平成4年度は18.5%と8.7ポイント低下した。その後も低下傾向が続き、平成19年度は11.6%となっている。

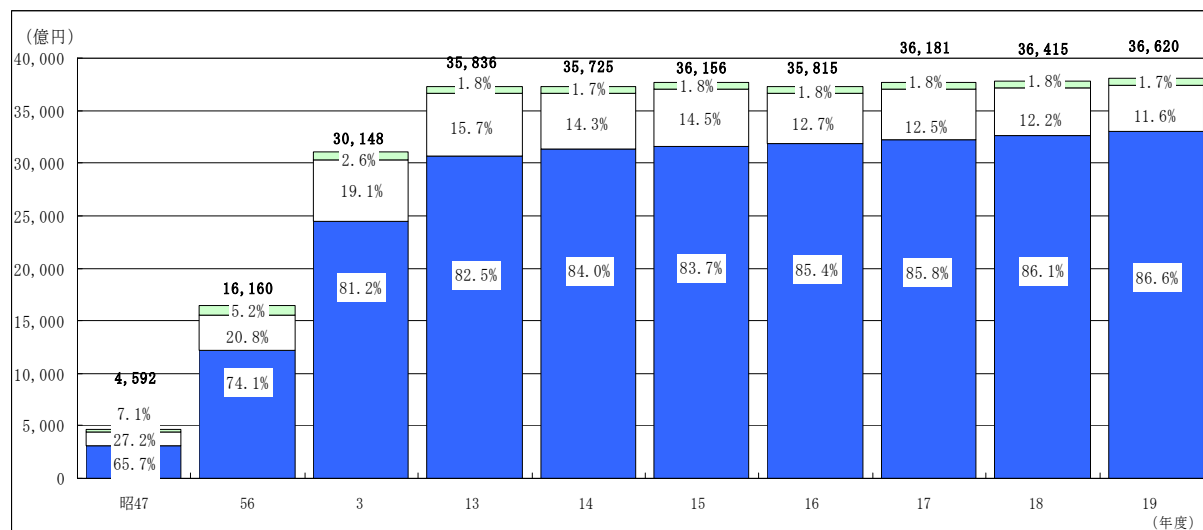
また、第2次産業の中で、製造業は、昭和47年度の10.7%から平成4年度5.4%、平成19年度4.3%と低下傾向が続いている。また、建設業は、昭和47年度の16.0%から平成4年度は12.7%と低下し、その後も低下傾向で推移し、平成19年度は7.1%とその比率は大きく低下している。

また、第3次産業は、昭和47年度の65.7%から平成4年度は79.1%となり、平成19年



度には86.6%まで上昇し、この復帰後35年間にその比率を20.9ポイントも高めている。[図表2-4-3-3]

図表2-4-3-3 県内総生産（名目）の産業別構成比の推移



資料：県統計課「県民経済計算」

#### （1人当たり県民所得）

1人当たり県民所得（名目）は、昭和47年度の44万円から年々増加し、平成4年度には200万円を超えたが、その後は横ばいで推移し平成19年度は205万円となっている。昭和47年度と比較すると約5倍の水準となっている。

また、昭和47年度59.5%であった1人当たり国民所得との格差は、復帰後の高い経済成長率を受けて、縮小傾向で推移し、昭和61年度には75.9%となった。しかし、その後は、拡大傾向に転じ、近年は、70%前後での推移となり、平成19年度は69.9%となっている。[図表2-4-0-4]

#### 【課題及び対策】

本県経済は、これまでの1次、2次、3次の沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の推進により、民間主導の自立型経済に向かって着実に進んでいるとみられる。しかし、第二次産業の低迷などで、これまでのところ沖縄振興計画策定時に想定した目標年次における展望値の達成は困難な状況にある。

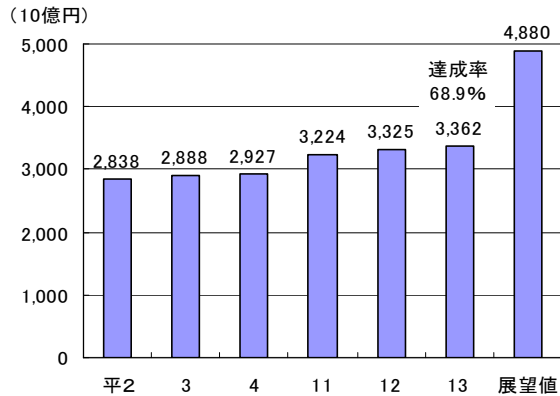
#### （経済成長）

3次振計では、県内総生産はその最終年度（平成13年度）に4兆9,000億円（平成2年価格）になるとしていたが、平成13年度の県内総生産は、3兆3,620億円（平成2年価格）となり、展望値に対する達成率は68.9%にとどまった。

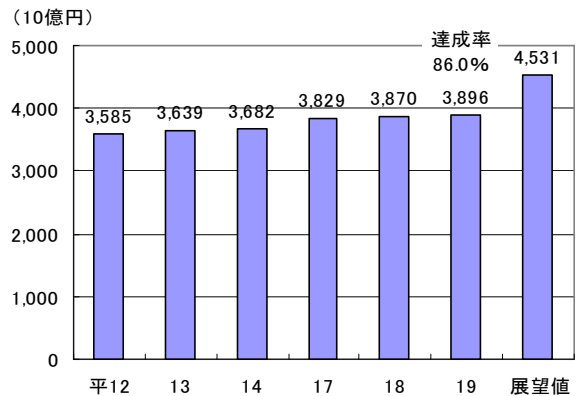
一方、沖縄振興計画では、最終年度（平成23年度）において、県内総生産はおおよそ4兆5,000億円（平成12年価格）になるとしているが、平成19年度の実質県内総生産は3兆8,960億円となっており、達成率は86.0%である。展望値達成には、残り4年の間に毎年度4%の経済成長が必要となり、その達成は困難な状況にある。要因としては、沖縄振興開発予算の激減による公共事業の減少や観光客一人当たりの県内消費額が伸び悩んだことなどが挙げられる。[図表2-4-3-4]

図表2-4-3-4 県内総生産（実質）の実績と計画フレーム

県内総生産（平成2年価格・第3次振計）



県内総生産（平成12年連鎖価格・沖縄振興計画）



資料：県統計課「県民経済計算」を基に企画調整課作成

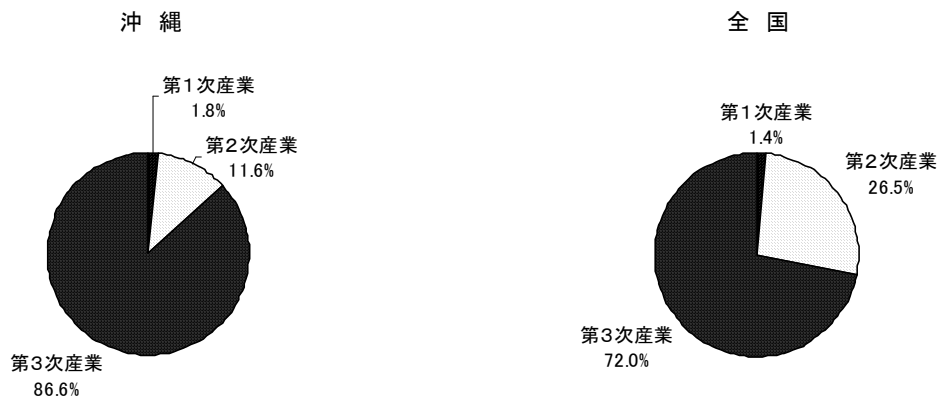
（産業構造）

昭和47年度から平成19年度の産業別構成について、全国と比較すると、第1次産業の割合は、7.1%から1.7%と低くなっているのに対し、全国も同様に5.3%から1.4%とその比率が低くなっている。また、第3次産業の割合は、86.6%となり、全国と比較してもかなり比率が高くなっている。

一方、平成19年度の第2次産業の割合は、全国が26.5%なのに対し、本県が11.5%となっているが、内訳をみると本県の建設業が全国を上回っているのに対し、製造業の割合が全国と比較して極端に低くなっている。製造業の生産額は、沖縄振興計画目標年次（平成23年度）において2,760億円となり、全産業に占める割合は5.9%になるものとしている。しかし、平成19年度における生産額は1,640億円でその割合は4.3%となっており、全国の20.6%との格差は大きく、本県製造業の振興が進んでいないことを示している。

また、建設業については、目標年次において4,530億円となり、割合は9.6%になるものとしていたが、公共事業の大幅削減により、2,710億円にとどまり、その割合は、7.1%と想定以上に低下しており、全国の5.9%との差が縮小している。[図表2-4-3-5]

図表2-4-3-5 平成19年度産業別県内総生産（名目）の構成比



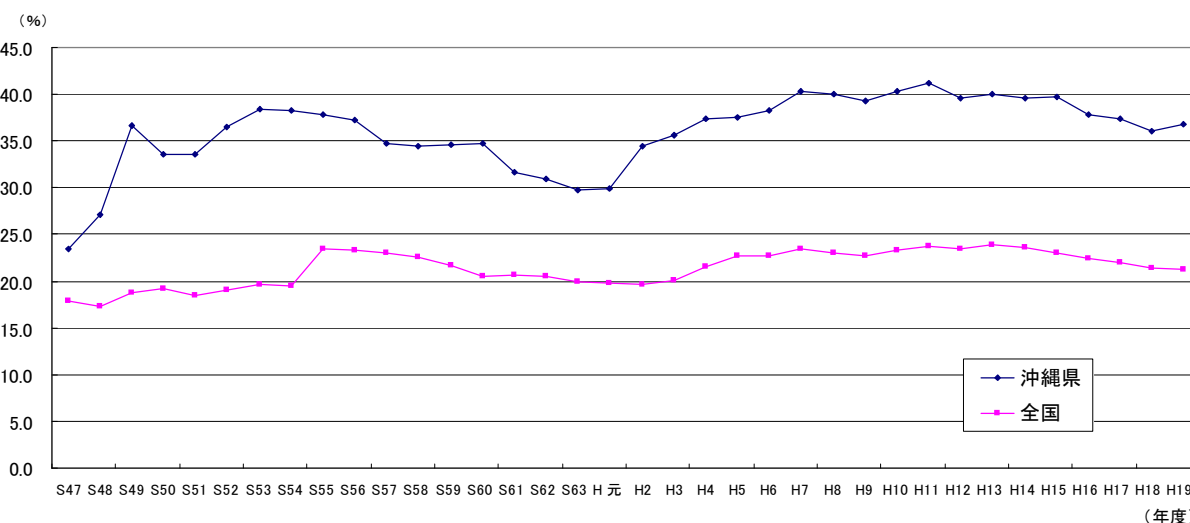
資料：県統計課「県民経済計算」

### (財政依存度)

沖縄振興計画において、県民総所得に占める一般政府最終消費支出と公的総固定資本形成の割合である財政依存度は、平成19年度において36.7%となっており、本県の財政依存度は、依然として高い状況にある。一方、平成19年度の国民総所得に占めるその数値は、21.3%であり、本県が15.4ポイント上回っている。

しかしながら、公共事業削減の影響による公的総固定資本形成の減少により、近年では財政依存度は減少傾向にある。[図表2-4-3-6]

図表2-4-3-6 財政依存度の推移



資料：県統計課「県民経済計算」

### (移輸出入)

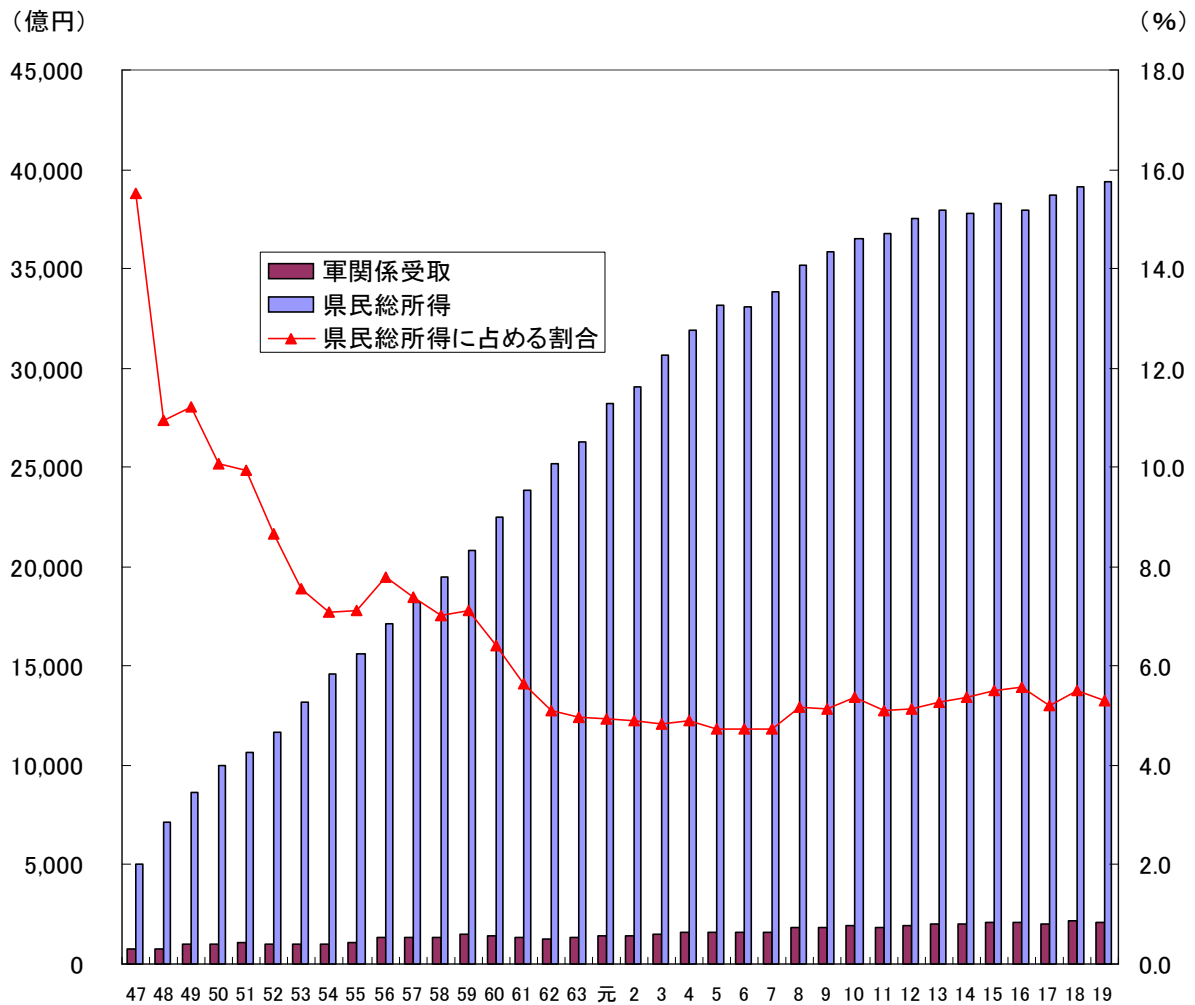
移輸入超過額の県民総生産に占める割合は、昭和47年度の28.3%から低下し、平成19年度は11.3%（移輸入超過額4,454億円）となっているが、依然として大幅な移輸入超過となっている。

このような県外収支における大幅な移輸入超過額は、国庫からの財政移転等によってカバーされている面もあり、移出産業の振興と移輸入超過の改善は、県経済の自立的な発展を目指す本県にとって重要な課題である。

### (基地関連経済)

本県経済に占める基地関連収入（米軍等への財サービスの提供・軍雇用者所得・軍用地料）は、昭和47年度の15.6%から平成19年度は5.3%となり、その比重は大幅に低下している。今後、米軍再編による大幅な兵力削減や、相当規模の基地返還が進めば、基地関連収入が県経済へ占める割合は、さらに低下していくことが予想される。基地返還に伴い、基地関連収入が消滅した後、本来的な生産力を発揮するまでのタイムラグをどのように乗り越えていくかが今後の重要な課題となる。適切な跡地利用にいたる過程は、日米安全保障条約に基づく、基地提供義務と対をなすものであり、国の責務に基づき十分な措置が必要である。[図表2-4-3-7]

図表2-4-3-7 軍関係受取と県民総所得の推移



資料：県基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」

（1人当たり県民所得）

1人当たり県民所得は、沖縄振興計画の目標年次において270万円を超え、全国との格差は縮小していくと想定しているが、平成19年度における実績値は205万円となっており、その格差も69.9%と縮小しておらず、その達成は困難な状況にある。

また、県民総所得のデフレータにより、平成19年度の205万円を平成12年価格にした比較参考値は219万円となり、沖縄振興計画において基準とした平成12年度218万円とほぼ同額である。

（経済の課題）

本県経済は、生産基盤の遅れや農林漁業従事者の減少などにより農林水産業の総生産額が停滞しているほか、物流コストが高いことによる新規立地企業数の伸び悩みに起因して製造業が低迷し、また、国の構造改革の推進の影響を受けた公共事業の削減により建設業が大幅に減少している。

一方、第3次産業については、計画策定時の見込みより高いペースで推移しているものの、目標年次に6,000億円程度となると見込んでいる観光収入については、入域観光客の着実な増加に対して、観光客一人当たりの県内消費額が伸び悩んでいることなどから、平成20年で4,365億円と見込みを大きく下回っている。

以上のことから、沖縄振興計画策定時に想定した目標年次における展望値の達成は困難な状況にある。

しかしながら、財政依存度が低下傾向にあるなか、民間総固定資本形成は増加を示し、経済成長率（実質）で年平均で1.1%とプラスの成長を確保してきたことは、本県経済が、財政に大きく左右される経済から、民間主導型の経済へ転換していく胎動をうかがわせるものとなっている。

また、本県経済は、島嶼経済に特有の制約を抱えているものの、人口の増加や、着実に整備されてきた道路、空港、港湾などの産業インフラ、魅力あふれる美しい自然、成長著しいアジアとの距離的近接性や文化的な親和性などさらなる経済発展の可能性を十分に備えているものと考えられる。

今後の施策展開の方向としては、発展の基礎となる戦略的な社会資本整備とあわせて、豊富な労働力を活かす施策、国内外との交流を促進する施策、交通・物流コストの低減化による競争条件の平等化施策など、県内企業を奮い立たせる施策を展開していく必要がある。このことにより、域外の需要を継続的に、移住型産業と結びつけ、魅力的な商品、知的財産、サービスを不断に供給し収入を獲得していくことが可能となると考えられる。あわせて、地域を安定させ、経済波及効果を高める域内型産業の活性化を図り、島嶼経済のもつ不利性を克服し、経済競争のなかで生き残る頑強で生産性の高い自立型の地域経済の構築を目指していく必要がある。

産業の展開方向としては、リーディング産業である観光・リゾート産業や成長著しい情報通信関連産業など沖縄の強みが発揮される発展可能性の高い産業分野を戦略的に振興するとともに、新しいリーディング産業として、国際物流ハブを核としたアジアのダイナミズムも取り入れた新産業の展開、知的クラスター形成による先進医療、創薬、これと連動する健康・バイオ産業などへの展開を推進するなど、沖縄の島嶼経済の特性と自然環境と国内外交流が調和し、新たな価値の創造へとつながる展開を目指していく必要がある。

図表2-4-3-8 県内総生産（実質）の実績と計画フレーム

○第3次振計

（単位：10億円、%）

	実績						年平均増加率 H2からH9	3次振計フレーム		
	平2	3	4	11	12	13		展望値	年平均増加率	達成率
県内総生産	2,838	2,888	2,927	3,224	3,325	3,362	1.6	4,880	5.1	68.9

注. 平成2年価格（リンク係数により接続計算、名目総生産の実質化には県内総支出デフレーターを使用  
沖縄振興計画フレームの年平均増加率の算定期間は、H2からH13である。

○沖縄振興計画

（単位：10億円、%）

	実績						年平均増加率 H12からH19	沖縄振興計画フレーム		
	平12	13	14	17	18	19		展望値	年平均増加率	達成率
県内総生産	3,585	3,639	3,682	3,829	3,870	3,896	1.2	4,531	2.5	86.0

注. 平成12年連鎖価格

沖縄振興計画フレームの年平均増加率の算定期間は、H12からH23である。

資料：県統計課「県民経済計算」を基に企画調整課作成

図表2-4-3-9 産業別県内総生産構成比（名目）の実績と計画フレーム

(単位:10億円、%)

	昭和47年度		振計の計画値								平成19年度	
	沖縄	全国	1次振計		2次振計		3次振計		沖縄振興計画		沖縄	全国
			基準(S45)	目標(S56)	基準(S55)	目標(H3)	基準(H2)	目標(H13)	基準(H12)	目標(H23)		
第1次産業	34 (7.1)	5,050 (5.3)	24 (7.6)	50 (5.1)	73 (5.6)	133 (5.5)	91 (3.1)	147 (2.9)	70 (2.0)	96 (2.0)	67 (1.7)	7,402 (1.4)
第2次産業	128 (27.2)	40,344 (42.0)	56 (18.1)	294 (29.7)	277 (21.1)	558 (23.0)	614 (21.3)	1082 (21.6)	597 (16.8)	729 (15.5)	443 (11.6)	140,123 (26.5)
製造業	50 (10.7)	31,918 (33.2)	29 (9.3)	184 (18.6)	110 (8.4)	266 (10.9)	196 (6.8)	355 (7.1)	206 (5.8)	276 (5.9)	164 (4.3)	108,696 (20.6)
建設業	75.0 (16.0)	7,763 (8.1)	27 (8.8)	110 (11.1)	167 (12.7)	293 (12.1)	418 (14.5)	727 (14.5)	391 (11.0)	453 (9.6)	271 (7.1)	31,019 (5.9)
第3次産業	309 (65.7)	50,765 (52.8)	231 (74.3)	646 (65.2)	963 (73.3)	1,739 (71.6)	2,185 (75.6)	3,787 (75.4)	2,887 (81.3)	3,879 (82.5)	3,299 (86.6)	380,292 (72.0)
産業計	471	96,159	311	990	1,313	2,430	2,890	5,016	3,553	4,703	3,809	527,817
県内総生産	459	92,394	311	990	1,277	2,371	2,812	4,880	3,435	4,531	3,662	515,805

資料:統計課「県民経済計算」、企画調整課「沖縄振興計画資料」  
内閣府「国民経済計算年報」

注. 1次振計、2次振計は県内純生産、3次振計、沖縄振興計画は県内総生産である。  
( )の産業構成比の計算には、帰属利子等を含んでいない。  
全国は暦年値である。

図表2-4-3-10 財政依存度及び移輸出入差の推移

(単位:百万円、%)

区分	年度	S47	S57	S60	H元	H4	H9	H14	H19
沖 縄	一般政府最終 消費支出	74,532 (14.9)	334,924 (18.4)	384,689 (17.1)	471,876 (16.8)	768,312 (24.1)	966,962 (27.0)	1,084,661 (28.7)	1,138,778 (28.9)
	公的総固定資 本形成	43,193 (8.6)	298,456 (16.4)	398,093 (17.7)	369,320 (13.1)	424,872 (13.3)	439,667 (12.3)	412,737 (10.9)	307,695 (7.8)
	財政支出合計 (財政依存度)	117,725 (23.5)	633,380 (34.8)	782,782 (34.8)	841,196 (29.9)	1,193,184 (37.4)	1,406,629 (39.3)	1,497,398 (39.6)	1,446,473 (36.7)
全 国	財政支出合計 (10億円)	17,250 (17.9)	63,401 (22.9)	67,997 (20.5)	82,988 (19.8)	104,782 (21.5)	117,930 (22.7)	117,636 (23.6)	113,487 (21.3)
沖 縄	移輸出	174,075	577,194	592,086	644,384	820,659	877,980	974,442	1,022,975
	移輸入	315,967	990,973	979,162	1,001,548	1,100,540	1,300,926	1,434,299	1,468,406
	移輸出入差	△ 141,892 (△ 28.3)	△ 413,779 (△ 22.7)	△ 387,076 (△ 17.2)	△ 357,164 (△ 12.7)	△ 279,881 (△ 8.8)	△ 422,946 (△ 11.8)	△ 459,857 (△ 12.2)	△ 445,431 (△ 11.3)

資料:統計課「県民所得統計」、内閣府「国民経済計算年報」

注 ( )は名目県(国)民総支出に占める割合

以上、第2章では、沖縄を取り巻く経済社会の動向を整理するとともに、沖縄振興計画の6つの基本方向に関する取り組みの現状と課題を明らかにし、今後の対応方向を示した。併せて、県土地利用の基本方向と人口及び社会経済の動向を整理した。

第3章においては、各分野ごとの施策について点検を行い、現状と課題及び対策をとりまとめる。